

EPA 原産地規則マニュアル

令和 7 年 6 月

東京税関業務部総括原産地調査官
関税局業務課監修

【 本マニュアルについて 】

経済連携協定等（以下「EPA」という。）は、現在、20個の協定が発効しており、今後も増える見込みです。

これらのEPA原産地規則はそれぞれ、協定本文、附属書、運用上の手続規則等に加え、関連する国内法、政令及び基本通達等から成り立っており、業務に当たっては、それぞれの該当するEPA原産地規則の理解が必要です。

このEPA原産地規則マニュアルは、業務の手助けになることを目的に作成されています。なお、事例について、前提条件が異なると結論も異なる場合があるため、疑義のある場合には最寄りの首席原産地調査官等へ連絡・相談して下さい。

[参考] 各税関原産地規則担当部門連絡先

函館税関	: 0138-40-4255
東京税関	: 03-3599-6527
横浜税關	: 045-212-6174
名古屋税關	: 052-654-4205
大阪税關	: 06-6576-3196
神戸税關	: 078-333-3097
門司税關	: 050-3530-8369
長崎税關	: 095-828-8801
沖縄地区税關	: 098-943-7830

【 注意事項 】

- ・本マニュアル中「総論編—第1部 原産地規則の概要」及び「実務編—I 各協定共通」においては、基本となる概念に基づき、例となる協定、条文を挙げていますが、これらはあくまで参考であり、実際の事務処理に当たっては、それぞれの協定本文、附属書及び運用上の手続規則（OP）等、関税法、関税暫定措置法及び関税法基本通達等の関連する各規定を参照して下さい。また、輸入通関の一層の迅速性及び正確性に期するため、事前教示制度の活用をお勧めします。
- ・本マニュアルについては、隨時（毎年1回程度）見直し及び更新を行うことから、適用及び運用に当たっては、最新版で確認して下さい。

事前教示制度について

【概要】

輸入関係者が、原則として文書により、輸入を予定している貨物の原産地認定の取扱い（法令の適用・解釈等）について税関に照会を行い、その回答を文書により受けることができる制度です。

【メリット】

EPA特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。また、輸入申告時に貨物の原産地が判明しているため、輸入通関をよりスムーズに行うことができます。また、税関が発出した回答書の内容は、発出後3年間、輸入申告時の審査の際に尊重されます（法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除く。）ので、安定的な取り扱いが確保されるなどの利点があります。

※口頭（電話や税関の窓口）やEメール（文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除く。）での照会・回答の場合には、輸入申告時の審査の際に尊重される取り扱いは行われないのでご注意ください。より正確を期すためには文書による照会をお勧めします。

【利用方法等】

文書による事前教示の照会は、必要事項（原材料、その関税率表番号・原産地等）を記載した「事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（税関様式C第1000号-2）1通と参考となる資料（原材料明細表、製造工程表、見本等）を、主要な輸入予定地を管轄する税関に提出してください。照会を受けた税関は、提出された照会書等の情報を基に検討を行い、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（税関様式C第1000号-3）をお渡しします。税関では、照会を受理してから30日以内に回答が行われるよう努力しております。

また、回答書に記載された内容について再検討を希望するものとして意見がある場合は、回答書の交付又は送達があった日の翌日から2か月以内に限り申し出ることができます。

なお、照会者及びその利害関係者が、照会貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分又は原産地に関する紛争等が生じている場合や、輸入申告中の貨物についての照会である場合等事前教示の趣旨に反する場合には、事前教示の照会・回答を行うことができません。

文書による事前教示の照会・回答内容は税関における取扱いの透明性及び輸入者等一般の予測可能性を高めるため、原則として税関ホームページで公開されます（照会者名等は公開されません。）。

※Eメールによる照会のうち、見本及び追加資料の提出等が不要であること等一定の条件を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受け取ることができます。詳細については税関ホームページをご参照ください。

【税関ホームページ】

*事前教示制度（原産地関係）について <https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

【 ホームページ案内 】

- 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp> にアクセス
- ◆ ステージング表・一般特恵税率の適用が可能な品目・EPA特恵税率よりMFN税率が低い品目は…
 - ・ステージング表（EPA等において我が国が約束した関税率の表）
<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm>
 - ・一般特恵税率の適用が可能な品目
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm
 - ・経済連携協定等に基づく税率より実行最惠国税率（MFN税率）が低い品目について（逆転現象）
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm
- ◆ 事前教示・事後確認・法令・記載要領等については…
 - ・事前教示制度（原産地関係）
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>
 - ・事後確認
<https://www.customs.go.jp/roo/verification/index.htm>
 - ・協定・法令等
<https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>
 - ・原産地証明手続
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>
- ◆ 品目別規則については…
 - ・<https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>

目次

総論編

	頁
第1部 原産地規則の概要	
I 原産地規則の意義・目的	1
II 原産地規則の構成要素	2
III 特恵待遇を受けるための要件	2
IV 原産地基準	2
1.完全生産品	2
2.原産材料のみから生産される产品	3
3.実質的変更基準を満たした产品	4
①関税分類変更基準	4
②加工工程基準	4
③付加価値基準	5
4.関税分類変更に係る特例規定の適用を受ける产品	6
V 原産地基準の補足的規定	6
1.累積	6
2.僅少の非原産材料	7
3.原産資格を与えることとならない作業	8
4.組み立ててないか又は分解してある产品	8
5.代替性のある产品及び材料	9
6.間接材料	9
7.附属品、予備部品及び工具	10
8.小売用の包装材料及び包装容器	10
9.船積み用のこん包材料及びこん包容器	10
VI 品目別規則における特徴的ルール	11
1.各基準の同格ルール	11
2.アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール	11
3. I O T C 登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール	12
4.繊維製品のルール	12
5.インド協定における農産品のルール	18
6.日EU協定における協定附属書3-B品目別規則のルール	18
VII 積送基準	18
VIII 手続的規定	19
IX E P A 対象品目について	22
1. E P A 税率よりもM F N 税率が低い品目について	22
2.一般特恵との関係について	23
3. E P A 発効後も一般特恵税率が適用可能な物品について	24
4.現在のE P A 税率及び今後の引下げスケジュールについて	25
X 事後確認	26

第2部 各協定の特色	頁
I シンガポール協定	27
II メキシコ協定	28
III マレーシア協定	31
IV チリ協定	33
V タイ協定	35
VI インドネシア協定	38
VII ブルネイ協定	39
VIII アセアン包括協定	40
IX フィリピン協定	43
X スイス協定	44
XI ベトナム協定	45
XII インド協定	46
XIII ペルー協定	47
XIV オーストラリア協定	49
XV モンゴル協定	51
XVI CPTPP	52
XVII 日EU協定	56
XVIII 日米貿易協定	61
XIX 日英協定	63
XX RCEP協定	66

実務編

I 各協定共通	72
1. 原産地基準	72
2. 運送関係	73
3. 手続的規定	75
4. その他	88
II シンガポール協定	94
III メキシコ協定	95
IV マレーシア協定	101
V チリ協定	105
VI タイ協定	107
VII アセアン包括協定	110
VIII スイス協定	112
IX オーストラリア協定	113
X CPTPP	114
XI 日EU協定	117
XII 日米貿易協定	119

XIII	日英協定	121
XIV	R C E P協定	123

* 「実務編－I 各協定共通」においては、基本となる概念に基づき、例となる協定、条文を挙げていますが、これらはあくまで参考であり、実際の事務処理に当たっては、それぞれの協定本文、附属書及び運用上の手続規則等、関税法、関税暫定措置法及び関税法基本通達等の関連する各規定を参照して下さい。

第1部 原産地規則の概要

I 原産地規則の意義・目的

1. E P A (経済連携協定) 特恵原産地規則

- ・E P A相手国の原産品※であるか否かの判断
- ・当該E P Aに係る通商政策、産業政策等の実現
- ・関税の撤廃、引下げによって貿易の促進を図る
⇒国ごとに独自の資源や産業があることから、品目ごとの政策等に応じて、自国の利益を最大化する
ようなルールを策定したい。
- ⇒したがって、交渉が行われ、原産品であるか否かの判断をするためのルールが作られる。

※E P A特恵原産地規則において、規定された要件を満たしたものを「原産品」と定義している。
　　タイ協定第28条等

2. 一般特恵(G S P)原産地規則

一般特恵制度は、国連貿易開発会議(UNCTAD)においてその導入が合意され、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るために、開発途上国を原産地とする貨物に対して、一般的な関税率よりも低い関税率(特恵税率)を適用する制度であり、日本では関税暫定措置法において規定されている。

- ・「開発途上国から輸出された貨物に特恵税率を適用する」としてしまうと、この目的に沿わない産品(例えば、特恵受益国を通過しただけの貨物や単に特恵受益国で包装しただけの物品)にまで特恵税率を適用する場合も生じる。
- ⇒したがって、貨物の原産地を判断するルールが必要となる。

3. その他

- ・セーフガード措置等の特殊関税制度
- ・輸入貿易管理等
- ・原産地表示
- ・貿易統計等

⇒E P Aや一般特恵(G S P)における原産地規則は、相手国に特恵待遇を与えるための基準であるのに対して、これらは特恵待遇を付与する措置ではないことから、非特恵(措置)と呼び、その適用にあたり原産地(=物品の国籍)を判断するルールが必要となる。

特恵税率と協定税率 (2002/11/29以前)

	協定に基づく税率	その他の税率
特恵	なし	一般特恵(G S P)税率
非特恵	ガット／WTO協定税率	



(2002/11/30以降)

	協定に基づく税率	その他の税率
特恵	E P A特恵税率	一般特恵(G S P)税率
非特恵	WTO協定税率	

★ 特恵と非特恵の違い

特恵原産地規則：
⇒適用を受ける場合にのみ必要となる。

- ・一般特恵(G S P)税率
- ・E P A特恵税率

非特恵原産地規則：

⇒基本的にどの国が原産地であるかを決定する必要がある。

- ・WTO協定税率
- ・輸入申告上の原産国 等

☆最初の経済連携協定が発効する以前は、特恵税率と言えば一般特恵税率を、協定税率と言えばWTO協定税率を指していた。シンガポール協定が発効した2002年11月30日以降、協定に基づく税率であると同時に特恵税率でもあるE P A特恵税率が存在することとなった。

II 原産地規則の構成要素

原産地規則は、次の要素により構成されている。

<B国から日本にワインが輸入された場合>

A国



ぶどうを収穫

B国



醸造・バルク詰め



BIN詰め

①このワインの原産地がどこであるかを輸出の時点で具体的に決定するためのルール（例えば、「醸造した国を原産地とする」といったルール）が必要。 ⇒ 原産地基準

日本

※（仮にB国が原産地であるとして）運送の途上で「B国原産」という資格を失っていないかどうかを判断するためのルールが必要。 ⇒ 積送基準

②税関に対して必要な手続を行い、「原産品」であることを申告すること。 ⇒ 手続的規定

III 特恵待遇を受けるための要件

1. 產品が特恵待遇の対象として指定されていること（譲許品目であること）。
 2. 相手国において、特恵待遇を受けるために必要な生産が行われていること（原産地基準を満たしていること）。

また、運送の途上で原産品としての資格（原産地基準を満たしているという資格）が失われていないこと（積送基準を満たしていること）。
 3. 手続的要件を満たしていること。

上記の実体的要件を満たしていることを税関に対して証明すること。
- 上記1、2及び3のすべてを満たさなければならない。

IV 原産地基準

原産地基準とは、原産地がどこであるかを判断するものである。当該基準に基づく原産品は次のとおり。

1. 完全生産品 タイ協定第28条1(a)等

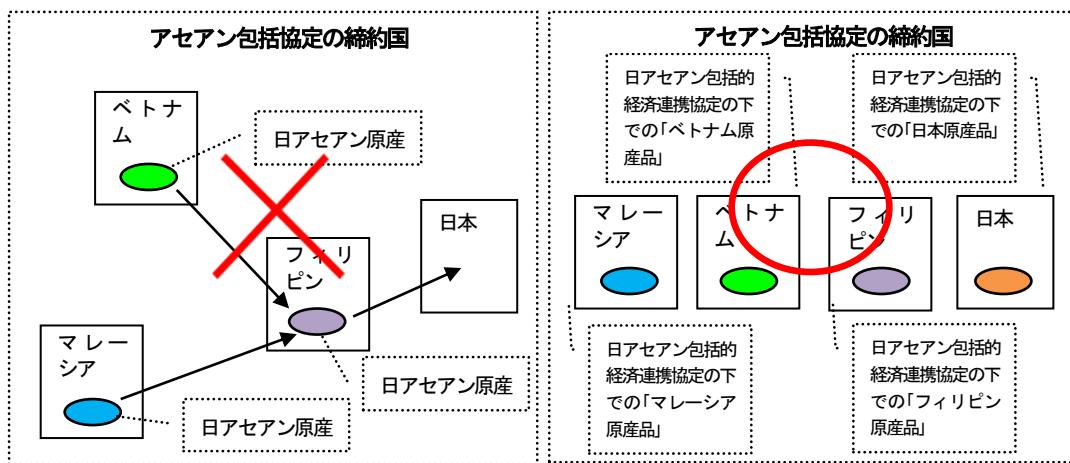
完全生産品とは、その「生産」が1カ国※で完結している产品をいう。

※メキシコ協定では「一方又は双方の締約国の区域」、日米貿易協定では「一方又は双方の締約国の領域」と規定。つまり相手国と日本の両方の国を一つの国、CPTPPでは「一又は二以上の締約国の領域」つまり締約国を一つの領域と捉えている。

多国間協定であるアセアン包括(AJCEP)協定においては締約国すべてを一つの範囲とするのではなく、締約国単位で捉えている。なお、アセアン包括協定における締約国とは同協定が効力を生じている国をいう(日本も含まれ、また、単にASEAN加盟国であるというだけでは締約国とはならないが、2018年12月現在、ASEAN加盟国全てが締約国となっている。)。

なお、アセアン包括協定において、『同協定の下では「日アセアン原産」という概念がある』というイメージを持つてしまいがちだが、これは誤りである。協定においては「日アセアン原産」という概念は規定されておらず、単にアセアン包括協定の下での「マレーシア原産品」、「ベトナム原産品」、「フィリピン原産品」等という概念が存在するだけである。RCEP協定についても同様に、RC

[総論編－第1部 原産地規則の概要]
 E P協定上の「中国原産品」、「オーストラリア原産品」、「タイ原産品」等の概念があるのみであり、「R C E P原産品」という概念はない。



一方、同じ多国間協定であるCPTPPでは、域内全体をあたかも一つの国（仮想的な一つの領域）とみなし、域内で生産された貨物が協定上の原産品であるかどうかを判断する。

この場合、生産がCPTPP域内の複数国で段階的に行われたとしても全体として原産地規則を満たせばよい（1か国で満たしても問題ない）。

- 完全生産品の類型
 - ・ 農水産品、鉱業品の一次產品：一次產品の採捕、収穫、採掘等を「生産」と捉える。
 - ・ くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」と捉える。
 - ・ 上記の完全生産品のみから生産された物品：完全生産品同士から生産されても完全生産品であるという概念。
- 完全生産品の例
 - ・ 一の国で生まれ、成育した動物（家畜等）
 - ・ 一の国で採捕された動物（野生動物等）
 - ・ 一の国で生きている動物から得られた產品（卵、牛乳等）
 - ・ 一の国で収穫・採取された植物（果物、野菜、切花等）
 - ・ 一の国で抽出・採掘された鉱物性產品（原油、岩塩等）
 - ・ （一の国の船舶により）公海等で採捕された水産物
 - ・ 一の国で収集された產品であって、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品や原材料の回収のみに適するもの（飲み終わったジュースの缶等）
 - ・ 一の国における製造や加工作業等において生じたくず（木くず、金属の削りくず等）
 - ・ これら上記の產品のみから得られ、生産されたもの

2. 原産材料※のみから生産される產品 タイ協定第28条1(b)等

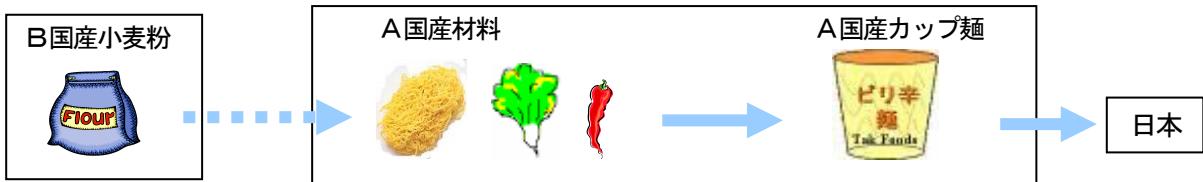
原産材料のみから生産される產品とは

- ・ 生産に直接使用された材料がすべて原産材料であるもの。
- ・ 外見上は一カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料（非原産材料）を使用している。

※EPAにおいて「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。 タイ協定第27条(i)等

<原産材料のみから生産される产品の例>

A国産のカップ麺：A国産の材料から生産されているが・・・



A国産カップ麺の材料に使用されている麺はA国の原産品であるが、その麺の材料に使用されている小麦粉は、B国産の小麦粉である場合等が考えられる。

3. 実質的変更基準を満たした产品 タイ協定第28条1(c)等

実質的変更基準を満たした产品とは、使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった产品。

➤ 実質的変更基準の種類

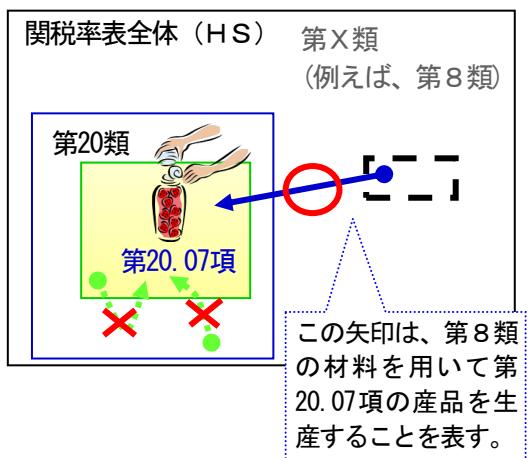
① 関税分類変更基準

产品のHS番号と、使用された全ての非原産材料のHS番号が異なることとなった場合に原産品となる。

- マレーシア協定品目別規則：第20.07項（ジャム、マーマレード等）
⇒他の類の材料からの変更

例えば、非原産の第8類の材料(果物)を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、ジャムはマレーシア協定上のマレーシア原産品と認めることができる。
(右図の○印)

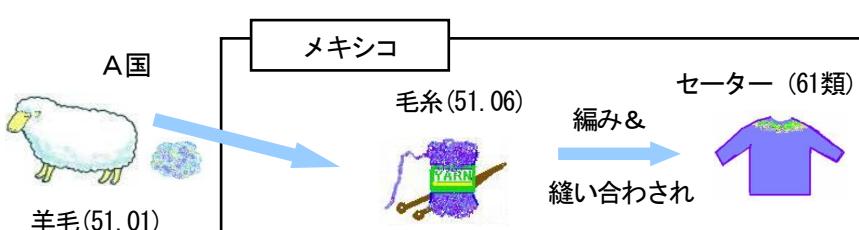
生産されたジャムと同じ類の非原産材料、例えば第20.07項の材料(フルーツピューレ等)又は第20類の他の項の材料(例えば香味付けのためのレモンジュース等)を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、ジャムはマレーシア協定上のマレーシア原産品と認めるることはできない。(右図の2つの×印)



② 加工工程基準

特定の加工工程が施された場合に原産品となる。

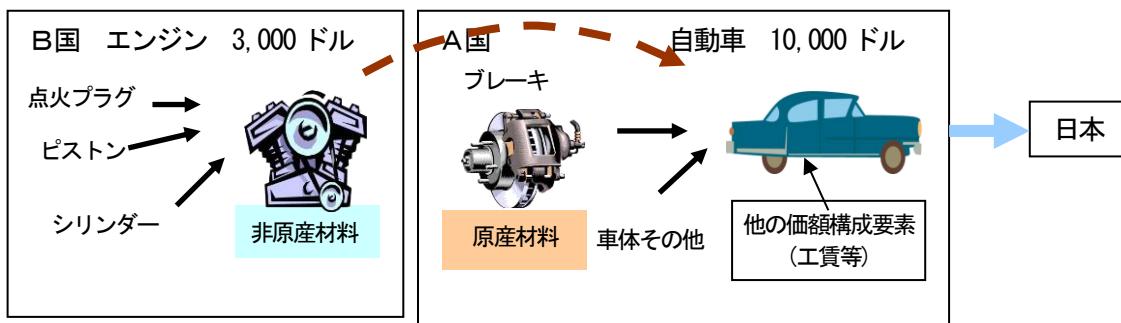
- メキシコ協定附属書4 品目別規則：第6110.11号—第6110.20号
⇒他の類の材料からの変更(第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで又は第60類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該产品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。 ⇒ 加工工程基準



例えば、非原産の羊毛(第51.01項)を使用してメキシコにおいて生産された毛糸(第51.06項)から編み、縫い合わされて生産された場合にはセーター(第61類)はメキシコ協定上の原産品と認めることが可能である。

③ 付加価値基準

產品に付加された価値が条件を満たした場合に原産品となる。



考え方の例：

仮に原産地基準＝「付加価値が60%以上であること」と規定すれば…

輸出品(自動車)の価額=10,000

A国以外の価格構成要素(非原産材料：エンジン)=3,000

A国で付加された価値=10,000-3,000=7,000 → 7,000÷10,000=70%

A国で付加された価値が60%以上であることから、自動車はA国原産品

☆算出方法は各協定で規定されている。

■ 控除方式 (スイスを除く各EPA協定)

非原産品の価額(非原産材料価額)

=原則、当該国に輸入した際のCIF価額

產品(生産された物品)の価額

=原則、日本へ輸出する時点のFOB価額

$$\frac{\text{產品の価額} - \text{すべての非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} \times 100 \geq \bullet\%$$

■ 積上げ方式 (チリ、インド、モンゴル、CPTPP、RCEP)

- チリ協定及びCPTPP

チリ協定においては上記の控除方式と積上げ方式のどちらかを選ぶことができる。

※総論編2-IV チリ協定を参照のこと。

- インド協定及びモンゴル協定における積上げ方式

$$\frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{產品の価額}} \times 100 \geq \bullet\%$$

インド協定及びモンゴル協定においては上記の控除方式と積上げ方式のどちらかを選ぶことができる。

※総論編 2-XII インド協定及び

2-XV モンゴル協定を参照のこと。

- RCEP協定における積上げ方式

$$\frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\text{產品の価額}} \times 100 \geq \bullet\%$$

RCEP協定においては上記の控除方式と積上げ方式のどちらかを選ぶことができる。

※総論編 2-XX RCEP協定 を参照のこと。

[総論編一第1部 原産地規則の概要]

- スイス協定、日EU協定及び日英協定(MaxNOM方式)における算出方法

$$\frac{\text{すべての非原産材料価額}}{\text{產品の価額（工場渡し価額）}} \times 100 \leq \bullet\%$$

日EU協定及び日英協定においては上記の控除方式とMaxNOM方式のどちらかを選ぶことができる。
※総論編II-XVII日EU協定及びXIX日英協定を参照のこと。

- 重点価額方式及び純費用方式(CPTPP)

詳細は、総論編II-XVI CPTPPを参照のこと。

CPTPPにおいては上記の控除方式、積上げ方式、重点価額方式及び純費用方式のいずれかを選ぶことができる。

- 一般特恵の非原産品割合

$$\frac{\text{非原産品の価格}}{\text{生産された物品の価格}} \times 100 \leq \bullet\%$$

4. 関税分類変更に係る特例規定の適用を受ける产品

チリ協定第29条1(d)、メキシコ協定第22条1(d)

第61類から第63類までの产品以外の产品であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないものであっても、当該产品的原産資格割合が、45%(メキシコ協定の場合：域内原産割合50%)以上(控除方式の場合)又は30%以上(積上げ方式の場合)である产品。

- ・当該产品が、組み立ててないか又は分解してある状態で輸入される場合であっても、HS通則2(a)の規定に従って組み立てられた产品として分類されること。
- ・当該产品的関税分類の項において、当該产品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該产品的関税分類の号において、当該产品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

V 原産地基準の補足的規定

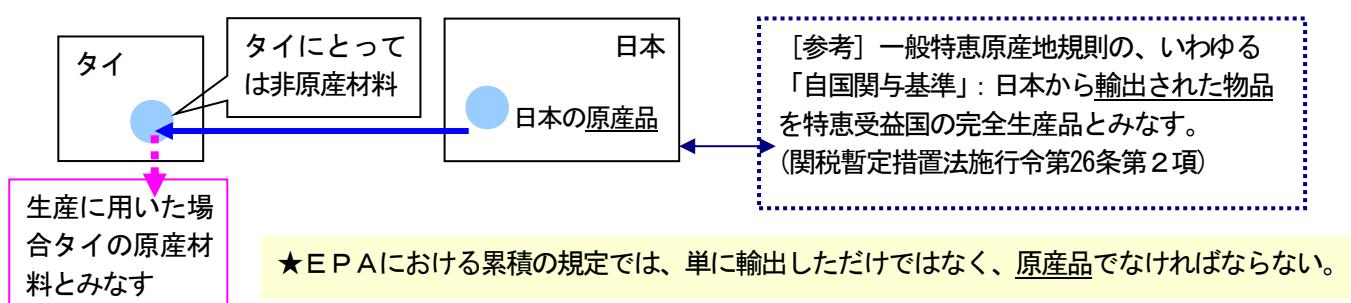
1. 累積：タイ協定第29条等

基本的概念：締約国間で行われた生産をひとまとめのものとみなし、原産地基準を満たしているか否かを確認する。

⇒一の国では原産地基準を満たしていないなくても、締約国での生産等を累積することにより、原产地基準を満たすことが可能になる場合がある。

➤ モノの累積：相手国で作ったモノを自国で作ったモノとみなす。

タイ協定第29条：当該一方の締約国において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原产品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。



- 生産行為の累積：相手国で行った生産を、自国で行った生産とみなす。
 - ・シンガポール特恵原産地規則(シンガポール協定第24条)
 - ⇒ 產品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合は、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。
 - ⇒ 締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべて当該締約国における生産とする。
 - ・メキシコ特恵原産地規則(メキシコ協定第27条)
 - ⇒ 產品の生産者は、当該產品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。
 - ・ペルー特恵原産地規則(ペルー協定第43条)
 - ⇒ 他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。
 - ⇒ 当該產品が非原産材料を使用して生産される产品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。
 - ・モンゴル特恵原産地規則(モンゴル協定第3・5条)
 - ⇒ 他方の締約国において行われた生産を当該一方の締約国において行われた生産とみなすこと。
 - ⇒ 当該產品が非原産材料を使用して生産される产品であるときは、当該一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

参考

- ・スイス特恵原産地規則(スイス協定附属書2第4条7)：締約国の関税地域内で一又は二以上の生産者によって行われる異なる段階における生産を考慮することができる。
- ・オーストラリア特恵原産地規則(オーストラリア協定第3・2条)：非原産材料を使用し生産される产品であって、一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として生産され、その生産の最終工程が輸出締約国において行われたものは原産品とする。
- ・一般特恵原産地規則(関税暫定措置法施行令第26条第3項)：インドネシア、フィリピン及びベトナム(以下「東南アジア諸国」という。)の3カ国のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産が東南アジア諸国の中の二以上の国を通じて行われたものについては、東南アジア諸国を一の国とみなす。
- ・CPTPP、日EU協定、日米貿易協定及び日英協定では、モノの累積のほか生産行為の累積も認められている(詳細は総論編IIを参照)。
- ・日英協定では、EUの原産材料・生産行為を日英協定上の原産材料・生産行為とみなすEU拡張累積を導入(詳細は総論編IIを参照)。
- ・累積を適用し原産品と認められる产品に対する原産地証明書及び原産品申告書には、シンガポール協定、スイス協定及びペルー協定を除き、「ACU」の記載又は該当箇所にチェックを付す必要がある。

☆EPA締約国であり、かつ、一般特恵下で東南アジア諸国の累積が適用されるアセアン加盟国の取扱い

①一般特恵(GSP)税率適用除外となった品目

⇒東南アジア諸国の累積は適用できないため、EPAの規定に従う。

②引き続き一般特恵(GSP)適用対象品目

⇒従来どおり一般特恵(GSP)適用が可能。

*各EPAにおける一般特恵適用が可能な品目は下記のとおり。

資料の税関HPでの掲載場所：

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

詳細は下記「IX EPA対象品目について」を参照。

2. 僅少の非原産材料：タイ協定第30条等（スイス協定、日EU協定及び日英協定では、「許容限度」）

非原産材料であって、必要な関税分類変更基準（インド協定及びオーストラリア協定においては加工工程基準を含む）を満たしていないものが、全体として附属書等に定める価額又は重量による特定の割合（7%～10%が多い。）を超えない場合には、原産品であるか否かの決定にあたり考慮しない。

・基本的概念：原産地基準が関税分類変更基準であった場合には、非原産材料のすべてが関税分類変更基準を満たしていかなければならない。しかしながら、一部の僅かな非原産材料だけが基準を満たしていなかった場合、そのようなごく僅かな部分のために、原産品としての資格を得られないというのは厳しすぎるとの考え方に基づき、当該僅かな部分を無視するというもの。

参考

・僅少の非原産材料を適用し原産品と認められる产品に対する原産地証明書及び原産品申告書には、シンガポール協定、スイス協定及びペルー協定を除き、「DMI」の記載又は該当箇所にチェックを付す必要がある。

3. 原産資格を与えることとならない作業：タイ協定31条等（シンガポール協定では「十分な変更とはみなされない作業」、スイス協定では「原産品としての資格を与えることとならない工程」、日EU協定及び日英協定では「十分な変更とはみなされない作業又は加工」、RCEP協定では「軽微な工程及び加工」）

原産資格を与えることとならない作業とは、

特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定。

➤ 特定の作業の主な例

・輸送又は保存の間に、产品を良好な状態に保つため行われる行為

（例：乾燥、冷凍、塩水漬け等）

・改装及び仕分

・瓶、箱等の容器に詰める包装作業

・セットにすること

・マーク、ラベル等の貼付

・分解 等

4. 組み立てないか又は分解してある產品：タイ協定第33条等

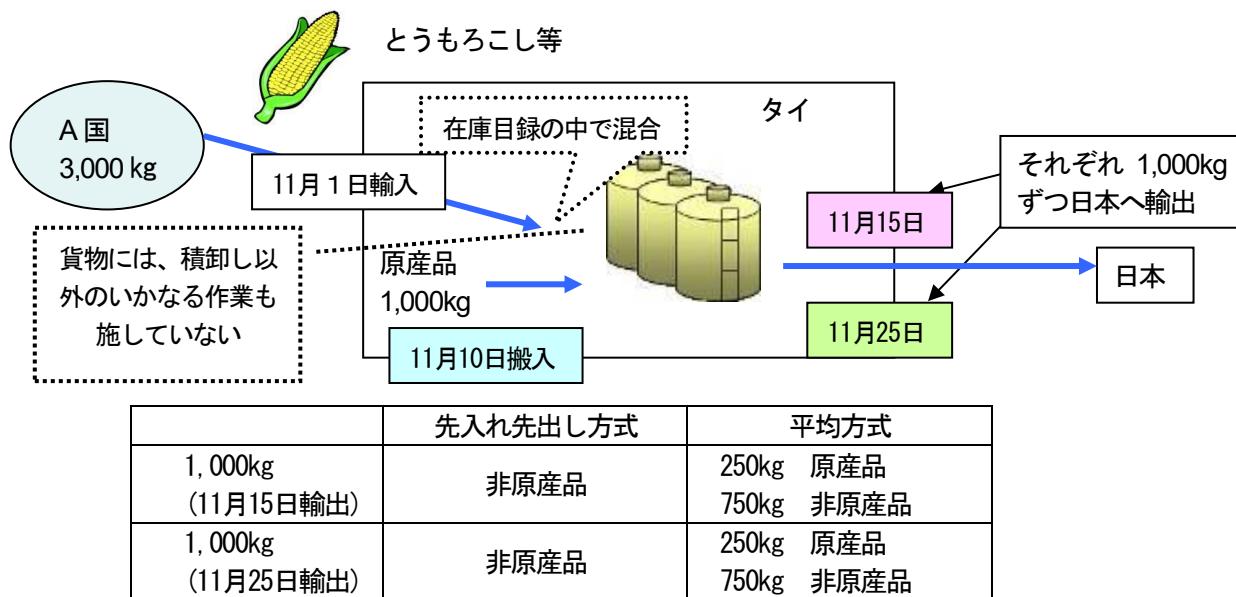
関連規定の要件を満たし、かつ、HS通則2(a)の規定により完成品として分類される產品については、分解してある状態で輸入される場合であっても、締約国の原産品とみなす。

- ・HS通則2(a)

「各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立てないもの及び分解してあるものを含む。」

5. 代替性のある產品及び材料：タイ協定第34条等（アセアン包括協定及びベトナム協定では、「同一の又は交換可能な材料」、スイス協定、日EU協定及び日英協定は、「会計の分離」）

- ・在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が產品の生産に使用される場合において、当該產品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、当該材料が原産材料か非原産材料であるかについては、当該締約国において、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。
- ・締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある產品が在庫において混在している場合において、これらの產品が当該締約国において輸出に先立ついかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの產品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。



6. 間接材料：タイ協定第35条、第27条(h)等(スイス協定、日EU協定及び日英協定では「中立的な要素」、シンガポール協定には明示的規定なし)

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原産材料とみなす。

「間接材料」とは、他の產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品（当該他の產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される產品をいい、次のものを含む。

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

(i) 燃料及びエネルギー (ii) 工具、ダイス及び鋳型 (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品 (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品 (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品 (vi) 他の產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品 (vii) 触媒及び溶剤 (viii) 他の產品に組み込まれていないその他の產品であって、当該他の產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

※イスラエル協定及びペルー協定ではこれら要素の原産地は決定する必要はないとしている。

7. **附属品、予備部品及び工具**：タイ協定第36条等(シンガポール協定には明示的規定なし)

產品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該產品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、インボイスが別立てにされないこと及び数量と価額が当該產品について慣習的なものであることを条件に、関税分類変更基準又は加工工程基準においては、原產品であるか否かの決定に当たり考慮しない。付加価値基準の場合には考慮する。

※メキシコ協定では、加工工程基準についての規定はなく、チリ協定では、付加価値基準の場合であっても考慮しないこととなっている。

8. **小売用の包装材料及び包装容器**：タイ協定第37条等(イスラエル協定では「原產品としての資格の単位」、シンガポール協定には明示的規定なし)

小売用の包装材料及び包装容器であって、HS通則5の規定に従って產品に含まれるものとして分類されるものについては、関税分類変更基準又は加工工程基準においては、原產品であるか否かの決定に当たり考慮しない。付加価値基準の場合には考慮する。

※メキシコ協定、アセアン協定、ベトナム協定及びオーストラリア協定では、加工工程基準についての規定はなく、チリ協定では、付加価値基準の場合であっても考慮しないこととなっている。

9. **船積み用のこん包材料及びこん包容器**：タイ協定第38条等(イスラエル協定では「原產品としての資格の単位」、シンガポール協定には明示的規定なし)

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、原產品であるか否かの決定に当たり考慮しない。

※メキシコ協定では、関税分類変更基準及び付加価値基準の場合のみ考慮しないとし、マレーシア協定、インドネシア協定及びフィリピン協定では、付加価値基準の場合のみ、生産される締約国の原産材料とみなすこととなっている。

VI 品目別規則における特徴的ルール

1. 各基準の同格ルール

- ・タイ協定附属書2 品目別規則：第3904.10号
- ⇒ CTH (※)、
⇒ QVC40 (※) 又は、
⇒ 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程 (※) がいずれかの締約国において行われること。

※タイ協定附属書2の注釈においてこれらの用語の定義が規定されている。

「CTH」は「他の項の材料からの変更」を意味する。

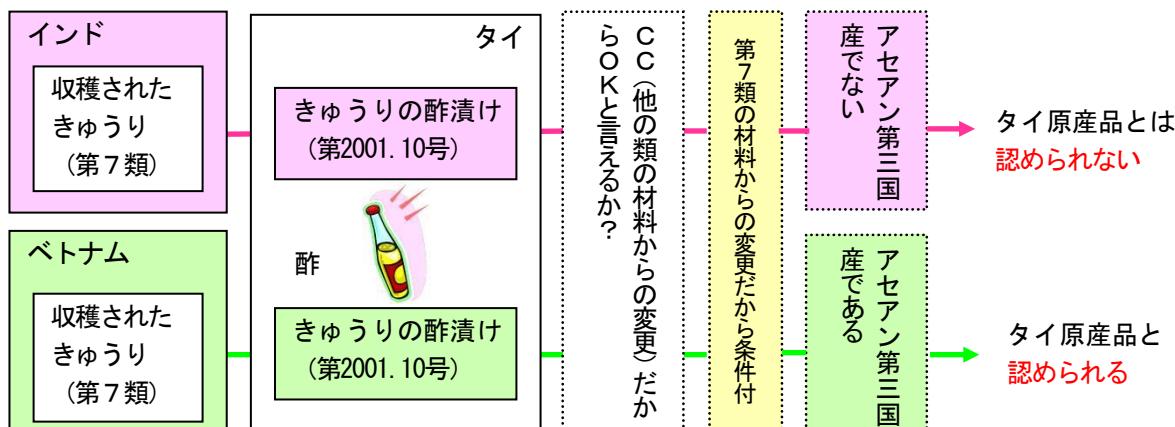
「QVC40」は「產品の原産資格割合が40%以上であり、かつ、生産の最終工程が締約国において行われたこと」を意味する。

これら3つの基準の間に優先順位はなく、いずれか一つを満たしていればよいという同格のルールである。

2. アセアン第三国産材料の使用的許諾ルール

- ・タイ協定附属書2 品目別規則：第2001.10号
- ⇒ CC (※) (第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

※タイ協定附属書2の注釈において定義が規定されており、「他の項の材料からの変更」を意味する。



アセアン加盟国である第三国であるところのベトナムで収穫したきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産と認めることが可能であるが、アセアン非加盟国である第三国であるところのインドで収穫したきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産と認めることはできない。

CC (第7類の非原産材料) (=収穫されたきゅうり (第7類)) を使用する場合には、**当該非原産材料** (=非原産の収穫されたきゅうり (第7類)) のそれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国** (=ベトナム) において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合 (=ベトナムで収穫されており、要件を満たす。) に限る。)

<補足>

アセアン第三国産材料の使用的許諾ルールは、タイ特恵原産地規則上の「累積」とは異なる。

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

例えば、「累積」を規定したタイ協定第29条において、「累積」の対象は、
他方の締約国（＝日本）の原産品であつて产品を生産するための「材料」として使用されるものであ
って、アセアン加盟第三国の产品はその対象となつてない。

3. I O T C※登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール タイ協定及びフィリピン協定

※Indian Ocean Tuna Commission (インド洋まぐろ類委員会)

- ・タイ協定附属書2 品目別規則：第1604.14号

⇒C C (第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが I O T Cの登録
簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

4. 繊維製品のルール

- ①品目別規則における「浸染、なせん」について メキシコ、チリ、スイス、ペルー協定、C P
T P P、日米貿易協定及びR C E P協定にはない。
 - ・多くの協定においては、第11部の注釈として、「第50類から第55類までの各類及び第60類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければなら
い。(1) 防菌防臭加工 (2) 防融加工 … (略) … (48) 針布起毛」と規定されている。
 - ・インド協定においては、「附属書二の付表 繊維及び繊維製品の品目別規則 (第50類から第63
類まで)」で規定されており、当該付表に規定されている、浸染し、又はなせんする工程につ
いては漂白、防水加工… (略) その他の類似の作業を二以上伴わなければならない旨規定。
 - ・オーストラリア協定においては、特定号の品目別規則中「浸染され又はなせんされ、かつ、完
全に仕上げられたものであること」の例示として同様の作業が挙げられている。
 - ・E U協定及び日英協定においては、附属書3-A注釈六で「なせん」、「なせん (独立の作
業)」について定義されている。
- ②「関税分類を決定する構成部分」について スイス (後記⑤参照)、インド (後記⑥参照)、
オーストラリア協定 (後記⑤参照) モンゴル協定 (後記⑤、⑥参照)、E U協定 (後記⑤参
照)、日米貿易協定及びR C E P協定を除くすべてのE P Aに同様の規定がある。多くは第61
類～第63類の注釈として規定。

タイ協定附属書2第61類注釈1 「この類の产品が原産品であるか否かを決定するに當た
り、これらの产品について適用される規則は、これらの产品的関税分類を決定する構成部分
についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの产品に係る規則に定める関税
分類の変更の要件を満たさなければならない。」

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、产品の表側の生地（袖裏、襟の折り返
し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたらせるための
加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大
きい構成材料から成る部分とする。この場合において、产品が属する号（H S 6桁）に規定する材料から
成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。また、产品の性状から、表裏の別なく使
用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も产品に特性を与えていたと認められる場合には、
双方の面を产品の表側の生地として取り扱う。

(参考) 原産地規則解釈例規 61～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

(注1：平成30年12月21日付「原産地規則解釈例規」の一部改正により、裏地に関する規定は削除さ
れた。「関税法基本通達等の一部改正について」平成30年12月21日財閑第1692号)

(注2：双方の面を产品の表側の生地として取り扱う場合について、令和6年3月31日の一部改正によ
り追記)

考え方の例：

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

男子用シャツ（第62.05項）の製造に使用する原材料（非原産材料）が、

- ①綿織物（第52.10項、表側の生地に占める面積割合：70%、身頃部分）
- ②合成纖維製のメリヤス編物（第60類、表地の生地に占める面積割合：30%、袖部分）
- ③縫糸、ボタン

の場合、品目別規則の適用対象となる「関税分類を決定する構成部分」は、产品的表側の生地に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分であることから、「①綿織物」から成る身頃部分が「関税分類を決定する構成部分」となり、それ以外の部分（「②メリヤス編物」から成る袖部分及び「③縫糸、ボタン」）は「関税分類を決定する構成部分」に当たらない。

（参考）原産地認定事例 第6205.20号 男子用のシャツ

③タイ協定附属書2 品目別規則：第62.01項（織物から製造された衣類）

⇒ C.C.（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。）

この規則では、衣類を糸から製造している場合は「他の類の材料からの変更」を満たしているため、原産品と認められるが、非原産材料の「織物」から製造している場合、日本又はアセアン第三国産材料を使用した場合のみ原産品と認められ、いわゆる『2工程ルール』*が緩和されているということがわかる。

*通常2工程を経たものでなければ、原産品と認められないとするもの。

↓
※次表のとおり、二つの工程が必要ということがわかる。

【参考】タイOP（Operational Procedures：運用上の手続規則）において、第50類から第63類までの品目別規則の理解を容易にするため具体的な工程を示した附表であるAppendix 7より抜粋。
※日本語は仮訳

E. Apparel, Clothing Accessories, and Other Textile Articles (HS61, 62, 63)

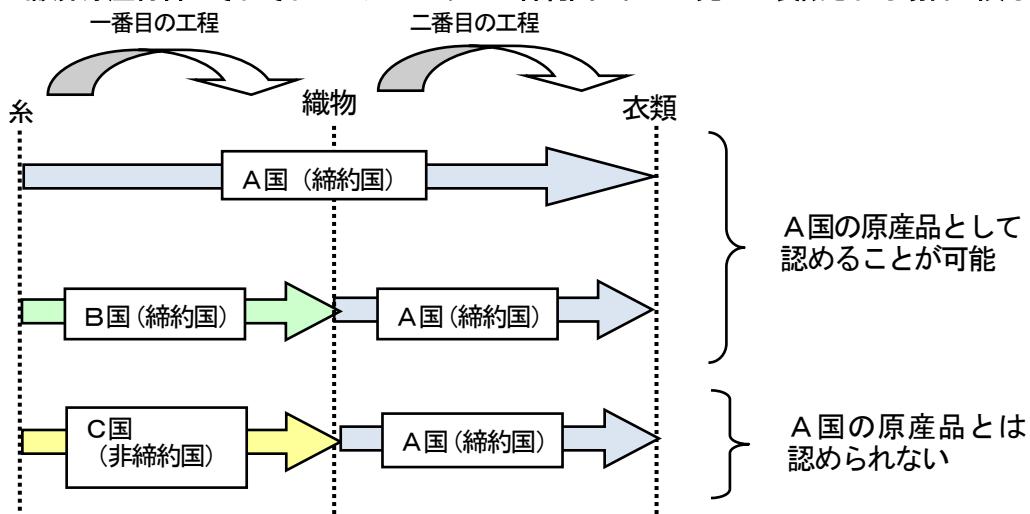
衣類、衣類附属品、紡織用纖維のその他の製品		原産性を得るために必要な工程
HS Code HS コード	Necessary processes to obtain originating status in a Party	
	Knitting/Crocheting/Weaving process メリヤス編み／クロセ編み／製織工程	Making up process 縫製／組立工程
61.01-61.17 62.01-62.17	Required* 要*	Required 要
63.01-63.10	Required 要	Required 要

* “Knitting/Crocheting/Weaving” process is not required to be conducted in a Party from which the good is originated when the process is conducted in the other Party or a non-Party which is a member country of the ASEAN.

*「メリヤス編み／クロセ編み／製織」については、その工程が日本又はアセアン第三国で行われている場合には、生産国において同工程が行われる必要がない。

④アセアン包括協定における「2工程ルール」の一部緩和

アセアン包括協定における第62.04項の品目別規則：C C（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）



これは「2工程ルール」のうち、1番目の工程が他の締約国で行われていてもよいとするルール。ここで、「締約国」とはアセアン包括協定が効力を生じている国のみを指し、上図(C国→A国)のとおり、アセアン包括協定の効力が生じていないアセアン加盟国で作業を行ったとしてもA国原産品とは認められない。

(2018年3月にインドネシアで効力が生じたことによりアセアン加盟国全てが締約国となっている。)

⑤スイス協定附属書2付録1 注釈1(b)、オーストラリア協定附属書2第1編一般的注釈7（第61類～第63類の注釈）、モンゴル協定附属書2第11部注釈2、及び日EU協定附属書3－A注釈8.2

「第61類から第63類までの各類に分類される產品の原產地を決定するに当たり、產品の生産に使用された材料であつて第50類から第63類までの各類に分類されないものについては、纖維を含むか否かを問わず、考慮しない。」

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

⑥インド協定及びモンゴル協定における繊維製品のルール（加工工程基準）

繊維製品については、多くの品目の規則として、產品は指定される材料から指定された工程を経て製造されることが要件とされる。

例：第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

62.01 - 62.17：織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17		
62.01-62.17	必要	必要
63.01-63.10		

⑦ペルー協定における一部の繊維製品のルール

・ペルー協定附属書3 品目別規則：第55.12項～第55.16項

⇒他の項の材料からの変更（第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第51.06項から第51.13項までの各項、第52.05項から第52.12項までの各項、第5402.32号又は第5402.33号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該產品の総重量の15パーセントを超えないときに限り、また、第55.09項から第55.11項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該產品の総重量の25パーセントを超えないときに限る。

ペルー協定では一部の繊維製品（第54類、第55類、第60類～第63類）について、一部の非原産材料の使用量に許容限度が設けられている。

⑧CPTPPにおける一部の繊維製品のルール

繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程を原則CPTPP締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。

ヤーンフォワード・ルール（3工程）を前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」（ショートサプライ・リスト（SSL））に掲載された域内での供給が十分でない材料（繊維、糸、生地）については、例外的に域外調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品と認められる。

- ・第61類～第63類の繊維製品が原産品であるか否かは、当該製品の関税分類を決定する構成部分（原則として、表側の生地に占める面積が最も大きい部分）について、適用される規則に定める関税分類番号の変更を満たす必要がある。

・デミニミス（僅少の非原産材料）について（第4.2条2、3）

適用される関税分類番号の変更を満たさない非原産材料が下記割合を超える場合は原産品とみなす。ただし、域内産であることが求められる弾性糸、弾性糸を含む生地、縫糸については対象外となる。

第61類から第63類に分類されないもの…製品の総重量の10%

第61類から第63類に分類されるもの…関税分類を決定する構成部分の全重量の10%

*域内産が求められる弾性糸、弾性糸を含む生地、縫糸の例

（CPTPP第4章 第4・2条4、附属書4-A第61類類注2及び類注3、第62類類注2及び類注3、第63類類注2）

- ・第61類～第63類の繊維製品であってその関税分類を決定する構成部分に含まれる弾性糸
- ・上記以外の繊維又は繊維製品に含まれる弾性糸
- ・第61類～第62類の繊維製品（第6212.10号の製品を除く）に使用される弾性糸を含む生地（第60.02項、第5806.20号）
- ・第61類～第63類の繊維製品に使用される縫糸（第52.04項、第54.01項、第55.08項の縫糸又は第54.02項の糸を縫糸として使用する場合）

・絹100%の着物・帯に関するルール

日本の伝統的な衣類・その付属品である絹100%の着物又は帯に使用する絹織物は、域内で製織、裁断・縫製する必要がある（⇒着物・帯は2工程）。

※絹織物はSSLで域外調達が認められているため、域内で裁断・縫製すれば、最終製品はCPTPP原産品となる（1工程）。

⑨日EU協定における一部の繊維製品のルール

日EU協定における品目別規則は二工程ルール（*P13参照）を基本とした、複数パターンの加工工程基準が定められている。

（例）第62.01項：製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）

※品目別原産地規則の第11部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む。

なお、EU協定には「関税分類を決定する構成部分」（*P12参照）の規定がなく、全ての非原産の繊維部材が品目別規則の対象となる。ただし、ボタン・ファスナー等第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料（紡織用繊維を含むかどうかを問わない。）については第61類から第63類までの製品の生産において制限を受けることなく使用することができる（附属書3-A注釈8.2）。

・繊維・繊維製品の許容限度（トレランス）

第50類から第63類までの產品のトレランスについては、附屬書3-A注釈6から注釈8に規定されている。

附屬書3-Aの各注釈

- ・注釈6 用語の定義（「人造繊維の短繊維」、「天然繊維」、「なせん」、「なせん（独立の作業）」）
- ・注釈7 基本的な紡織用繊維を2種類以上含む產品（生地毎ではなく、產品全体で2種類以上の繊維を使用していればよい）の許容限度（重量ベーストレランス）

非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が、使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の10%以下であること

注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない產品であっても、注釈8.1を満たす場合には原産品と認められる。なお、注釈7、8.1を併用することはできない。
- ・注釈8 紡織用繊維を用いた特定の製品に適用される他の許容限度

注釈8.1 特定の紡織用繊維を用いた製品（第61類、第62類、第63.01項から第63.06項までの製品）に適用される他の許容限度（価額ベーストレランス）

 - ・非原産である紡織用繊維と当該製品が異なる項に分類されること
 - ・非原産である紡織用繊維の価額が当該製品のEXW又はFOBの8%以下であること

*注釈8.1を適用する場合、使用される裏地及び芯地は原産材料でなければならない。

注釈8.2 第50類から第63類に分類されない非原産材料の使用について

当該非原産材料は第61類から第63類までの產品の生産において制限なく使用可能。

注釈8.3 品目別規則が価格に基づく非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）となっている場合の取扱い

この場合、品目別規則第11部の繊維及び繊維製品における付加価値基準の算定にあたり、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。

⑩日英協定における一部の繊維製品のルール

日英協定においては、日EU協定における品目別規則に類似したルールを基本としているが、附屬書3-A注釈8.2において「関税分類を決定する構成部分」の規定があり、第61類から第63類までの產品は、「関税分類を決定する構成部分」のみが関税分類変更基準又は加工工程基準を満たせばよい。

・繊維・繊維製品の許容限度（トレランス）

第50類から第63類までの產品のトレランスについては、日EU協定同様に附屬書3-A注釈6から注釈8に規定されている。

※注釈7-2から注釈7-4及び注釈8-1に規定する許容限度を適用する場合、注釈8-2の規定にかかわらず（「関税分類を決定する構成部分」のみならず）、產品全体を考慮する。

附屬書3-Aの各注釈

- ・注釈6 用語の定義（「人造繊維の短繊維」、「天然繊維」、「なせん」、「なせん（独立の作業）」（日EU協定と同様）
- ・注釈7 2以上の基本的な紡織用繊維を含む產品の許容限度（日EU協定と同様）
- ・注釈8 特定の紡織用繊維を用いた製品に適用される他の許容限度

注釈8.1 非原産である紡織用繊維（產品が該当する項以外の項に分類されるもの。裏地及び芯地を除く）を、產品全体の価格8%まで使用可（日EU協定と同様）。

注釈8.2 第61類から第63類までの產品は、「関税分類を決定する構成部分」のみが関税分類変更基準又は加工工程基準を満たせばよく、（第50類から第63類までの各

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

類に分類されない非原産材料（金属ボタン等）のみならず）関税分類を決定する構成部分に当たらなければ、当該非原産材料は品目別原産地規則を満たすか否か考慮しなくて構わない。

注釈8.3 品目別規則が価格に基づく非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）となっている場合の取扱い（日EU協定と同様）

5. インド協定における農産品のルール

農産品については、多くの品目の規則として、產品の製造に使用される全ての材料がその製造が行われる締約国で完全に得られたものであることが要件とされる。

例：第2類 肉及び食用のくず肉

02.01 - 02.10：締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

6. 日EU協定及び日英協定における協定附属書3-B品目別規則のルール

○日EU協定及び日英協定附属書3-B品目別規則において、使用する材料について類・品目等を指定して「締約国において完全に得られるものであること」と規定されているものについて、生産において直接使用される材料だけでなく、他の材料（材料の材料、2次材料等）の生産に使用される当該類・品目等の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

（例）第07.01項～第07.14項：生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること

○日EU協定及び日英協定附属書3-A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことができない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり考慮する必要はないことを意味する。

（例）第62.01項：製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ・・・

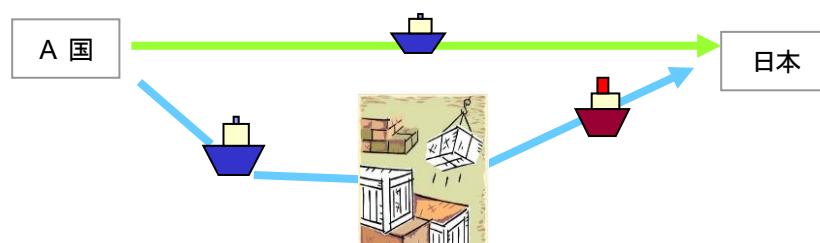
※上記にあっては、製織することができない非原産材料（メリヤス編みまたはクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

VII 積送基準 タイ協定32条等

積送基準とは、貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。

➤ 条件

- ・直接運送されること。
- ・積替え又は一時蔵置のために第三国を経由する場合、当該第三国で許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するその他の作業のみ。



【参考】

- ・[経済連携協定における原産品認定基準及び積送基準について](#)
- ・[原産地規則解説例規](#)

VIII 手続的規定 タイ協定39条等

手続的規定とは

- ・税関に対して、原産地基準を満たしていることの証明・申告：原産地証明書、原産地申告、原産品申告書（以下「原産地証明書等」という。）
- ・税関に対して、積送基準を満たしていることの証明：通しB/L等の運送要件証明書

➤ 原産地証明書等の提出免除

- ・20万円以下の貨物 タイ協定第39条2、関税法施行令第61条第1項第2号イ等
- ・輸入国が提出を免除する貨物

EPAでは、物品の指定はない。

➤ 原産地証明書等に係る留意事項

- ・提出時期：輸入申告時 関税法施行令第61条第4項等

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合又は許可前引取りを行う場合には2か月以内の適當な期間の提出猶予が可能。

・原産地証明書の発給機関 (関税法基本通達68-5-14を参照のこと)

原産地証明書	原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税關
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア投資貿易産業省 (日マレーシア協定上の発給機関名は未改正だが、2023年にマレーシア国際貿易産業省から名称変更あり。)
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを承継する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省、ブルネイ財務経済省
ASEAN包括協定原産地証明書	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア投資貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税關、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局 (インド協定附属書3第3節2に基づき原産地証明書の発給のための政府以外の団体として「Export Inspection Council of India」、「Textiles Committee」及び「The Marine Products Export Development Authority」が指定されている。)
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関

[総論編－第1部 原産地規則の概要]

オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry (ACCI)、 the Australian Industry Group (AIG)、 International Export Certification Services (IECS) 又は TRADE WINDOW ORIGINAL LIMITED (TWO)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省 (モンゴル協定第3・16条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。)
RCEP協定原産地証明書	RCEP協定第3・1条(i)に規定する機関(具体的には別途事務連絡する。)

・メキシコ協定、スイス協定、ペルー協定及びRCEP協定の原産地申告については認定輸出者が原産地申告を作成する。

・オーストラリア協定、CPTPP、日EU協定、日英協定及びRCEP協定(※)の原産品申告書については、輸入者、輸出者及び生産者が原産品申告書を作成する。

※RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、オーストラリア、ニュージーランド、韓国への輸出のみ

・日米貿易協定の原産品申告書については、輸入者が作成する。

・有効期間：1年間 関税法施行令第61条第5項等

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には延長が可能。

・対象となる輸入：1回限り(CPTPP、日EU協定及び日英協定では、原産品申告書に記載する12か月を超えない期間内において、同一の產品の2回以上の輸入可)

・軽微な誤り(単純なタイプミス等)：受入れ可

・発給後の修正：発給機関の修正印が押なつされている等正当であること。(インドネシア協定を除く。)

・遡及発給：可能(シンガポール協定を除く。)

・再発給(災害、紛失等)：可能(有効期間は当初の原産地証明書の発給日から1年間。)

➤ 運送要件証明書に係る留意事項

関税法施行令第61条第1項第2号口において、運送要件証明書として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税關長が適當と認める書類を輸入申告に際して税關へ提出しなければならない旨規定されている。

関税法施行令第61条第1項第2号口

(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において積替え及び一時蔵置(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税關の監督下で行われるものに限る。)以外の取扱いがされなかつたもの

(2) 当該締約国から非原産国における博覧会等への出品(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税關の監督下で行われるものに限る。)のため送り出された貨物で、当該非原産国から本邦に送り出されるもの(当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。)

関税法基本通達68-5-1(1)ハ

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号口に規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれの記載事項の確認を

行う。

なお、運送要件証明書（令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。）として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出（当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書への記載）をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。

IX E P A対象品目について

E P A税率はE P A締約国のすべての品目に対して適用できるわけではない。E P A税率を設定する貨物は協定附属書(譲許表)によって決められており、再交渉又は除外としてE P A税率が設定されていない貨物もある。また、税率の引下げは協定発効と同時に無税になるもの、段階的に引き下げるるものなどがあり、引下げ幅によっては協定発効から数年の間は一般特恵(G S P)税率やM F N税率*の方が税率の低い品目が存在する。

* M F N税率…実行最恵国税率(基本税率、暫定税率又はW T O協定税率のいずれか低い税率)

1. E P A税率よりもM F N税率が低い品目について(逆転現象が生じている品目について)

各E P Aにおいては段階的な関税の引下げを行う品目があることから、そのような品目のうち一部の品目についてはE P A税率よりもM F N税率が低い品目がある。この現象はE P A税率の段階的引下げが進むにつれて順次解消されるが、このような品目についてはどの税率を適用して申告が行われているか注意する。

該当する品目については、税関ホームページにおいて公開されている一覧表を参照のこと。なお、メキシコ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、スイス協定、ベトナム協定、インド協定、ペルー協定、オーストラリア協定及びモンゴル協定においては、各協定上の規定に基づき、M F N税率が附属書1の日本国表に基づく税率よりも低い場合にはその税率を各E P A税率として適用する。

税関HPにおける掲載場所

アドレス：https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

➢ 原産地証明書等に記載されているH S番号についての注意点

現在発効しているE P Aは古いバージョンのH Sに基づき、品目ごとに譲許区分、条件等が決定していることから、H S改正に伴うH S番号の統廃合により、同一号の中に譲許品目と非譲許品目とが存在している場合があるので注意を要する。

*シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定(～2021.12.31)、インドネシア協定(～2024.2.4)、ブルネイ協定、アセアン包括協定(～2023.2.28)及びフィリピン協定はH S2002、スイス協定、ベトナム協定、インド協定及びペルー協定はH S2007、オーストラリア協定、モンゴル協定、C P T P P及びR C E P協定(～2022.12.31)はH S2012、タイ協定、インドネシア協定(2024.2.5～)、アセアン包括協定(2023.3.1～)、日EU協定、日米貿易協定及び日英協定はH S2017、R C E P協定(2023.1.1～)はH S2022による。

なお、H S2002については2006年版実行関税率表、H S2007については2011年版実行関税率表、また、H S2012については2016年版実行関税率表、H S2017については2021年版実行関税率表を参照のこと(税関HPにおいて閲覧可)。

2. 一般特恵との関係について

一般特恵受益国とのEPA発効に伴い、当該EPAの譲許の対象であって、かつ、当該国を原産地とする物品については、一般特恵関税の便益を与えない場合について次のように規定されている。

EPAと一般特恵との関係について

(関税暫定措置法施行令(以下、暫定令)第25条第4項の表の3の項)

EPA等の国際約束により関税の譲許が定められている物品については、当該国際約束に基づく税率が、関税暫定措置法第8条の2第1項の規定による税率を超える場合を除き、一般特恵関税の便益を与えないことが規定されている。

○EPA税率 \leq 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用除外 (EPA税率のみ)

* 申告者が一般特恵税率適用を望んでも、適用除外に該当するため適用はできない。

○EPA税率 $>$ 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用可能

* 申告者が希望すればEPA税率は適用可能。

特別特恵受益国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスについては、アセアン包括税率と特別特恵税率（税関ホームページ上の「実行関税率表」の「特別特恵 LDC」の行の税率）は併存しており、申告者が希望し、条件を満たせば、どちらの税率も適用可能である。

【参考】 EPA税率が二以上ある場合には、最も低いものが一般特恵税率を超えるときは、一般特恵税率を適用できる。

(例1) 一般特恵税率 (FREE) < ベトナム税率 (3.0%) < アセアン包括税率

上記例では、一般特恵税率 (FREE) < ベトナム税率 (3.0%) であることから、一般特恵税率適用可

(例2) ベトナム税率 (FREE) < 一般特恵税率 (2.0%) < アセアン包括税率

上記例では、ベトナム税率 (FREE) < 一般特恵税率 (2.0%) であることから、一般特恵適用不可

なお、二国間EPA税率と多国間EPA税率とは、それぞれ別個の条約に基づいた税率であることから両者は併存し、いずれを選ぶかは輸入申告者の選択に委ねられるが、適用を受けようとする協定用の原産地証明書を提出すること等の要件を満たす必要がある。

3. E P A発効後も一般特恵税率が適用可能な物品について

* 税関HPに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

【参考】譲許表の見方

例 マレーシア協定附属書1の見方

① 関税率表番号欄（表1欄）から照会物品のHS番号を探し、品名欄（表2欄）の中から照会物品に該当するものを探す。

※品目の限定の順番などの書き振りが実行関税率表と異なるものもあるので注意（第0813.40号のその他の乾燥果実など。）。

② 該当箇所の区分欄（表4欄）を見て、そこに記載されている記号について、附属書1の初めにある、第1部の一般的な注釈を参照する。

※表4欄は、主に関税の撤廃の方法が記載されている部分で、第1部の一般的な注釈1(a)から(o)に表4欄の記号が示す具体的な内容が記載されている。

③ 注釈欄（表5欄）を見て、そこに1から10までの数字が記載されている場合、附属書1第2部第1節「日本国表についての注釈」に掲げられる番号等の条件を参照する。

※「日本国表についての注釈」では、主に関税割当について、割当方法、協定発効後の経過年数に応じた割当数量及びその枠内税率、その他の各品目についての適用税率並びに特記事項が記載されている。

④ (i) 「日本国表についての注釈」若しくは「一般的な注釈」により指定された税率（関税割当品目の枠内税率を含む。）がある場合は当該規定に従う。

(ii) 関税の段階的引下げ（段階的撤廃を含む。）のある品目（主に基準税率欄（表3欄）に税率の記載のある品目）については、基準税率欄（表3欄）及び区分欄（表4欄）の条件から税率を算出・決定する（表4欄だけで税率がわかるものもある。）。

税率計算の端数処理方法については、一般的な注釈の2に規定されている。

通常、従価税率は、0.1%未満の端数を四捨五入する（例えばマレーシア協定における第0703.10号のたまねぎ等、特定の額と課税価額との差額を用いて税率を算定するものが例外としてあるので注意。）。

4. 現在のEPA税率及び今後の引下げスケジュール（ステージング）について

* 税関HPにおいてステージング表が公開されている。

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm>

* 現在のEPA税率については実行関税率表を参照のこと。税関HPで確認可能。

<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

(日本関税協会発行の実行関税率表においては、巻末に「EPA等タリフデータ」として現行税率が一覧記載されている。)

☆ 税率の計算方法（ベトナム協定）

（毎年均等な引下げをする場合：一般的な計算方法）

$$\text{●年目の税率} = \text{基準税率} - (\text{●年目} \times (\text{基準税率} \div (n + 1)))$$

※ 計算終了後、端数処理（従価税の場合は小数点第1位未満を四捨五入）をする。

譲許表第4欄をBnとする。

例：第0807.11号の「すいか」（統計細分000）

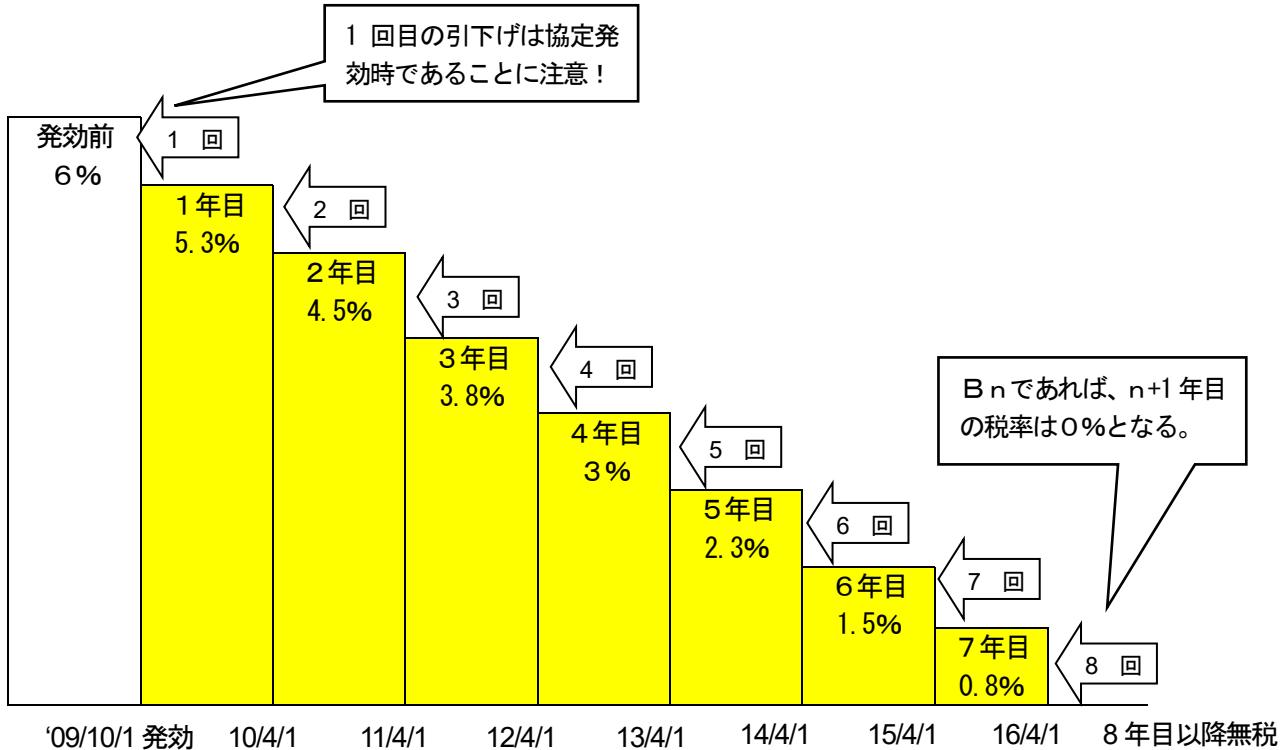
- ・ 基本税率 10%、WTO協定税率 6%、特恵税率 設定なし
- ・ 第3欄基準税率 6%、第4欄区分B 7、第5欄注釈なし
- ・ 第4欄B 7 の条件：基準税率から無税までの関税の引下げを、協定発効日から8回、毎年4月1日に均等に行う（8年目の4月1日に関税を撤廃する。）。
- ・ 関税率の算出方法等
 - (Ⅰ) 関税割当がないので、すべての原産品について、第4欄の条件に従って、関税率を計算
 - (Ⅱ) 1年目の引下げ（協定発効日に行われる。）後の税率

上記計算式により、

$$6 \% : \text{基準税率} - (1 \times (6 \div (7 \text{ (回)} + 1))) = 5.25$$

従価税の場合は0.1%未満を四捨五入し、5.3%が1年目の関税率となる。

【参考】すいかの引き下げの例



X 事後確認（関税暫定措置法第12条の4）

EPAを利用して関税の譲許を適用するためには、協定締約国の原産品（以下、「締約国原産品」という。）である必要があり、輸入通関後にその貨物が締約国原産品であるか否かについて確認（事後確認）を実施している。

1. 事後確認の方法（関税暫定措置法第12条の4第1項）

- ① 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ② 協定締約国の権限ある当局、協定締約国の税関当局又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ③ 税関職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
- ④ 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
- ⑤ その他当該EPAに定める方法

2. 関税の譲許の便益を与えないことができる要件（関税暫定措置法第12条の4第6項）

- ① 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
- ② 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
- ③ 上記1.②の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、定められた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ④ 上記1.③の調査の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が上記1.③の調査を拒んだとき、又は定められた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
- ⑤ 上記1.④の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ⑥ その他EPAに定める事項に該当するとき。

第2部 各協定の特色

I シンガポール協定 (2002.11.30発効)

(2008.1.1改正後)

1. 原産地証明書に記載すべき事項 (附属書II Bに規定)

①観賞魚 (第0301.10号の一部)

原産地証明書の品名欄には、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」と記載される。

②カヤジャム (2106.90-281の一部)

原産地証明書の品名欄には、(i)「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び(ii)「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」と記載される(ただし、(ii)は第17類の非原産材料が產品の生産に使用された場合に限り記載される。)。

③アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールの対象產品

第16類、第18類から第20類までの產品：

「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」

第19類又は第20類の產品であって、当該產品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のアセアン第三国の非原産材料の使用を認めるもの

(i)「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び

(ii)「(上記の材料名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (日本、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」

第50類から第63類の產品：

「ASEAN」と記載してもよい

「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (日本又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」

2. 関割品目は設定されていない。

3. シンガポール協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

4. HS番号の表記はHS2002に従う。

II メキシコ協定 (2005. 4. 1発効)

1. 定義

メキシコ協定においては、日本とメキシコ双方の区域※を一つの地域とみなす。したがって、「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される产品」は完全生産品となる。

※「区域」とは、各締約国領土、領海及び大陸棚を示す。

2. 非原産材料について関税分類の変更が行われないものに関する規定

メキシコ協定においては、次の場合も原産品と認められる。

第22条1(d)本文

一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される产品（統一システムの第61類から第63類までの产品を除く。）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該产品の域内原産割合が50%以上であり、かつ、当該产品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

この規定は、同条1(d)(i)又は(ii)の理由により非原産材料について関連する関税分類の変更が行われない場合に限って適用される。

第22条1(d)(i)

当該产品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた产品として分類されること。

未組立てや分解されたものは、この規定により、附属書4に別段の定めがある場合を除くほか(*)、域内原産割合が50%以上であり、かつ、当該产品が同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たしている生産が行われていればメキシコ協定原産品として認められることとなっている。

原産地証明書の第8欄の記載は「D」であることが必要。

* 「別段の定めがある場合を除くほか」とは、例えば、域内原産割合が、60%以上であることを要すると規定されている場合は、本条1(d)(i)において要求される域内原産割合50%を満たすだけでは原産品とは認められず、当該貨物に係る域内原産割合は60%以上でなければ原産品とは認められないこととなるので留意する。

【参考】

非原産材料が、一括して完成品の属するHSコードで申告されず、時期をずらして部品として個々にメキシコに輸入された後(この時点でHS通則2(a)の条件を満たしていない)、同国内で原産材料とともに組み立てて完成品とされ、本邦に輸入された場合は、品目別規則を満たせばメキシコ協定上の原産品として認められる(第8欄記載は「C」)。

第22条1(d)(ii)

当該产品的関税分類の項において、当該产品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該产品的関税分類の号において、当該产品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

例えば、第96.17項の品目別規則は、「他の類の材料からの変更」であり、非原産材料の部品(第96.17項)が生産に使われていた場合には、類の変更がないことからメキシコ協定原産品とは認められることになるが、当該产品が分類される第96.17項は、产品自体と部分品の双方について明示的に規定しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていない項であることからこの規定に該当する。したがって产品の域内原産割合が50%以上であれば第22条1(d)本文の規定を用いることができ、第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件として、メキシコ協定原産品と認められる。原産地証明書の第8欄の記載は「D」であることが必要。

3. セット、キット又は複合的な產品（第29条）

H S通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な產品及び関税定率法別表にセット等として明示的に記述される產品は、当該セット等に含まれるすべての產品が第4章の規定に従いそれぞれの產品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定上の原產品とする。

上記の規定に關わらず、セット等に含まれるすべての非原產品の価額合計が当該セット等の取引価額(第23条2及び3の規定に従って調整したものをいう。)の10%以下であり、かつ、当該セット等が第4章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該セット等はメキシコ協定上の原產品とする。

この規定は、附屬書4に定める品目別規則に優先する。

4. 積送基準について

メキシコ協定においては協定第35条(積替え)の規定により、第22条に定める生産が行われた場合であっても、

(a) 生産された後、両締約国の区域外において更なる生産又は作業(積卸し又は当該原產品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。)が行われるとき

(b) 一又は二以上の第三国において積替え又は一時蔵置が行われる場合において、当該原產品が継続して当該第三国の税関当局の監督下にないときには非原產品とみなすこととなる。

この点につき、同条2において原產品が上記規定により原產品としての資格を失っていないことの証拠を輸入締約国の税関当局に提出することと規定されている。

【参考】実務編-メキシコ協定 問67

5. T P L (Tariff Preferential Level) (附屬書4第1節(f))

T P Lとは、第61類から第63類の產品について、附屬書4の品目別規則を満たさない場合でもF O Bベースで年間2億米ドル以内であれば、当該品目別規則より簡易な原産地規則「他の類の材料からの製造」を満たすことによりメキシコ協定上の原產品とするというものである。ただし、同協定第4章の他のすべての関連する要件(品目別規則は除く。)を満たしている必要がある。また、メキシコ協定原産地証明書の他に別途、「Certificate of Eligibility(適正証明書)」の提出が必要である。

T P L関連品目のメキシコ協定原産地証明書の留意事項

- ①第61類から第63類までの品目について適用
- ②第8欄に「T P L」の記載
- ③第11欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」の記載
- ④「Certificate of Eligibility(適正証明書)」の添付

【ポイント】

- メキシコ協定の原産地規則において第61類から第63類までの繊維產品については、年間2億米ドル(F O Bベース)までは別途定められた原産地規則により、メキシコ協定上の原產品と認められる。
- 年間2億米ドルの管理はメキシコ側で行われ、2億米ドル以内の範囲内で発行されるメキシコ協定原産地証明書には、「T P L」及び「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」が記載されるとともに、Certificate of Eligibility(適正証明書)が添付されることとなっている。
- 経済産業省においては2億米ドルの管理を徹底する必要があることから、税関に提出されるメキシコ協定原産地証明書に添付されている適正証明書について、その写しを経済産業省に送付することとなっている。
- 現在、税関から経済産業省への通知に係る根拠規定として、「輸入貿易管理規則第4条(経済産業大臣に対する税関の通知)」及び「輸入貿易管理規則第4条の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項(平成21年12月10経済産業省告示第347号)」の規定がある。

(T P L関連品目原産地規則)

- (i) 第61.01項から第61.17項までの各項の產品については、当該各項の產品への他の類の材料からの変更
- (ii) 第62.01項から第62.17項までの各項の產品については、当該各項の產品への他の類の材料からの変更
- (iii) 第63.01項から第63.10項までの各項の產品については、当該各項の產品への他の類の材料からの変更

6. メキシコ協定統一規則

協定第10条に基づくもので、協定運用のための細則である。日メキシコ両国の代表から成る合同委員会により制・改定される。メキシコ協定原産地証明書の様式(記載要領を含む)等が規定されている。

【参考】

メキシコ協定統一規則は、外務省ホームページからも入手可能。

メキシコ協定統一規則のアドレスは次のとおり。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kisoku_shusei1203.pdf

7. 統一規則附属書2-Bについて

統一規則附属書2-Bに規定する產品については、原産地証明書に附属書2-Bの記述のとおり、該当する品名を記載する。(大文字であるか、小文字であるかは問わない。)。

(例) 第2208.90号のテキーラ、メスカル、ソトール

「Tequila (genuine); Mezcal (genuine); Sotol (genuine); Tequila and Mezcal (genuine); Tequila and sotol (genuine); Mezcal and sotol (genuine); Tequila, Mezcal and sotol (genuine) (The exporter or producer should select one of the descriptions above in providing the description of goods in the Field 6 of the certificate of origin.)」

【参考】平成20年3月1日、協定附属書3(蒸留酒の地理的表示)にソトール(Sotol)、バカノラ(Bacanora)及びチャランダ(Charanda)が追加された。

8. メキシコの特恵受益国卒業について

平成31年3月29日付け財務省告示第87号によりメキシコは特恵受益国ではなくなったことから、同年4月1日から同国を原産地とする物品は一般特恵税率の適用対象外となった(特恵卒業)。

9. メキシコ協定(改正議定書)の特色(2012.4.1以降)

①認定輸出者による自己証明制度(原産地申告)

メキシコ協定においては、従来の第三者証明制度(締約国の発給機関による原産地証明書)に加え、認定輸出者による自己証明制度(原産地申告)が採用された。したがって、本協定においては原産性を証明する書類は2種類ある。認定輸出者の場合、第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能(スイス協定と同様の規定)※。

(認定輸出者の認定を行う当局⇒メキシコ側:経済省、日本側:経済産業大臣又は権限を与えられたその代理人)

※統一規則附属書2-Bに「具体的に記述する產品」として定める原産品については、原産地証明書の提出が必要。

②統一規則附属書2-Bについて(追加)

アガベシロップ(第1702.60号)について、統一規則附属書2-Bに新たに追加された。

10. HS番号の表記はHS2002に従う。

11. メキシコ協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

III マレーシア協定（2006. 7. 13発効）

1. アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

第16類、第18類、第19類、第20類、第50類から第63類の各類のうちの一部の品目に関し、非原産材料であっても、アセアン加盟国である第三国（以下、「アセアン第三国」）の材料の場合に限りその使用を許諾したルールが定められている。なお、第50類から第63類の品目の場合は他方の締約国の材料の使用も許諾されている。

【参考】アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール適用対象品目

適用対象品目	第4欄記載内容
第1604. 13号、第1604. 15号～第1604. 20号、第1605. 20号	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（当該第三国）の材料及び当該第三国（当該第三国）の国名を記載（当該材料が生産に使用された場合）。
第1803. 10号、第1805. 00号～第1806. 10号	
第1905. 90号の一部	・東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（当該第三国）の材料及び当該第三国（当該第三国）の国名を記載（当該材料が生産に使用された場合）。
第20. 01項、第2003. 10号～第2005. 90号、第20. 06項、第2009. 80号	・いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（当該第三国）の領域において収穫され、採取され、又は採集された材料及び当該締約国又は当該第三国（当該第三国）の国名（当該材料が上記にいう材料であってHS第7類、第8類、第11類又は第17類に分類されるものの生産に使用された場合）。
第50. 07項、第51. 11項～第51. 13項、第52. 04項～第52. 12項、第53. 09項～第53. 11項、第54. 07項、第54. 08項、第55. 08項～第55. 16項、第56. 04項～第56. 09項、第57. 01項～第57. 05項、第58. 01項～第58. 11項、第59. 02項、第59. 10項、第60. 01項～第60. 06項、第61. 01項～第61. 17項、第62. 01項～第62. 17項、第63. 01項～第63. 10項	・他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（当該第三国）の材料、当該他方の締約国又は当該第三国（当該第三国）の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国（当該第三国）の国名を記載（当該材料が生産に使用された場合）。

2. 特定の品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば第46. 01項のいぐさ製品等、品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第46. 01項の品目別規則：

第46. 01項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第14類の材料からの変更を除く。）又は、

第46. 01項の产品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更若しくは、

原産資格割合が40パーセント以上であること（第46. 01項の产品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。

* この場合、品目別規則に「いぐさ製品」が特に掲名されているため、产品が「いぐさ製品」に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄へ記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第1905. 90号 主としてぱれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

第2208. 90号 合成清酒又は料理用酒（みりん）

飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）

第46. 01項 いぐさ製品

第9401. 90号 腰掛けの革製部分品

3. 関税割当

マレーシア協定においては、バナナについてのみ関税割当が設定されている。

4. マレーシア協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

5. マレーシアの特恵受益国卒業について

平成31年3月29日付け財務省告示第87号によりマレーシアは特恵受益国ではなくなったことから、同年4月1日から同国を原産地とする物品は一般特恵税率の適用対象外となった（特恵卒業）。

6. HS番号の表記はHS2002に従う。

IV チリ協定 (2007. 9. 3発効)

1. 非原産材料について関税分類の変更が行われないものに関する規定 (第29条1(d)本文)

未組立てや分解されたものは、この規定により、附属書2に別段の定めがある場合を除くほか、原産資格割合が45%以上（控除方式を用いる場合）又は30%以上（積上げ方式を用いる場合）であり、かつ、当該產品が同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たしている生産が行われていればチリ協定原産品として認められることとなっている。

原産地証明書の第5欄の記載は「D」であることが必要。

2. セット、キット又は複合的な產品 (第35条)

HS通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な產品は、当該セット、キット又は複合的な產品に含まれるすべての產品が第4章の規定に従いそれぞれの產品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、チリ協定上のチリ原産品とする。

この規定は、附属書2に定める品目別規則に優先する。

3. 原産資格割合(QVC)を算出する方法が2通りある。(協定第30条)

- a) 控除方式…產品の生産に使用された**非原産材料の価額を利用し**、締約国においてどれだけ付加価値が付いたかにより原産品か否かを判断する方法(他のEPAにおける原産資格割合の計算方法と同じ)。

$$QVC = \frac{\text{產品の価額}(TV \neq FOB) - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}(TV \neq FOB)} \times 100 \text{ (%)}$$

- b) 積上げ方式…產品の生産に使用された**原産材料の価額を利用し**、締約国の原産材料の含まれている割合によって原産品か否かを判断する方法。

$$QVC = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{產品の価額}(TV \neq FOB)} \times 100 \text{ (%)}$$

* QVC、TVについての定義は協定第30条を参照のこと。

例えばチリ協定における第39類の品目別規則においては、控除方式を用いる場合にはQVCが45%以上あることが求められ、積上げ方式を用いる場合には30%以上が求められているが、どちらの方式を選択するかは輸出者に委ねられている。

【参考】第39.01項から第39.26項までの品目別規則

- ・ 第39.01項から第39.26項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ・ 原産資格割合が45%以上（控除方式を用いる場合）若しくは30%以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第39.01項から第39.26項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
- ・ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第39.01項から第39.26項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

4. 特定の品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

- | | |
|-----------|--|
| 第2008.19号 | 第2008.19号の產品（混合したもの） |
| 第2103.90号 | インスタントカレーその他のカレー調製品 |
| 第2208.90号 | 合成清酒又は料理用酒（みりん）
飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。） |
| 第9404.90号 | 布団製品 |

5. チリ協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

6. HS番号の表記はHS2002に従う。

V タイ協定（2007.11.1発効）

1. 一部品目についてアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールがある。

- ・第7類、第16類、第18類～20類の一部品目について
アセアン第三国産材料を使用した場合には、原産地証明書第7欄に、
1) アセアン加盟国である第三国産材料は. . . (例. ココア豆) である。
2) 当該第三国は. . . である。
(該当する材料が產品の生産に使用された場合に限る。)
という内容が記載されなければならない。

※ 2022.1.1の改正でHS2017に従うことになったため、第3類の品目別規則にもアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールの対象品目ができたが、第3類の品目は当該記載が不要である点に留意。

- ・第61類、第62類の产品について
いざれかの締約国又はアセアン第三国で特定の作業を経た一部の非原産材料の使用が認められる。

第61類の品目別規則

CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいざれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

第61類の製品に使用された材料のうち、上記括弧書きに掲げられた関税分類番号に該当する非原産材料がある場合にはそれらがいざれかの締約国又はアセアン第三国においてメリヤス編み、クロセ編みされていなければならない。

また、このような材料を使用した場合、原産地証明書第7欄に

- 1) 他方の締約国又はアセアン加盟国である第三国での工程は. . . (例. 編み) である。
- 2) 当該締約国又は第三国での工程は. . . (例. メリヤス編み) である。
- 3) 当該締約国又は第三国は. . . である。
(該当する材料が產品の生産に使用された場合に限る。)
という内容が記載されなければならない。

2. 魚の調製品におけるIOTC登録船舶漁獲材料の使用許諾ルール

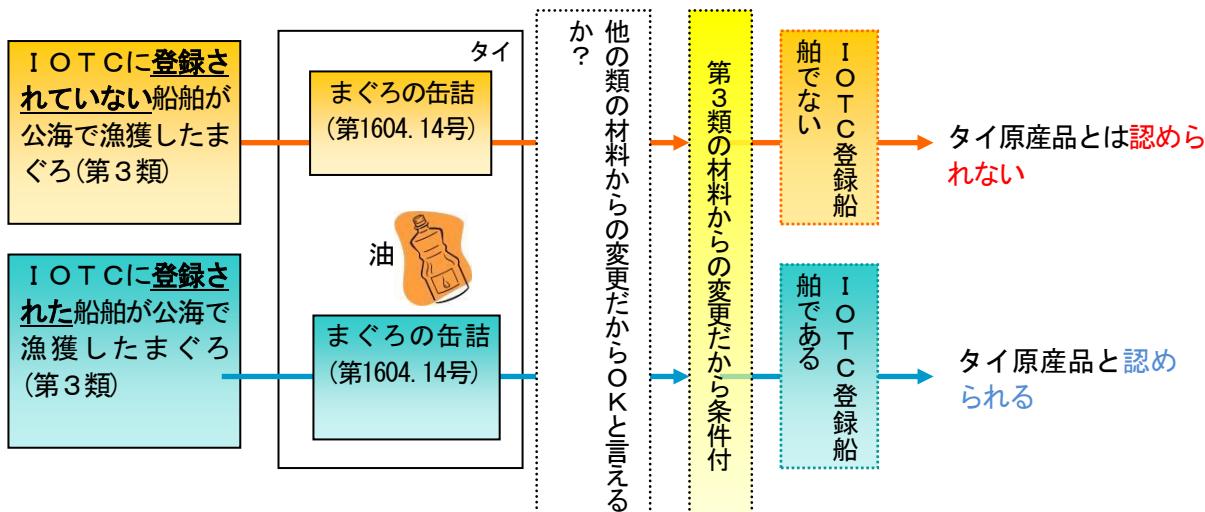
第1604.14号の產品の生産において第3類の非原産材料を使用した場合、当該材料がIOTC (Indian Ocean Tuna Commission = インド洋まぐろ類委員会)に登録された船舶により漁獲されたものに限り、タイ原産品と認められる。

第1604.14号の品目別規則

CC (第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

IOTC登録船舶により漁獲された非原産材料を使用した場合には原産地証明書第7欄に、

- 1) IOTC登録に基づく認定漁船により捕獲された材料は. . . (例. マグロ) である。
- 2) 当該船舶の名称は. . . である。
- 3) 当該船舶の登録番号は. . . である。
- 4) 当該船舶の船籍は. . . である。
(該当する材料が產品の生産に使用された場合に限る。)
という内容が記載される。



【参考】IOTC登録船舶のホームページでの船舶確認方法

- ・ホームページを見る（インターネットの検索エンジンで”IOTC”で検索可能）

アドレス：<https://rav.iotc.org/>

→トップページ内の Search Vessel をクリック

→検索のキーワードを入力又は選択し、検索

5項目(船名、船籍、船舶の種類、無線のコールサイン、IOTC登録番号)のうち、1項目以上を選択し検索対象を絞り込む。

3. 原産地証明書第8欄にWO、PE、PSのうちいずれか1つが原産地基準符号として記載される。

基本となる考え方は以下のとおり。

第28条1(a)：完全生産品（原産地証明書第8欄にWOと記載）

第28条1(b)：原産材料のみから生産される产品（原産地証明書第8欄にPEと記載）

第28条1(c)：1次材料に非原産材料が含まれる产品（原産地証明書第8欄にPSと記載）

*一般特恵(GSP)では完全生産品はP、実質的変更を伴う加工又は製造が行われた产品(完全生産品以外のもの)はWとHS4桁を表記し、また完全生産品をA、原産材料のみから生産される产品をB、1次材料に非原産材料を使用している产品をC等と表記するEPAもあり、注意すること。

4. 热帯果実ワイン及び所謂「メコンウィスキー」について原产地証明書に特別な品名と製品証明書のID番号が記載される。

タイ協定運用上の手続規則(OP)において、熱帯果実ワイン、蒸留アルコール飲料の証明について以下のように規定されている（訳は仮訳）。

- (1) 協定第2章(物品の貿易)及び第3章(原産地規則)にいう運用上の手続規則第1節第1部第1章第1規則2に従い、熱帯果実ワインの証明書として原产地証明書を兼用する場合、輸出者は第7欄に、品名として「fermented beverages prepared from XX (協定附属書1第2部第2節における関税率表番号2206.00の第2欄の注に列挙する1以上の熱帯果実)」及び製品証明番号を明確に記載しなければならない。
- (2) 協定第2章(物品の貿易)及び第3章(原産地規則)にいう運用上の手続規則第1節第1部第2章第1規則2に従い、蒸留アルコール飲料の証明書として原产地証明書を兼用する場合、輸出者は第7欄に、品名として「Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel」及び製品証明番号を明確に記載しなければならない。

5. タイ協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

6. タイの特恵受益国卒業について

平成31年3月29日付け財務省告示第87号によりタイは特恵受益国ではなくなったことから、同年4月1日から同国を原産地とする物品は一般特恵税率の適用対象外となった（特恵卒業）。

7. HS番号の表記は2022.1.1の改正によりHS2017に従う。（改正以前は、HS2002に従う。）

8. 原産地証明書のデータ交換について

タイ協定に基づく原産地証明書データ交換においては、これまでの紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCIS）で受信した原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CIO（イーシーオー））を提出することにより 日本への輸入においてEPA税率の適用を求めることができる。

VI インドネシア協定 (2008. 7. 1 発効)

1. 第50類から第63類の產品の多くについてアセアン第三國產材料の使用許諾ルールがある。

* 内容は「総論編第1部 VI 品目別規則における特徴的ルール 2. アセアン第三國產材料の使用の許諾ルール」を参照のこと。なお、他方の締約国の材料の使用も許諾されている。

2. 特定の品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば第2103. 90号のインスタントカレーその他のカレー調製品等、品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第2103. 90号の品目別規則：

第2103. 90号のインスタントカレーその他のカレー調製品への他の号の材料からの変更

第2103. 90号のその他の产品への他の類の材料からの変更

* この場合、品目別規則に「インスタントカレーその他のカレー調製品」が特に掲名されているため、產品が「インスタントカレー」に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第2103. 90号 インスタントカレーその他のカレー調製品

第2208. 90号 合成清酒又は料理用酒(みりん)

果汁をもととした飲料であって、アルコール分が1%未満のもの

第4601. 21号

-第4601. 94号 いぐさ产品

第8708. 30号 ブレーク及びサーボブレーク、ブレーク及びサーボブレークの部分品

第8708. 40号 ギヤボックス、ギヤボックスの部分品

第8708. 50号 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸、

駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸の部分品

第8708. 80号 懸架装置（ショックアブソーバーを含む。）、懸架装置（ショックアブソーバーを含む。）の部分品

第8708. 91号 ラジエーター、ラジエーターの部分品

第8708. 92号 消音装置（マフラー）及び排気管、消音装置（マフラー）及び排気管の部分品

第8708. 94号 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス、ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックスの部分品

3. 原産地証明書の修正・訂正は不可。

原産地証明書が不正確な内容を含む場合には正確な内容での新規発給が必要である。

4. インドネシア協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

5. インドネシア協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵税率が適用可能な品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

6. HS番号の表記は2024. 2. 5の改正によりHS2017に従う。（改正以前は、HS2002に従う。）

7. 原産地証明書のデータ交換について

2023年6月に開始した原産地証明書データ交換においては、これまでの紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）で受信した原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CO）を提出することにより日本への輸入においてインドネシア協定税率の適用を求めることができる。2024年1月以降、インドネシア発給機関（商業省）はインドネシア協定について紙の原産地証明書の発給を廃止し、原則としてe-COの発給のみとなった。

VII ブルネイ協定 (2008. 7. 31発効)

1. 第4類、第11類、第16類から第20類、第29類、第50類から第63類の产品の一部についてアセアン第三国産材料の使用許諾ルールがある。

* 内容は「総論編第1部 VI 品目別規則における特徴的ルール 2. アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」を参照のこと。なお、第50類から第63類の产品については他方の締約国の材料の使用も許諾されている。

2. ブルネイ協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm を参照のこと。

3. 特定の品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えは第2208.90号のみりん等、品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第2208.90号の「みりん」の品目別規則：

第2208.90号の合成清酒又は料理用酒(みりん)への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が40%以上であること。

* この場合、品目別規則に「みりん」が特に掲名されているため、产品が「みりん」に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第1605.40号 えび調製品

第2208.90号 合成清酒又は料理用酒(みりん)

飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。)

4. HS番号の表記はHS2002に従う。

5. 関割品目は設定されていない。

VIII アセアン包括協定 (2008.12.1発効：略称AEC協定)

1. 我が国初の多国間EPA

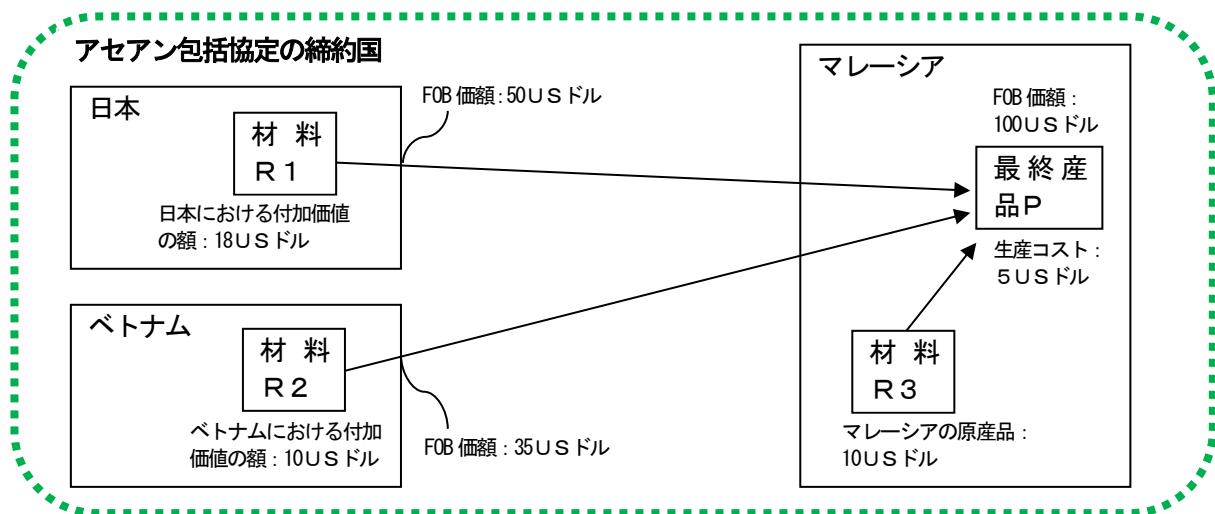
締約国：日本、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インドネシア

2. 累積について

アセアン包括協定は多国間EPAであることから、累積規定について間違え易い点があるので注意が必要。

* 協定第29条(累積)：**締約国の原産材料**であって、他の締約国において製品を生産するために使用されたものについて^は、当該製品を完成させるための**作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす**。

協定第29条のとおり、締約国の原産品(原産材料)である場合に限り、他の締約国の原産材料として累積が適用できる。



* R1～R3及びPの品目別規則はRVC40%以上であるとする。

例えば、このような事例の場合、締約国である日本・ベトナムの材料R1、R2について累積が適用可能かを検討すると、

誤) 日本・アセアン包括協定締約国の域内で付加された価値をすべて累積して、
 $\$18 + \$10 + \$10 + \$5 = \$43 \div \100 (最終製品PのFOB価額) = 43% > 40%

よって最終製品Pはアセアン包括協定上の**マレーシア原産品**と認められる。とするのは誤り。

正) 材料R1について $\$18 / \$50 < 40\%$ となり、材料R1はアセアン包括協定上の原産材料とは認められない。

材料R2について $\$10 / \$35 < 40\%$ となるので、材料R2もアセアン包括協定上の原産材料とは認められない。

協定第29条の規定により、**締約国の原産品のみが累積の対象となる**のであるからR1、R2について累積は適用できず、材料R1、R2の価額全額が非原産材料として最終製品Pの付加価値を計算する。

$$RVC = \frac{FOB - VNM(\text{非原産材料の価額の総額})}{FOB} = \frac{100 - (50+35)}{100} = 15\% < 40\%$$

よって最終製品Pはアセアン包括協定上の**マレーシア原産品**とは認められない。

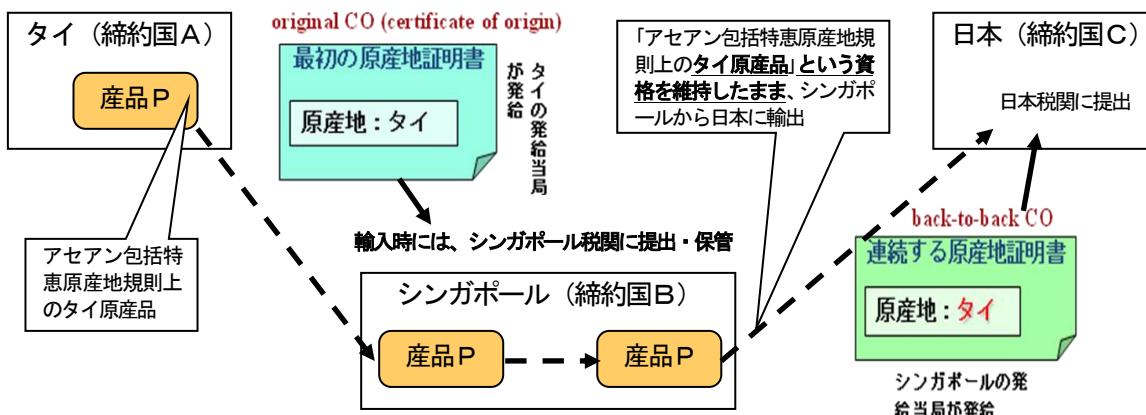
3. 連続する原産地証明書(Back-to-Back CO)

アセアン包括協定の下では、通常の原産地証明書発給に加えて、一の締約国(締約国A)の原産品が、別の締約国(締約国B)を経て更に別の締約国(締約国C)に輸入される場合に、締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格に変更がない場合に、締約国Aで発給された「最初の原産地証明書(original CO)」に基づき、締約国Bにおいて「連続する原産地証明書(back-to-back CO)」の新たな発給を受けることができる。

この場合、「輸出締約国の原産品」とは、「最初の原産地証明書」を発給した締約国(締約国A)の原産品である。

原産地証明書第13欄：Back-to-Back CO 欄にチェックが付される。

「連続する原産地証明書」が発給される場合の例



产品P(アセアン包括特恵原産地規則上のタイ原産品)を、シンガポールを経て輸出。

- ➡ シンガポールでは产品Pに何ら加工等を施さず(=アセアン包括特恵原産地規則上のタイ原産品という資格を維持したまま)、当該产品を日本に輸出。
- ➡ シンガポールから日本に产品Pを輸出する輸出者は、「最初の原産地証明書」に基づき、シンガポールの原产地証明書発給当局に対して、产品Pがアセアン包括特恵原産地規則上のタイ原産品であることを証明するための「連続する原产地証明書」の発給を申請することが可能。

4. 原产地証明書第8欄に記載される原产地基準の表記が他のEPAと異なる。

協定第24条(a)から(c)に規定される原産品は以下のとおり記載される。

- ・完全生産品・・・WO
- ・一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品・・・PE
- ・非原産材料を使用し、第26条に定める要件を満たす产品・・・「CTH」、「RVC」、「CTC」、「SP」のうちの適切なもの、又はその組合せ

また、附属書2(品目別規則)の記載が簡略化された。

簡略化された品目別規則の記載例：CC…類変更(Change of Chapter)、CTH…項変更(Change of Tariff Heading)、CTSH…号変更(Change of Tariff Sub-Heading)

*これらはCTC(関税分類変更基準：Change in Tariff Classification)と総称され、附属書2に定める規則のうちCTCルールを満たすものについては原产地証明書第8欄に「CTC」と記載される。

その他の原产地基準が示す内容は以下のとおり。

- ・RVC…域内原産割合(Regional Value Content)。いわゆる付加価値のこと。
- ・SP…加工工程基準。例えば第50.07項絹織物の品目別規則(抜粋)：「产品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第50.07項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること」

品目別規則が附属書2に記載されていないものは協定第26条1(a)及び(b)に規定される一般ルール(CTH又はRVC40%以上のいずれか一つを満たす)が条件となる。

<まとめ>

条文	原産地基準		記入コード
協定第24条(a)及び第25条	完全生産品		「WO」
協定第24条(b)及び第26条1	一般ルールを満たす 産品	HS 4桁変更によるもの	「CTH」
		付加価値基準を満たすもの	「RVC」
協定第24条(b)及び第26条2	品目別規則を満たす 産品	関税分類変更基準	「CTC」
		付加価値基準	「RVC」
		加工工程基準	「SP」
協定第24条(c)	原産材料のみから生 産される产品		「PE」

(なお、ACU(累積)、DMI(僅少の非原産材料)を必要に応じて併記することは他のEPAと同じ)

【参考】従来のアセアン諸国との二国間EPAにおいて採用されていた、「アセアン第三国産材料の使用許諾ルール」、「IOTC登録船舶漁獲材料の使用許諾ルール」、「化学反応等のルール」は採用されていない。また、第11部の产品に係る注釈が附属書2の最後に「第11部注釈」として規定されている。

5. 特別な品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば第9404.90号の布団等品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第9404.90号の品目別規則：

- ・CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各項からの変更を除く。)(布団に限る)
- ・CTH(布団を除く)

* この場合、品目別規則に「布団」が特に掲名されているため、产品が「布団」に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第2208.90号 合成清酒又は料理用酒(みりん)

果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のもの

第9404.90号 布団

6. 関割品目は設定されていない。

7. HS番号の表記は2023.3.1からHS2017に従う。(改正以前(2023.2.28まで)は、HS2002に従う。)

8. アセアン包括協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

9. アセアン包括協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵税率が適用可能な品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

10. 締約国が特別特恵受益国の場合、従来の二国間EPAとは一般特恵との適用関係が異なる。

特別特恵受益国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスについては、アセアン包括税率と特別特恵税率(税関ホームページ上の「実行関税率表」の「特別特恵 LDC」の行の税率)は併存しており、申告者が希望し、条件を満たせば、どちらの税率も適用可能である。

IX フィリピン協定 (2008. 12. 11発効)

1. 第18類、第20類、第50類から第63類の產品の一部についてアセアン第三國產材料の使用許諾ルールがある。

* 内容は「総論編第1部 VI 品目別規則における特徴的ルール 2. アセアン第三國產材料の使用の許諾ルール」を参照のこと。なお、第50類から第63類の產品については他方の締約国の材料の使用も許諾されている。

2. 魚の調製品について I O T C 登録船舶漁獲材料の使用許諾ルールがある。

タイ協定と同様に第1604. 14号の產品の生産において第3類の非原產材料を使用した場合には、当該材料が I O T C (Indian Ocean Tuna Commission = インド洋まぐろ類委員会)に登録された船舶により漁獲されたものに限り、フィリピン原產品と認められる。(* 詳細はV タイ協定を参照。)

3. 特別な品名を原產地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば第2208. 90号のみりん等品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原產地証明書の品名欄に記載する。

例 第2208. 90号の品目別規則 :

第2208. 90号の產品(合成清酒又は料理用酒(みりん))への他の項の材料からの変更及び原產資格割合が40%以上であること。

* この場合、品目別規則に「合成清酒又は料理用酒(みりん)」が特に掲名されているため、產品が「みりん」に該当する場合には、そうであることがわかるように原產地証明書の品名欄へ記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第2208. 90号 合成清酒又は料理用酒(みりん)

飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。)

第53. 06項-第53. 08項 アバカ又はココヤシ纖維の糸

第9404. 90号 布団製品

4. 小バナナ、熱帶果実ワインの輸入の際には原產地証明書に特記される。

小バナナ・・・附属書1に掲名されているイナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニヨリタ種が該当する。

いずれかの品種名が第4欄に記載され、植物検疫証明書の番号が第8欄に記載される。

熱帶果実ワイン・・・2206. 00-229の一部。第4欄に原料として使用された熱帶果実の名前が記載され、I T D I 証明書の番号が第8欄に記載される。

5. 第三国発行インボイスに関する記載の文言が他のEPAと異なる。

第三国発行インボイスが使用される場合には原產地証明書第9欄(Remarks)に「non-Party invoicing」と記載され、その後に当該インボイスを発行する者の正式名称及び住所が記載される。

6. HS番号の表記はHS2002に従う。

7. フィリピン協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

8. フィリピン協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵税率が適用可能な品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

X スイス協定（2009. 9. 1発効）

1. 認定輸出者による自己証明制度（原産地申告）

スイス協定においては、従来の第三者証明制度（締約国の発給機関による原産地証明書）に加え、新たに、認定輸出者による自己証明制度（原産地申告）が採用された。したがって、本協定においては原産性を証明する書類は2種類ある。認定輸出者の場合、第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能。

- ・**認定輸出者による自己証明（原産地申告）**とは：

輸出締約国の原産地証明書発給当局から一定の基準を満たしているとして予め認定を受けた輸出者（認定輸出者）が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に輸出貨物が原産品である旨の申告を記入した上で、当該インボイス等を輸入国に提出することにより、EPA上の特恵待遇を得ることを可能とするもの。

（認定輸出者の認定を行う当局⇒スイス側：スイス税関、日本側：経済産業省）

2. 認定輸出者による自己証明（原産地申告）に係る留意事項

- ・原産地申告は、認定輸出者のみが作成できる。また、認定輸出者には認定番号が付与され、原産地申告には署名を要しない。

- ・具体的には、インボイス等の商業上の書類に、

“The exporter of the products covered by this document (認定番号^{*1}) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (国名^{*2}) preferential origin.”

との申告文を記載する。（「この文書の対象となる產品の輸出者（認定番号^{*1}）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該產品の原産地（国名^{*2}）が特恵に係る原産地であることを申告する。」）（スイス協定附属書2付録3）

*1:認定輸出者の認定番号

*2:当該產品の原産地（日本に輸出する場合はスイス又はリヒテンシュタイン）

- ・上記の申告文は、仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ、押印又は印刷により作成される。また、原産地申告はそのような商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

- ・一部のスイス特産ナチュラルチーズ（関税割当“(Qb)”）については、上記の申告文に続けて、

“The exporter also declares that these products are classified as (an item number indicated in the column of “Item Number” in the List of Natural Cheeses in paragraph 1 of Attachment 1, Annex I).”と記載する（「輸出者は、また、当該產品が（協定附属書1、別添1の1のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号）に分類されることを申告する。」）。

- ・一部のチーズ調製品（関税割当“(Qf)”）については、上記の申告文に続けて、

“The exporter also declares that these products are classified as (Qf).”と記載する（「輸出者は、また、当該產品が(Qf)に分類されることを申告する。」）。

3. 従来通りの第三者証明（締約国の発給機関による原産地証明書）に係る留意事項

- ・一部のスイス特産ナチュラルチーズ（関税割当“(Qb)”）については、第8欄の品名の下に、

“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (an item number indicated in the column of “Item Number” in the List of Natural Cheeses in paragraph 1 of Attachment 1, Annex I).”と記載する（「下名は、上述の產品が（協定附属書1、別添1の1のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号）に分類されることを申告する。」）。

- ・一部のチーズ調製品（関税割当“(Qf)”）については、第8欄の品名の下に、

“I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (Qf).”と記載する（「下名は、上述の產品が(Qf)に分類されることを申告する。」）。

4. HS番号の表記はHS2007に従う。

5. スイス協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

XI ベトナム協定 (2009. 10. 1 発効)

1. 第50類から第63類の产品の多くについてアセアン第三国産材料の使用許諾ルールがある。

* 内容は「総論編第1部 VI 品目別規則における特徴的ルール2. アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」を参照のこと。なお、他方の締約国の材料の使用も許諾されている。

2. 原産地証明書第5欄に記載される特恵基準の表記方法はアセアン包括協定とほぼ同じであるが、以下の記号が異なる。

LVC…原産資格割合(協定第27条)。いわゆる付加価値のこと。

IIM…同一の又は交換可能な材料(協定第35条)

条文	特恵基準	記入コード
協定第24条(a)及び第25条	完全生産品	「WO」
協定第24条(b)及び第26条1	一般ルールを満たす产品	HS 4桁変更によるもの 「CTH」
		付加価値基準を満たすもの 「LVC」
協定第24条(b)及び第26条2	品目別規則を満たす产品	関税分類変更基準 「CTC」
		付加価値基準 「LVC」
		加工工程基準 「SP」
協定第24条(c)	原産材料のみから生産される产品	「PE」

(なお、ACU(累積)、DMI(僅少の非原産材料)、IIM(同一の又は交換可能な材料)を必要に応じて併記する)

3. 特別な品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば第0910.99号のうちカレー等、品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品名を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第0910.99号の品目別規則: CTS(H)(カレーに限る)、CC(カレーを除く)

* この場合、品目別規則に「カレー」が特に掲名されているため、产品が「カレー」に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第0910.99号 カレー

第1515.90号 桐油及びその分別物

第2208.90号 合成清酒又は料理用酒(みりん)

飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。)

第9404.90号 布団

4. HS番号の表記はHS2007に従う。

5. 関税割当

ベトナム協定においては、天然はちみつについてのみ関税割当が設定されている。

6. ベトナム協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm を参照のこと。

7. ベトナム協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵税率が適用可能な品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm を参照のこと。

XII インド協定（2011. 8. 1発効）

1. 原産品の範囲（第27条）

インド協定では、次の产品が（インド）原産品とされている。

(a)（インドにおいて）完全に得られ、又は生産される产品であって、協定第28条に定めるもの

(b)（インドにおいて）完全には得られず、又は生産されない产品であって、協定第29条に定める要件を満たすもの

原産材料のみから成る产品については規定がないものの、上記(b)を満たすことにより原産材料のみからなる产品も原産品となる（原産品の範囲は、他のEPAと同じ。）。

2. 原産資格割合（QVC）を算出する方法が2通りある。（協定第30条）

a) 控除方式…产品の生産に使用された非原産材料の価額を利用し、締約国においてどれだけ付加価値が生じたかにより原産品か否かを判断する方法（他のEPAにおける原産資格割合の計算方法と同じ）。

$$QVC = \frac{\text{产品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額}}{\text{产品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

b) 積上げ方式…产品の生産に使用された原産材料の価額を利用し、締約国の原産材料の含まれている割合によって原産品か否かを判断する方法。

$$QVC = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{产品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

* QVC、FOBについての定義は協定第30条を参照のこと。どちらの方式を選択するかは輸出者に委ねられている。

3. HS番号の表記はHS2007に従う。

4. 関割品目は設定されていない。

5. インド協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm を参照のこと。

6. インド協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵が適用できる品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm を参照のこと。

7. インド協定の品目別規則の一部改正（2022. 4. 4以降）

インド協定第3章附属書2（品目別規則）の一部（第0304. 99号）が改正された。

XIII ペルー協定（2012.3.1発効）

1. 認定輸出者による自己証明制度(原産地申告)

ペルー協定においては、従来の第三者証明制度（締約国の発給機関による原産地証明書）に加え、認定輸出者による自己証明制度（原産地申告）が採用された。したがって、本協定においては原産性を証明する書類は2種類ある。認定輸出者の場合、第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能（スイス協定と同様の規定※）。

（認定輸出者の認定を行う当局⇒ペルー側：通商観光省又はその後継機関、日本側：経済産業省又はその後継機関）

※ただし原産地申告文については、スイス協定と異なり、「場所及び日付（Place and date）」を記載することとされているが、原産地申告を作成した仕入書等にこれらの記載がある場合は省略可。

2. 累積については、「モノの累積」に加えて、「生産行為の累積」の規定がある（協定第43条）。

ペルー協定では、従来のアジア各国との2国間EPAで規定されているモノの累積に加え、生産行為の累積が規定されている（「生産行為の累積」については、シンガポール協定及びメキシコ協定と同様の規定）。

3. セット產品については、個々の構成要素が、すべて品目別規則を満たす必要がある（協定第47条）。

HS通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的に記述される產品は、当該セットに含まれる全ての產品が第3章の規定に従って原產品とされる場合には、締約国の原產品とする（メキシコ協定及びチリ協定と同様の規定）。

4. HS番号の表記はHS2007に従う。

5. 特別な品名を原産地証明書へ記載することが求められている品目がある。

例えば、第2202.90号の炭酸飲料等、品目別規則において特に個別に掲名され、規則が定められているものは、当該特別な品目を原産地証明書の品名欄に記載する。

例 第2202.90号の品目別規則：第2202.90号の炭酸飲料への他の類の材料からの変更

第2202.90号のその他の产品への他の類の材料からの変更及び当該その他の产品の原産資格割合が40パーセント以上であること

* この場合、品目別規則に「炭酸飲料（aerated beverages）」が特に掲名されているため、產品が「炭酸飲料」

に該当する場合には、そうであることがわかるように原産地証明書の品名欄に記載する。

品目別規則に特定の品名が記載され、特別な品目別規則が設定されているもの。

第3類 附属書三第3類の注釈に該当する物品

第2103.90号 インスタントカレーその他のカレー調製品

マヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシング

第2202.90号 炭酸飲料

第2208.90号 合成清酒又は白酒

飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。)

第9404.90号 布団及び羽根布団

6. 特定の品目について「品目証明書」が必要。

ペルー協定においては、ペルーから輸入される特定の產品（アメリカおおあかい（全形又は断片状、1個1kg以上のもの）（HS 0307.99）※1、サチャインチ油（HS 1515.90）、緑豆・ひよこ豆・ひら豆（HS 2004.90））について特恵税率を適用する場合には、原産地証明書に加え、ペルー政府※2が当該品目であることを証明した「品目証明書」（HEALTH CERTIFICATE）を税関当局に提出しなければならない。（ペルー協定附属書1第2編第3節第3条（品目証明書））

※1 「アメリカおおあかい」は、現在IQ品目であることから、輸入割当ての手続きは別途必要となる。

※2 アメリカおおあかい：ペルー国立漁業衛生局（SANIPES）

サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆：ペルー保健省環境衛生局（DIGESA）

7. ペルー協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

8. ペルー協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵が適用できる品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

XIV オーストラリア協定（2015. 1. 15発効）

1. 自己申告制度

オーストラリア協定においては、従来の第三者証明制度（締約国の発給機関による原産地証明書）に加え、自己申告制度が採用された。

自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者または生産者自らが作成した、当該貨物がオーストラリア協定上の原産品である旨を明記した書面（協定上「原産地証明文書」、我が国国内法令では「原産品申告書」と呼ばれる。）の提出により、EPA税率の適用を求めることができる制度である。

したがって、本協定においては原産性を証明する書類は2種類あり、事業者がその利便性を勘案し選択することが可能である。

2. 自己申告制度を利用して輸入申告する場合についての留意事項

➤ 原産品申告書

原産品申告書とは、貨物の輸入者、輸出者または生産者自らが作成した、当該貨物がオーストラリア協定上の原産品である旨を明記した書面である。

【原産品申告書の作成方法】

①作成者：輸入者、輸出者、生産者

②作成方法：

- ・輸入しようとしている产品が原産品であることを示す輸入者、輸出者、生産者が有する情報に基づいて作成

③必要的記載事項：

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・產品の概要（品名、包装の個数、重量、仕入書の番号等）
- ・関税分類番号
- ・適用する原産性の基準
- ・原産品申告書の作成者にかかる情報

④様式：任意の様式にて申告。税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本を利用可能。

⑤言語：原則として英語（ただし、輸入者自己申告の場合は日本語での作成も可）

⑥有効期限：作成日から1年間

➤ 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）

原産品申告明細書

原産品申告明細書とは、価格表、総部品表、製造工程表等の関係書類に基づき、原産品申告書に記載された产品がオーストラリア協定における原産品であることを説明するための書類である。

【原産品申告明細書の作成方法】

①必要的記載事項：

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における产品の番号
- ・产品の関税分類番号
- ・適用する原産性の基準及びその基準を満たすことの説明
- ・上記説明に係る証拠書類の保有者
- ・原産品申告明細書の作成者にかかる情報

②様式：任意の様式。税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本を利用可能。

③言語：日本語

関係書類

原産品申告明細書に記載された产品が原産品であることを確認できる書類

※ 自己申告制度の詳しい利用方法は、税関ホームページ（原産地ポータル）掲載の「自己申告制度利用の手引き」を参照のこと。

3. 原産品

- オーストラリア協定においては、次の产品が原産品とされている。
- 当該締約国において完全に得られる产品
 - 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品
 - 一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第3・4条の要件を満たす产品であって、当該产品の生産の最終工程（第3・7条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
 - 原産地規則章の規定に基づいて原産品とされるその他の产品（デミニミス等を使用した場合）

4. 積送基準について

オーストラリア協定においては、以下のいずれかの場合には原産品とは認めない。

- 輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業が行われる場合
輸入締約国の要件を満たすための再梱包及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに当該产品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であって、产品的積替え及び一時蔵置の間に行われるものを除く
- 产品が一又は二以上の第三国にある間、当該产品が当該第三国の税関管理下に置かれていない場合

5. 原産地証明書にWO、P E、P S Rのうちいずれか1つが特恵基準符号として記載される。

基本となる考え方は以下のとおりで他のEPAにおける特恵基準A、B、Cの考え方と同様である。

- 協定第3・2条 (a) : 完全生産品（原産地証明書にWOと記載）
- 協定第3・2条 (b) : 原産材料のみから生産される产品（原産地証明書にP Eと記載）
- 協定第3・2条 (c) : 1次材料に非原産材料が含まれる产品（原産地証明書にP S Rと記載）

6. HS番号の表記はHS2012に従う。

7. 附属書2（品目別規則）4欄に記載されている記号が示す工程は次のとおりである。

記号		工程等
C R	化学反応に係る原産地規則	化学反応：新たな構造を有する分子を生ずる工程 ※以下の工程は除く 溶媒への溶解、溶媒の除去、結晶水の追加又は除去
D	蒸留に係る規則	蒸留：常圧蒸留、減圧蒸留
P	精製に係る原産地規則	精製：不純物の削減又は除去の工程であって、产品中に存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらすもの
C P S	粒径の変更に係る原産地規則	粒径の変更：粒径の意図的かつ制御された縮小、変更
S M	標準物質に係る原産地規則	標準物質：分析、校正又は参照のための使用に適する調製品
I S	異性体分離に係る原産地規則	異性体分離：異性体の混合物からの異性体の単離又は分離の工程

8. オーストラリア協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

XV モンゴル協定 (2016. 6. 7発効)

1. 原産資格割合(QVC)を算出する方法が2通りある。(協定第3・4条)

- a)控除方式…産品の生産に使用された**非原産材料の価額を利用し、締約国においてどれだけ付加価値が付いたかにより原産品か否かを判断する方法(他のEPAにおける原産資格割合の計算方法と同じ)。**

$$QVC = \frac{\text{産品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

- b)積上げ方式…産品の生産に使用された**原産材料の価額を利用し、締約国の原産材料の含まれている割合によって原産品か否かを判断する方法。**

$$QVC = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

* QVC、FOBについての定義は協定第3・4条を参照のこと。どちらの方式を選択するかは輸出者に委ねられている。

2. 品目別規則に「WO」と規定されている品目の留意点

モンゴル協定では、「品目別規則において「WO」を掲げた産品（例えば、第2525.30号（雲母のくず）、第2710.91号（廃油）等）については、第3.6条（僅少の非原産材料）の規定を適用する。」という規定がある（モンゴル協定附属書2 一般的注釈(d) (v)）。

当該産品に非原産材料が使われていたとしても、その価額が当該産品の価格の10パーセントを超えない場合には、原産品と認められる。

3. HS番号の表記はHS2012に従う。

4. 特定の品目について「品目証明書」が必要。

モンゴル協定においては、モンゴルから輸入される特定の産品（カードドリンク (HS 0404.90)、ラップシャヌードル (HS 1902.19)、チャツタルガンワイン (HS 2206.00)）について特恵税率を適用する場合には、原産地証明書に加え、モンゴル政府が当該品目であることを証明した「品目証明書」(Ministry of Food and Agriculture Mongolia CERTIFICATION)を税関当局に提出しなければならない。（モンゴル協定附属書1第2編第1節1 (9) (b)）

5. モンゴル協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

6. モンゴル協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵が適用できる品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

XVI CPTPP (2018.12.30発効)

締約国：日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ、英國

1. 自己申告制度

- ・CPTPPにおいては自己申告制度が採用され、第三者証明制度は採用されていない。
 - ・輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書を作成できる。
 - ・輸入者は、CPTPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出する。
- (※) 我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書及び関係書類)の提出も必要。

自己申告制度利用の手引き (CPTPP)

2. 付加価値基準の計算方式

CPTPPの付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式、積上げ方式に加えて、重点価額方式、純費用方式が新たに規定。利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。

- a) 控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)…我が国の過去の協定でも採用

$$RVC = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{產品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

- b) 積上げ方式…我が国の過去の一部協定でも採用。控除方式との違いは原産材料の価格を特定し積み上げてRVCを算出する点。

$$RVC = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{產品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

- c) 重点価額方式…一部の鉱工業品に適用(新たにCPTPPで採用)。控除方式との違いは非原産材料の価格を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$RVC = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料の価額 (特定の材料のみ)}}{\text{產品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

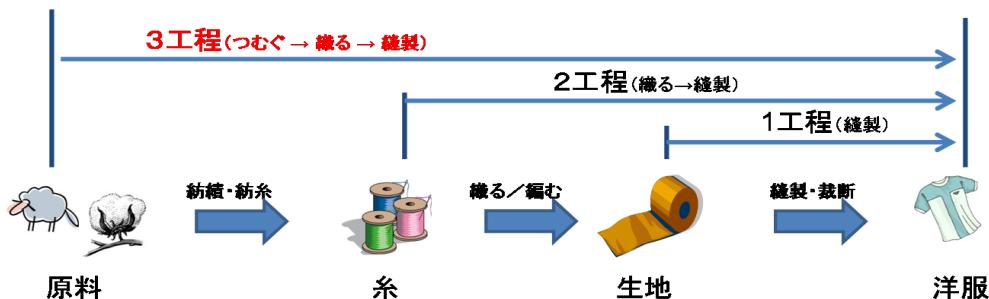
- d) 純費用方式…自動車関連の品目のみに適用(新たにCPTPPで採用)。控除方式との違いは產品の価格(FOB)ではなく、產品の生産に係る純費用を用いる点。

$$RVC = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}} \times 100 (\%)$$

※RVC:Regional Value Content:域内原産割合

3. 繊維製品の品目別規則

繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程を原則CPTPP締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。



- ・ヤーンフォワード・ルール（3工程）を前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」（ショートサプライ・リスト（SSL））に掲載された域内での供給が十分でない材料（繊維、糸、生地）については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品と認められる。
 - ・第61類～第63類の繊維製品が原産品であるか否かは、当該製品の関税分類を決定する構成部分（原則として、表側の生地に占める面積が最も大きい部分）について、適用される規則に定める関税分類番号の変更を満たす必要がある。

・デミニミス（僅少の非原産材料）について（第4.2条2、3）
適用される関税分類番号の変更を満たさない非原産材料が下記割合を超える場合は原産品とみなす。ただし、域内産であることが求められる弾性糸、弾性糸を含む生地、縫糸については対象外となる。

第61類から第63類に分類されないもの…製品の総重量の10%

第61類から第63類に分類されるもの…関税分類を決定する構成部分の全重量の10%

* 域内産が求められる弹性糸、弹性糸を含む生地、縫糸の例（第4・2条4、附属書4-A第61類類注2及び類注3、第62類類注2及び類注3、第63類類注2）

- ・第 61 類～第 63 類の纖維製品であってその関税分類を決定する構成部分に含まれる弾性糸
 - ・上記以外の纖維又は纖維製品に含まれる弾性糸
 - ・第 61 類～第 62 類の纖維製品（第 6212. 10 号の製品を除く）に使用される弾性糸を含む生地（第 60. 02 項、第 5806. 20 号）
 - ・第 61 類～第 63 類の纖維製品に使用される縫糸（第 52. 04 項、第 54. 01 項、第 55. 08 項の縫糸又は第 54. 02 項の糸を縫糸として使用する場合）

【絹100%の着物・帯に関するルール】

日本の伝統的な衣類・その付属品である絹100%の着物又は帯に使用する絹織物は、域内で製織、裁断・縫製する必要がある（⇒着物・帯は2工程）。

※絹織物はSSLで域外調達が認められているため、域内で裁断・縫製すれば、最終製品はCPTPP原産品となる(⇒1工程)。

4. 自動車関連の品目別規則

自動車（完成車）及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、材料について原産地規則を緩和する特別ルールを規定。（附属書3-D・付録1）

- a) 自動車（完成車）
CPTPPにおける原産地規則は、付加価値基準（控除方式で55%又は純費用方式で45%）。ただし、特定の自動車部品7品目（注1）については、指定された工程（注2）のうち、1つ以上の工程をCPTPP域内で行えば、原産材料と認められる。
 - b) 自動車部品
CPTPPにおける自動車部品の原産地規則は、関税分類変更基準と付加価値基準（品目に応じ、控除方式で45～55%、積上げ方式で35～45%又は純費用方式で35～45%）の選択制（※一部例外を除く）。

ただし、上記付加価値基準の計算上、当該自動車部品の材料は、指定された工程（注2）のうち、1つ以上の工程をCPTPP域内で行えば、5～10%を限度として、原産材料と認められる。

（注1）強化ガラス、合わせガラス、車体（普通車用のもの）、車体（貨物車等用のもの）、バンパー、車体用プレス部品及び扉組立、駆動軸及び非駆動軸

（注2）複雑な組み立て、複雑な溶接、ダイカストその他これに類する鋳込み成形、押出成形、鍛造、熱処理（ガラスの強化又は金属の焼戻しを含む）、積層、切削、金属成形、鋳造、スタンピング（プレス成形を含む）

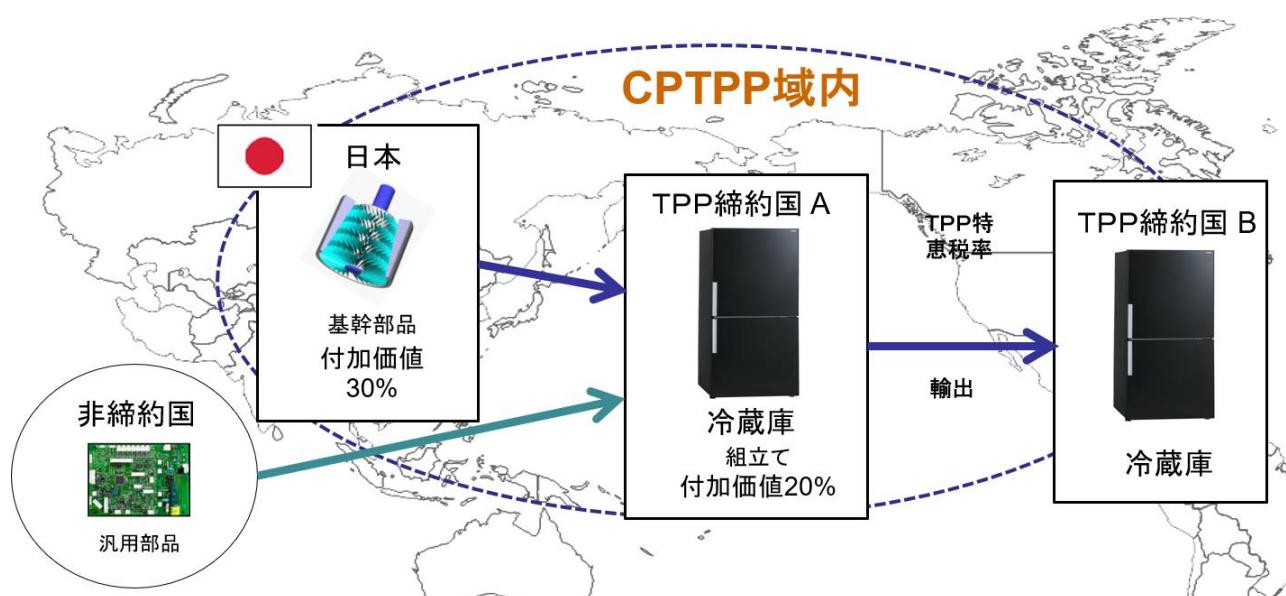
（※）自動車用エンジン及び原動機付きシャシについては、関税分類変更基準が適用されず、付加価値基準のみとされている。

5. 累積

相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、產品の原産性の判断に算入する。

CPTPPにおいては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

（例）原産地規則が「付加価値45%」の場合（数値・図はイメージ）



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

6. デミニミス（僅少の非原産材料）

非原産材料を使用していても、その使用がわざかな場合には、その产品を締約国の原産品と認めるもの。

・関税分類変更基準が適用される产品…価額の10%以下。対象の例外あり。

・繊維製品…3. 参照

（参考）デミニミスの例外について（第3章 附属書3-C）

CPTPP原産地規則第3章附属書3-Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

以下のものには、僅少の非原産材料の規定は適用されない。

(a) 第04. 01項から第04. 06項までの各項の非原産材料又は第1901. 90号若しくは第2106. 90号の原産品でない酪農調製品（乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）であって、第04. 01項から第04. 06項までの各項の产品（第0402. 10号から第0402. 29号までの各号又は第0406. 30号（注）の产品を除く。）の生産において使用されるもの

注 第0402. 10号から第0402. 29号までの各号の粉乳又は第0406. 30号のプロセスチーズであって、第3・11条（僅少の非原産材料）に定める僅少の非原産材料に係る10%を許容限度を適用する結果として原産品としての資格を得るものは、この(a)に規定する第04. 01項から第04. 06項までの各項の产品又は(b)に規定する产品の生産に用いられる場合には、原産材料とする。

[総論編－第2部 CPTPP]

- (b) 第04. 01項から第04. 06項までの各項の非原産材料又は第1901. 90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）であって、次のいずれかに掲げる产品的生産において使用されるもの
- (1) 第1901. 10号の育児食用の調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）
 - (2) 第1901. 20号の混合物及び練り生地（乳脂肪の含有量が乾燥状態において全重量の25%を超えるものに限り、小売用にしたもの）
 - (3) 第1901. 90号又は第2106. 90号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）
 - (4) 第21. 05項の产品
 - (5) 第2202. 90号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）
 - (6) 第2309. 90号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）
- (c) 第08. 05項又は第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の非原産材料であって、第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の产品的生産において使用されるもの又は第2106. 90号若しくは第2202. 90号の单一の果実若しくは野菜を使用したジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限り、濃縮したものかどうかを問わない。）に使用されるもの
- (d) 第15類の非原産材料であって、第15. 07項、第15. 08項、第15. 12項又は第15. 14項の产品的生産において使用されるもの
- (e) 第8類又は第20類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第20. 08項の产品的生産において使用されるもの

7. 產品のセット

繊維・繊維製品のセットとそれ以外の產品のセットで扱いが異なり、以下の場合に原産品と認められる。

○HS通則3により分類が決定される繊維・繊維製品のセット（第4・2条5、6）

構成する各產品が原産品、又は全ての非原産品の価額がセットの価額の10%以下である場合

○上記以外のセット（第3・17条）

- ① HS通則3(a)・通則3(b)により分類が決定されたもの
当該セットの税番に適用される品目別規則を満たす場合
- ② HS通則3(c)により分類が決定されたもの

構成する各產品が原産品、又は全ての非原産品の価額がセットの価額の10%以下である場合

なお、HS通則1の規定に従って関税分類が決定されるセットの產品（例：第8211. 10号（刃をつけたナイフの詰合わせセット等）については、当該関税分類番号に適用される品目別規則を満たせば、CPTPP原産品と認められる。

8. 運送の要件（積送基準）

CPTPP締約国（最終生産国である輸出国）の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きCPTPP原産品と認められる。

① CPTPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

- ② CPTPP非締約国を経由する場合であっても、税關の管理下におかれ、新たな作業（積卸し、蔵置、產品を良好な状態に保存するための作業等を除く）が行われていない場合
・非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税關に示す必要がある（「通し船荷証券」等の提示）。

9. HS番号の表記はHS2012に従う

10. 我が国におけるCPTPP税率の段階的引き下げ（ステージング）は毎年4月1日

附属書2-D第A節3(a)(ii)によれば国別の譲許表に別段の規定がなければ、年ごとの段階的な税率の引き下げ（ステージング）は毎年1月1日に実施されるが、我が国は同2-D日本国の中税率表の一般的注釈6において毎年4月1日の引き下げを行うこととしている。

11. CPTPP税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

12. CPTPP発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵が適用できる品目については、税關ホームページに一覧表が掲載されている

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

XVII　日EU協定（2019.2.1発効）

1. 締約国の範囲

日本と欧洲連合との間の協定（以下「欧洲連合を「EU」、協定を「日EU協定」という。）において「締約国」とは日本とEUを指す（前文）。

EUの範囲は欧洲連合に関する条約及び欧洲連合運営条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域をいう（第1・3条1(a)）。つまり、本協定においてはEU全体を1つの締約国と見なすこととなるため、EU域内で行われた一連の作業は後述する累積と扱わないことに留意。

なお、本協定においてはEUに加盟していない一部の国、地域の原産品も附属書の規定によりEUの原産品となるものがある。例：附属書3-E アンドラ公国（*HS第25-第97類の貨物のみ）、同3-F サンマリノ共和国

参考：日EU・EPA EPA税率の地理的適用範囲表（2021年2月1日以降）

2. 自己申告制度

日EU協定においては自己申告制度のみが採用され、第三者証明制度は採用されていない。

輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成が可能（協定第3・16条）。

協定上、①輸出者又は生産者による証明を「原産地に関する申告」、②輸入者による証明を「輸入者の知識」と呼称して規定。

- ① 輸出者・生産者による自己申告の場合：日本語及びEU加盟国の公用語で定められた申告文のうちの一つを用いて、仕入書等の商業上の文書に以下を記載する（例：附属書3-D 日本語による申告文）。

（期間：……………から……………まで）^{※1}

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号…………）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地…………が特惠に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準）

（場所及び日付）

（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））

※1 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間（12か月以内）

※2 輸出者参照番号：法人番号（番号がない場合には空欄）

- ② 輸入者による自己申告の場合：任意様式にて申告 *税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本を利用可能

様式見本 原産品申告書

様式見本 原産品申告明細書（和文） 原産品申告明細書（英文）

原産地に関する申告文（附属書3-D 日本語による申告文）

日EU・EPAにおける貨物の原産性にかかる説明（資料）の提出について（和文／英文）

3. 付加価値基準の計算方式

付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式（RVC）と、非原産材料の使用割合に基づく方式（MaxNOM）を併記。

RVC: Regional Value Content:域内原産割合

MaxNOM: Maximum value of non-originating materials:非原産材料使用割合

域内原産割合（RVC）に基づくもの…控除方式（我が国で発効済の協定でも採用）

$$RVC (\%) = \frac{\text{產品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{產品の価額 (FOB)}} \times 100 (\%)$$

非原産材料の使用割合（MaxNOM）に基づくもの

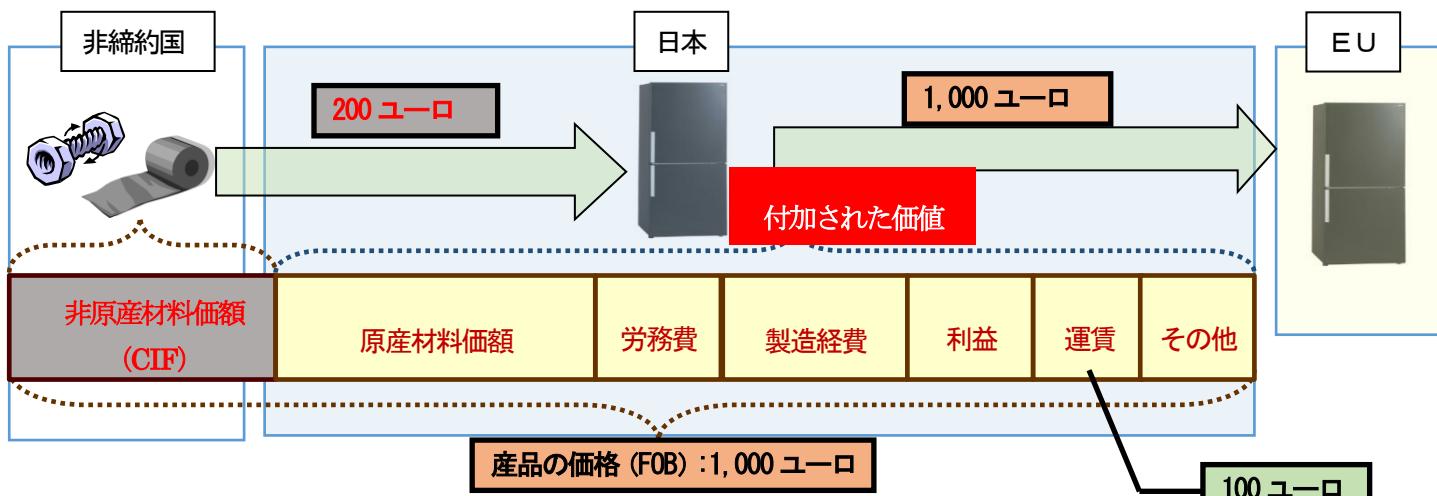
$$MAXNOM (\%) = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{產品の価額 (EXW)}} \times 100 (\%)$$

RVCについてはFOB、MaxNOMについてはEXWで算出。輸出国内での運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

付加価値基準の例

- ・冷蔵庫の材料である鉄鋼製品等を第三国（非縦約国）より輸入し、日本で冷蔵庫を製造。
- ・RVCで計算すると、日本での製造において、付加された価値（800ユーロ）が、產品全体の価額（1,000ユーロ）に対して55%以上であることから、冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる。
- ・MaxNOMで計算すると、非原産材料の価額（200ユーロ）が產品全体の価額（900ユーロ）に対して50%以下であることから、冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる。

冷蔵庫（第84.18項）の品目別規則 … CTH、MaxNOM 50% (EXW) 又は RVC 55% (FOB)



$$RVC (\%) = \frac{1000\text{ユーロ} - 200\text{ユーロ}}{1000\text{ユーロ}} \times 100 (\%) = 80\% \geq 55\%$$

$$MaxNOM (\%) = \frac{200\text{ユーロ}}{1000\text{ユーロ} - 100\text{ユーロ}} \times 100 (\%) = 22\% \leq 50\%$$

よっていずれの計算方式に依っても本事例では品目別規則を充足する。

4. 許容限度（僅少規定）

非原産材料を使用していても、その使用がわずかな場合には、その產品を締約国の原產品と認めるもの。

【許容限度の基準】

- ・第1類から第49類、第64類から第97類の產品の場合には、原則として產品の価額の10%以内
- ・第50類から第63類の纖維製品の場合には、当該產品の価額の8%以内/総重量の10%～40%以内（產品の材料の構成等により、異なる許容限度が適用される。* 5. 参照）
- ・許容限度の基準は、第3・2条(a)における完全に得られる產品には適用されない。
なお、同(c)に該当する產品で附属書3-B品目別原産地規則において、使用される材料が完全に得られる產品であると規定されている場合は適用可。
- ・P S Rに当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。（PSR上の許容限度（例：產品の価額の15%以内）と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。）
- ・通則3(b)又は3(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットについては、8. 参照

5. 繊維製品の規則について

- ・日EU協定における品目別規則は二工程ルール（* P13参照）を基本とした、複数パターンの加工工程基準が定められている。
(例) 第62.01項：製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）
- ・品目別規則の第11部「紡織用纖維及びその製品」に規定する「紡績」は、「紡糸」を含む。
- ・なお、日EU協定には「関税分類を決定する構成部分」* P12参照 の規定がなく、全ての非原産の纖維部材が品目別規則の対象となる。ただし、ボタン・ファスナー等第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料（紡織用纖維を含むかどうかを問わない。）については第61類から第63類までの產品の生産において制限を受けることなく使用することができる（附属書3-A注釈8.2）。しかしながら、品目別規則に定める要件が付加価値基準である場合において、上記非原産材料の価額も含めることに留意。
- ・纖維・纖維製品の許容限度（トレランス）
HS 第50類から第63類までの產品のトレランスについては、附属書3-A注釈6から注釈8に規定されている。

附属書3-Aの各注釈（品目別規則第11部注関連）

- ・注釈6 用語の定義（「人造纖維の短纖維」、「天然纖維」、「なせん」、「なせん（独立の作業）」）
- ・注釈7 基本的な紡織用纖維を2種類以上含む產品（生地毎ではなく、產品全体で2種類以上の纖維を使用していればよい）許容限度（重量ベーストレランス）
非原産である基本的な紡織用纖維の重量の合計が、使用される全ての基本的な紡織用纖維の総重量の10%以下であること
注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない產品であっても、注釈8.1を満たす場合には原產品と認められる。なお、注釈7、8.1を併用することはできない。
- ・注釈8 紡織用纖維を用いた特定の製品に適用されるその他の許容限度
 - 注釈8.1 特定の紡織用纖維を用いた製品（第61類、第62類、第63.01項から第63.06項までの製品）に適用されるその他の許容限度（価額ベーストレランス）
 - ・非原産である紡織用纖維と当該產品が異なる項に分類されること
 - ・非原産である紡織用纖維の価額が当該產品のEXW又はFOBの8%以下であること
 - * 注釈8.1を適用する場合、使用される裏地及び芯地は原産材料でなければならない。
 - 注釈8.2 50類から63類に分類されない非原産材料の使用について
当該非原産材料は61類から63類までの產品の生産において制限なく使用可能。
 - 注釈8.3 品目別規則が価額に基づく非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）となっている場合の取扱い
この場合、品目別規則第11部の纖維及び纖維製品における付加価値基準の算定にあたり、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。

6. 品目別規則の読み方について

○品目別規則において、使用する材料について類・品目等を指定して「締約国において完全に得られるものであること」と規定されているものについて、生産において直接使用される材料だけでなく、他の材料（材料の材料、2次材料等）の生産に使用される当該類・品目等の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

(例) 第07.01項～第07.14項：生産において使用される第7類の材料が締約国において完全に得られるものであること

○附属書3-A注釈3第3項の規定は、その固有の性質上の理由から品目別規則を満たすことができない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり考慮する必要はないことを意味する。

(例) 第62.01項：製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ・・・

※上記にあっては、製織することができない非原産材料（メリヤス編みまたはクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

7. 累積

完全累積制度（モノの累積、生産行為の累積）を採用。

自己申告時に添付の提出書類において、累積規定を適用した材料について記載が必用となる。

*なお、1.で記述のとおりEU全域を一つの締約国とみるため、EU域内で行われた一連の作業は累積とは扱わず、日本—EU間を跨ぐ作業、材料についての規定となる。

8. セットの規定について

すべての構成要素が原産品である場合に、締約国の原産品となる。

原産品である構成要素と非原産品である構成要素からなる場合（セットの許容限度）

非原産品である構成要素の価額がセットの価額（EXW又はFOB）の15%以下である場合は、締約国の原産品となる。

例) パスタセット

• パスタ（原産品）	5ユーロ
• トマトソース（原産品）	4ユーロ
• 粉チーズ（非原産品）	1ユーロ

非原産品の粉チーズの価額がセットの価額の10%であることから、当該セットは原産品となる。

9. 変更の禁止（積送基準）

一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

- ① 輸出後、輸入までに変更、改変を行ってないこと。
- ② 原産品を良好な状態に保存するために必要な工程及びマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程（輸入締約国の特定の国内的な要件の順守を確保するためのもの）以外の工程を行ってないこと。
 - ・ 產品の貯蔵又は展示は、第三国において税関の監視下に置かれていることを条件として行うことができる。
 - ・ 貨物の分割が、輸出者又は輸出者の責任の下に行われる場合には、当該貨物が第三国税關の監視下に置かれていることを条件として、当該第三国で行うことができる。
 - ・ 非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税關に示す必要がある（「通し船荷証券」等の提示）。

なお、1.で記述のとおり、日EU協定においてEU全域を一つの締約国とみることに留意。

10. 検証制度について

輸入された產品の原産性に疑義がある場合、輸入国税關は、產品についての情報を以下の方法により求めることができる。

- ① 輸入者に対する検証（輸出者・生産者自己申告の場合、検証を受けた輸入者の手配により、輸出者・生産

者から輸入国税関に対し、直接情報を送付することも可能。)

② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証

※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。

輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認

(参考) 日EU協定では、輸入国税関から輸出国の輸出者・生産者に対する訪問検証は規定されていない。

11. HS番号の表記はHS2017に従う

12. 让許表について

日本国の表にHSが記載されていない品目があるが、それらは同表で「A」と記載された品目と同じく、協定発効日に関税は無税となる（附属書2-A 第3編 第A節 日本国の表についての注釈 1(a)）。

EPA税率の段階的引き下げ（ステージング）について、EU側の引き下げ日は毎年の協定発効日となるが、我が国は他協定同様、毎年4月1日に引き下げが行われる。

13. 日EU協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

XVIII 日米貿易協定（2020.1.1発効）

1. 協定の構成

日米貿易協定においては、日本に輸入される产品と米国に輸入される产品に、それぞれ異なる附属書を適用することとなる。

協定本文（用語の定義、協定の改正、発効、協定の終了など）

附屬書I 日本国の関税及び関税に関する規定

第A節 一般規定

第B節 日本国の関税に係る約束

第1款 一般的注釈

第2款 関税の撤廃又は削減

第3款 関税割当て

第4款 農産品セーフガード措置

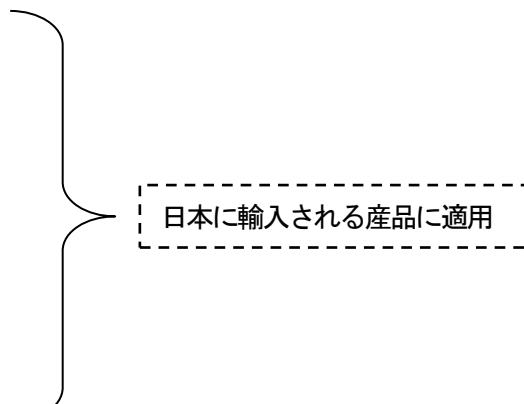
第5款 日本国の表

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第1款 一般的規則及び手続

第2款 品目別原産地規則の解釈のための一般的な注釈

第3款 品目別原産地規則



附屬書II 米国の関税及び関税に関する規定

一般的な注釈

米国の関税率表

米国の原産地規則及び原産地手続



2. 日本への輸入

日本に輸入される产品には附属書Iを適用。

① 関税率引き下げ対象品目（附属書I第B節第5款）

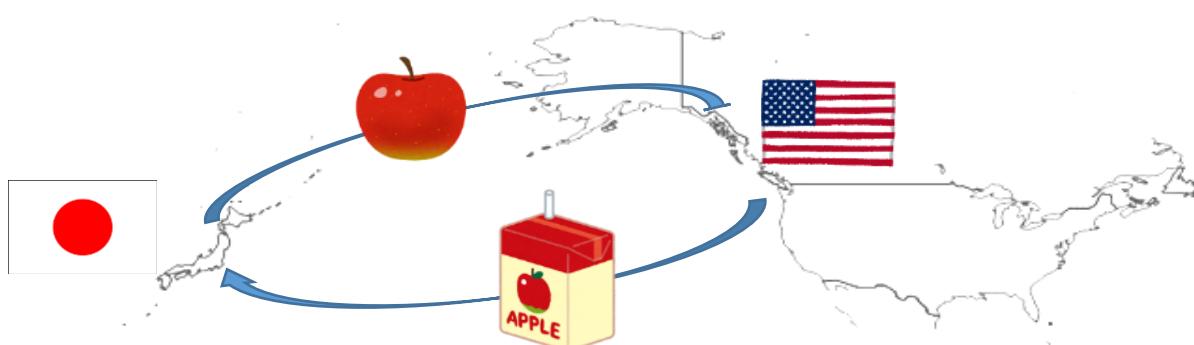
日本に輸入する产品について、「日本国の中」に記載の品目のみが関税率引き下げの対象となる。関税率の段階的な引き下げ（ステージング）について、日本側の引き下げ日は、他協定と同様、毎年4月1日となる。

② 原産品の定義（附属書I第C節第1款パラ2）

対象品目のうち、下記のいずれかを満たす产品が原産品（日米貿易協定の特恵税率の対象）となる。

- ・一方又は双方の締約国（日米両国）の領域において完全に得られ、又は生産される产品（完全生産品）
- ・一方又は双方の締約国（日米両国）の領域において原産材料のみから生産される产品（原産材料のみからなる产品）
- ・非原産材料が使用されているが、一方又は双方の締約国（日米両国）の領域において実質的な変更が行われた产品（品目別原産地規則を満たす产品）

「一方又は双方の締約国において」という規定により、日米両国を一つの領域とみなし、相手国の原産品や生産行為を、产品の原産性の判断に算入すること（累積）が可能。



③ **デミニミス（僅少の非原産材料）**（附属書I第C節第1款パラ3）

非原産材料を使用していても、その使用が僅かな場合には、その产品を原产品と認めるもの。デミニミスの基準は、原則として、产品の価額の10%以下だが、例外をパラ3(c)に規定している。

④ **品目別原产地規則**（附属書I第C節第3款）

日本に輸入する产品に対する品目別原产地規則は、原則CC（他の類からの変更）が適用される。ただし、附属書I第C節第3款の品目別原产地規則の表の一欄に示す品目については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原产地規則が適用される。

⑤ **自己申告制度**（附属書I第C節第1款パラ9）

日米貿易協定では輸入者による自己申告制度のみが採用されている。第三者証明制度や輸出者、生産者による自己申告制度は採用されていない。申告の際は原产品申告書、原产品であることを明らかにする書類（明細書等）の提出が必要。

⑥ **事後確認（検証）**（附属書I第C節第1款パラ10）

税関による、原产品かどうかの確認は、輸入者に対して行う。税関は、輸入者に対して、輸入品が原产品であることを示す情報・資料を求めることができる。

輸入者の責任において、米国の輸出者又は生産者から日本税関へ直接情報を提供することも可能。

3. HS番号の表記はHS2017に従う。

4. 日米貿易協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

XIX　日英協定（2021.1.1発効）

1. 締約国の範囲

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国を「英国」、協定を「日英協定」という。）において「締約国」とは日本と英国を指す（前文）。

日英協定は、日本国および英国の領域に適用。特恵税率等税関に係る事項については、英国の関税領域（英國、チャンネル諸島、マン島）にも適用。（第1・2条(h)、第1・3条3）。

2. 自己申告制度

日英協定においては自己申告制度のみが採用されている。（第三者証明制度は採用されていない）。

輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる（第3・16条）。輸入者は、特恵税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。

日EU協定同様に、協定上、①輸出者又は生産者による証明を「原産地に関する申告」、②輸入者による証明を「輸入者の知識」と呼称して規定。

- ① 輸出者・生産者による自己申告（原産地に関する申告）の場合には、文言が定められており（附属書3－E）、日本語又は英語で、仕入書等の商業上の文書に、以下を記載することが協定上明記されている（例：附属書3－E　日本語による申告文）。

(期間：……………から……………まで) ^{※1}

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参考番号^{※2}………）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地………が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準)

(場所及び日付)

(輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの）)

※1 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間（12か月以内）

※2 輸出者参考番号：日本からの輸出者の場合：法人番号（番号がない場合には空欄）
　　英国の輸出者の場合：EORI番号

- ② 輸入者による自己申告（輸入者の知識）：任意様式にて申告 *税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本を利用可能

税関様式見本　原産品申告書

税関様式見本　原産品申告明細書（和文）　原産品申告明細書（英文）

原産地に関する申告文（附属書3－E　日本語による申告文）

3. 付加価値基準の計算方式

付加価値基準の計算方式は、日EU協定同様に、控除方式（RVC）と、非原産材料の使用割合に基づく方式（MaxNOM）を併記。（日EU協定3. 参照）

4. 許容限度（僅少規定）

產品の生産において使用される非原產材料が附屬書3－Bに定める要件を満たさない場合において、その使用が僅かな場合には、日EU協定同様に、その產品を締約國の原產品とみなす。（日EU協定4. 参照）

5. 織維製品の規則について

日英協定においては、日EU協定における品目別規則に類似したルールを基本としているが、附屬書3－A注釈8. 2において「關稅分類を決定する構成部分」の規定があり、第61類から第63類までの產品は、「關稅分類を決定する構成部分」のみが適用される關稅分類変更基準又は加工工程基準を満たせばよい。

・織維・織維製品の許容限度（トレランス）

HS第50類から第63類までの產品のトレランスについては、日EU協定同様に附屬書3－A注釈6から注釈8に規定されている。

※注釈7－2から注釈7－4及び注釈8－1に規定する許容限度を適用する場合、注釈8－2の規定にかかわらず（「關稅分類を決定する構成部分」のみならず）、產品全体を考慮する。

附屬書3－Aの各注釈

- ・注釈6 用語の定義（「人造織維の短纖維」、「天然織維」、「なせん」、「なせん（独立の作業）」（日EU協定同様）
- ・注釈7 2以上の基本的な紡織用纖維を含む產品の許容限度（日EU協定同様）
- ・注釈8 特定の紡織用纖維を用いた製品に適用される他の許容限度
 - 注釈8. 1 非原產である紡織用纖維（產品が該當する項以外の項に分類されるもの。裏地及び芯地を除く）を、產品全体の価額8%まで使用可（日EU協定同様）。
 - 注釈8. 2 第61類から第63類までの產品は、「關稅分類を決定する構成部分」のみが關稅分類変更基準又は加工工程基準を満たせばよく、第50類から第63類までの各類に分類されない非原產材料（金属ボタン等）のみならず、關稅分類を決定する構成部分に当たらなければ、當該非原產材料は品目別原產地規則を満たすか否か考慮しなくて構わない。
 - 注釈8. 3 品目別規則が価額に基づく非原產材料の最大限の割合（価額に基づくもの）となっている場合の取扱い（日EU協定同様）

6. 品目別規則の読み方について

日EU協定と同様。「XVII 日EU協定 6. 品目別規則の読み方について」参照。

7. 累積

日英間の累積については、日EU協定と同様に、完全累積制度（モノの累積、生産行為の累積）を採用。自己申告時に添付の提出書類において、累積規定を適用した材料について記載が必要となる。

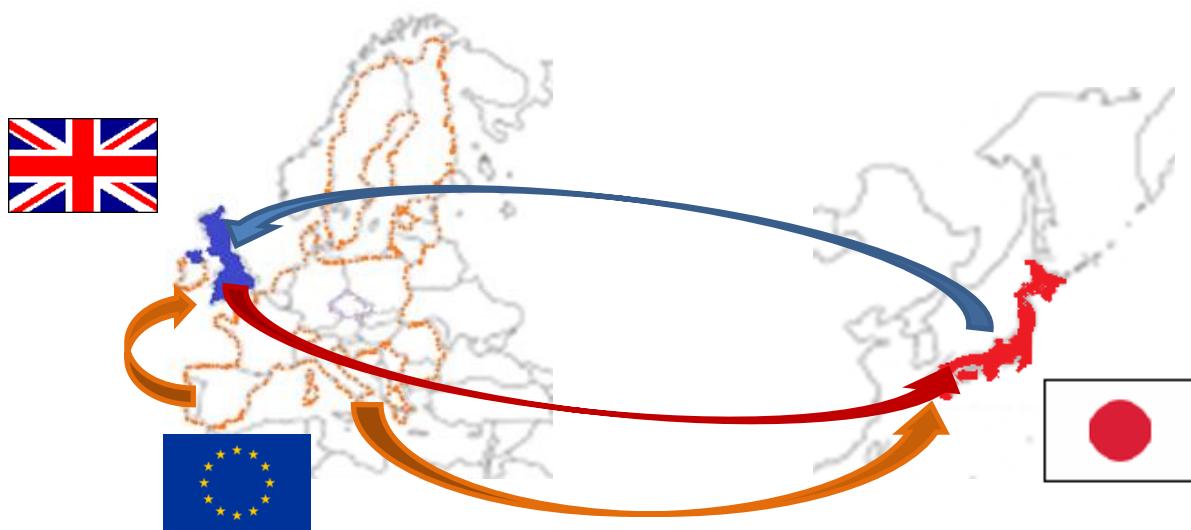
・EU拡張累積（第3.5条）

EUの原產材料・生産行為を日英協定上の原產材料・生産行為とみなすEU拡張累積を導入。対象品目は附屬書3－Cに規定される產品に限られる（最終產品の制限であって、材料の制限でない。）。なお、「EUの原產材料」又は「EUの生産行為」は、日英協定の原產地規則で判断する（日EU協定の原產地規則ではない）。

累積する材料・生産行為に対し、日本又は英國において「十分な変更とはみなされない作業又は加工」（第3.4条）を超える作業又は加工が必要（第3.5条6）

累積できるEUの地理的範囲は、英國のEU離脱の移行期間終了後に適用される日EU協定のEU側の地理的適用範囲。ただし、セウタ及びメリリヤを除く（第3.3条2(c) (i) の注1）

生産行為の累積を適用して原產地に関する申告(Statement on Origin)を作成する輸出者は、附屬書3－Dに掲げる情報を供給者から入手しなければならない。



8. 締約国の船舶の要件

公海上で採捕される水産物については、締約国の船舶により得られるものが完全に得られる产品とされているところ、締約国の船舶として認められる要件について、日本国又は英国を旗国とする船舶であって、日本又は英國に加えEUの自然人及び法人が所有する船舶を含めることを規定。

9. セットの規定について

日EU協定同様、セットのすべての構成要素が原產品である場合に、締約国の原產品となる。原產品と非原產品である構成要素からなる場合、非原產品である構成要素の価額がセットの価額（EXW又はFOB）の15%以下である場合は、締約国の原產品となる。（「XVII 日EU協定 8. セットの規定について」参照）

10. 変更の禁止（積送基準）

積送基準は、一方の締約国の原產品が輸入国に到着するまでに、原產品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準であり、以下を満たす場合には引き続き原產品と認められる。

- ① 直送されること。
- ② 第三国（EUを含む）を経由する場合は、税関の管理下に置かれ、協定に規定されていない新たな作業（積卸し、蔵置等を除く）が行われていないこと（「通し船荷証券」等の提示により、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある）

11. 検証制度について

輸入された產品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、日EU協定同様に、產品についての情報を①輸入者に対する検証、②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証方法（輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合のみ）により求めることができる。（「XVIII 日EU協定 10. 検証制度について」参照）

ただし、輸出国税関を通じた検証ができる期間において、日本への輸入であれば輸入から2年以内であるが、英國への輸出の場合、輸入から2年又は原産地に関する申告の作成日から38か月のいずれか早い日までと、輸出と輸入で期間が異なる。

12. HS番号の表記はHS2017に従う

13. 許可表について

全体として日EU協定の関税率・撤廃期間に追いつく形で適用される（いわゆるキャッチアップ）。
EPA税率の段階的引下げ（ステージング）について、英國側の引下げ日は毎年2月1日となるが、我が国は他協定同様、毎年4月1日に引下げが行われる。

14. 日英協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

XX RCEP協定（2022.1.1発効）

※RCEP協定参加国の発効状況

- 発効：**日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、
タイ、ベトナム、韓国、マレーシア、インドネシア及びフィリピン
未発効：ミャンマー

1. 原産地証明制度

RCEP協定においては、以下のすべての原産地証明制度が採用されている。

- ① 発給機関により発給された原産地証明書（第三者証明制度）
- ② 認定された輸出者による原産地申告（認定輸出者制度）
- ③ 輸出者又は生産者による原産地申告（輸出者・生産者による自己申告制度）
- ④ 輸入者による原産地申告（輸入者による自己申告制度）【日本への輸入のみ】

日本への輸入においては、上記のいずれの証明制度も利用可能である。ただし、③については、輸出締約国において当該制度を採用している場合に限る。（現在導入しているのは、オーストラリア、ニュージーランド、韓国。）

2. 付加価値基準の計算方式

以下のいずれかの方式により算定する。

(a) 間接方式又は控除方式

$$RVC(\%) = \frac{FOB - VNM \text{ (非原産材料の価額)}}{FOB} \times 100 \text{ (%)}$$

(b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC(\%) = \frac{VOM \text{ (※)} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{FOB} \times 100 \text{ (%)}$$

※原産品である材料、部品又は生産物の価額

3. 累積

モノの累積が採用されている。生産行為の累積については、RCEP協定が全ての署名国について効力を生ずる日に見直しを開始し、5年以内に終了することとなっている。

4. 僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、その使用がわずかな場合は、その產品をRCEP締約国の原産品と認めることができる。

【閾値】

第1類から第97類まで：非原産材料（※）の価額が当該產品のFOB価額の10%以下の場合

第50類から第63類まで：非原産材料（※）の総重量が当該產品の総重量の10%以下の場合

（※）必要な関税分類の変更が行われてないものに限る。

→第50類から第63類までの僅少の非原産材料については、価額と重量のいずれかを選択することが可能。

5. 直接輸送（積送基準）

輸出締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合、引き続き原産品と認められる。

- (a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される場合
- (b) 第三国（中間締約国又は非締約国）を経由し、下記(i)及び(ii)の要件を満たす場合、
 - (i) 第三国において更なる加工（※）が行われていないこと
※物流に係る活動（積卸し、蔵置など原産品を良好な状態に保存するための必要な他の作業）を除く
 - (ii) 第三国の税関当局の監督の下に置かれていること

RCEP締約国を経由して運送される場合であっても、当該中間締約国は第三国となり、積送基準を満たしていることを証明する必要がある。

6. 確認手続

他の締約国から輸入された產品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は產品についての情報を求めることができる。

- (a) 輸入者に対する書面による検証
- (b) 輸出者又は生産者に対する書面による検証
- (c) 輸出国の発給機関又は権限ある当局に対する書面による検証
- (d) 輸出者・生産者を訪問し、設備や原産性に関する記録を確認する検証 ※(c)の実施後のみ
- (e) その他、締約国が合意する方法

輸入者による原産地申告の場合は、上記(b)～(d)の手段による確認を行うことはできない。

7. HS番号の表記はHS2022に従う（2023.1.1～）。（2022.1.1～12.31は、HS2012に従う。）

8. 連続する原産地証明

輸出締約国の最初の原産地証明に基づいて、中間締約国の発給機関、認定輸出者又は輸出者が発給及び作成することができる。第3・19条1に定められた要件を全て満たす場合にのみ発給することができる。

なお、任意規定であることから、中間締約国において、連続する原産地証明の発給が可能かは、当該締約国の運用を確認する必要がある。

9. 税率差ルール

RCEP協定においては、輸入する原産品の種類及び輸入相手国によって適用される関税率が異なる場合がある。詳細については、「[RCEP協定 税率差マニュアル](#)」参照

10. RCEP協定税率がMFN税率より高い品目

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htmを参照のこと。

11. RCEP協定発効後も引き続き一般特恵が適用できる品目

引き続き一般特恵が適用できる品目については、税関ホームページに一覧表が掲載されている。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htmを参照のこと。

実務編

索引

I 各協定共通	72
1. 原産地基準		
(問 1) 完全生産品		
(問 2) 原産材料のみから生産される产品		
(問 3) 累積		
2. 運送関係		
(問 4) COMBINED TRANSPORT B/L		
(問 5) 税関長が適当と認める書類		
(問 6) 全量が同一便で到着しない場合 (納入の都合)		
(問 7) 全量が同一便で到着しない場合 (予約の都合)		
(問 8) 全量が同一便で到着しない場合 (航空会社の都合)		
(問 9) 第三国における一時蔵置		
3. 手続的規定		
(問 10) 英語以外の言語で記入されている場合		
(問 11) 1枚の原産地証明書に記載しきれない場合		
(問 12) 住所に私書箱が記載されている場合		
(問 13) 輸出者の住所が異なる場合		
(問 14) 輸入者の住所が異なる場合		
(問 15) 第三国に所在する仲介者名が記載されている場合		
(問 16) 船卸港が複数ある場合		
(問 17) 船卸港が相違する場合		
(問 18) 非譲許品目と譲許品目が原産地証明書に記載されていた場合		
(問 19) アセアン第三国産材料が使用されているが、当該第三国名が記載されていない場合		
(問 20) マーク表示の無い貨物に係る「記号・番号」の記載		
(問 21) HS番号の記載がない場合		
(問 22) 複数の箇所に不備がある場合 (その 1)		
(問 23) 複数の箇所に不備がある場合 (その 2)		
(問 24) 複数の箇所に不備がある場合 (その 3)		
(問 25) 6桁を超えたHSコードの記載		
(問 26) 2種類のHSコードが記載されている場合		
(問 27) 記載税番と適用税番が異なる場合の締約国原産地証明書の取扱いについて		
(問 28) 「net weight」が記載されている場合		
(問 29) インボイス数量と原産地証明書の記載数量が同一で、本邦到着数量が異なる場合		
(問 30) 数量相違		
(問 31) プロフォーマーインボイスの番号及び日付が記載されている場合		

- (問 32) マレーシア国内の第三者が取引に関わる場合
- (問 33) 第三国発行インボイス番号が記載されているが、発行者等の記載がない場合
- (問 34) 本邦の第三者へ転売された貨物に係る原産地証明書
- (問 35) 第 1 欄の輸出者と相違している場合
- (問 36) 証明印が欠落している場合
- (問 37) 従来と異なる証明印が使用されている場合
- (問 38) 署名が脱落している場合
- (問 39) 国名欄に記載がない場合
- (問 40) 原産地証明書が未取得である場合にマレーシア税率を適用する場合
- (問 41) 10 日程度の遅れについて
- (問 42) 1 申告で 20 万円以下の譲許品目と 20 万円を超える非譲許品目がある場合
- (問 43) 少額貨物
- (問 44) フィリピン税率と一般特恵税率
- (問 45) 協定譲許品目に対する一般特恵税率の適用
- (問 46) 1 申告中に一般特恵税率適用品目と E P A 税率適用品目とが混在する場合
- (問 47) アセアン 3 力国累積の適用について

4. その他

- (問 48) 関税割当証明書の提出猶予
- (問 49) 複数インボイス・複数 B/L で 1 原産地証明書の場合
- (問 50) 分割通関
- (問 51) E P A 発効後の蔵入承認 (IS) 申請
- (問 52) 原産地証明書を紛失した場合
- (問 53) H S 番号及び数量の脱落した原産地証明書
- (問 54) 原産地証明書の訂正
- (問 55) 白塗り訂正したフィリピン協定原産地証明書
- (問 56) E P A 税率適用時の N A C C S コード
- (問 57) 事後確認
- (問 58) 事後確認の根拠法令

II シンガポール協定 94

- (問 59) 原産地証明書の様式

III メキシコ協定 95

- (問 60) 完全生産品（第 22 条 1 (a)）
- (問 61) 非原産材料について関税分類の変更が行われないものに関する規定（第 22 条）
- (問 62) 第 22 条 1 (d) (i)
- (問 63) 第 22 条 1 (d) (ii)
- (問 64) 中間材料（第 26 条）①
- (問 65) 中間材料（第 26 条）②
- (問 66) N/A の脱落
- (問 67) 運送要件証明書（第 35 条）
- (問 68) 原産地証明書様式

(問 69) 記載内容全般	
(問 70) 第3欄（輸入者）	
(問 71) 第6欄（統一規則附属書2-Bに規定する産品の品名）	
(問 72) 第8欄、第9欄（特恵基準等）①	
(問 73) 第8欄、第9欄（特恵基準等）②	
(問 74) 第10欄（インボイス番号）①	
(問 75) 第10欄（インボイス番号）②	
(問 76) 原産地証明書の残数量の使用について	
IV マレーシア協定	101
(問 77) アセアン第三国産材料の使用のルールを満たしている場合	
(問 78) 材料及び国名等の記載	
(問 79) マレーシア発給当局が「ACU」の記載を認めない場合	
(問 80) 本邦原産材料を使用しない産品に「ACU」と表記されている場合	
(問 81) 第三国発行インボイスは存在するが輸入申告には提出されない場合	
V チリ協定	105
(問 82) 鮭のHS番号の違い	
(問 83) ワインの品名の相違	
(問 84) スペイン語の日付	
(問 85) 日本から提供された資材の取扱い	
VI タイ協定	107
(問 86) 冷凍殻なしシュリンプ（第0306.13号）	
(問 87) シュリンプの調製品（第1605.20号）	
(問 88) トマトピューレ（第2002.90号）	
(問 89) マンゴー缶（第2008.99号）	
(問 90) ポリエチレン製の袋（第3923.21号）	
(問 91) 衣類（第61類）	
(問 92) 充填用の空き缶（第7310.21号）	
(問 93) 第10欄（インボイス番号及び日付欄）が空欄	
VII アセアン包括（AJCEP）協定	110
(問 94) 分割申告により異なるEPA税率をそれぞれ適用する場合	
(問 95) アセアン包括協定における締約国以外の第三国産材料を使用した衣類	
(問 96) 第13欄のチェック漏れ	
(問 97) 連続する原産地証明書と積送基準の関係	
VIII スイス協定	112
(問 98) 原産地申告（認定輸出者による自己証明）の申告文①	
(問 99) 原産地申告（認定輸出者による自己証明）の申告文②	
(問 100) 原産地申告（認定輸出者による自己証明）の申告文とインボイスの関係	

(問 101) インボイス以外の商業文書に記載された原産地申告	
IX オーストラリア協定	113
(問 102) 自己申告制度の具体的な利用方法	
X C P T P P	114
(問 103) 事後確認	
(問 104) 自己申告の方法、具体例について	
(問 105) 自己証明制度 附属書三—A 5について	
(問 106) 輸入者自己証明制度の実施を保留している国への輸出手続きについて	
(問 107) 原産地証明書の様式について	
(問 108) 原産性を証明する書類の保管について	
(問 109) 新たな加盟国について C P T P P が効力を生ずる日前に日本へ到着した貨物について	
X I 日 E U 協定	117
(問 110) 締約国の範囲	
(問 111) 原産地申告の様式について	
(問 112) 輸出者・生産者の自己申告	
(問 113) 輸出者・生産者の自己申告（原産地に関する申告文）	
(問 114) E U 側からの原産性確認（検証）について	
(問 115) 原産性を証明する書類の保管について	
X II 日米貿易協定	119
(問 116) 自己申告の方法、具体例について	
(問 117) 原産品申告書の様式について	
(問 118) 原産性を証明する書類の保管について	
(問 119) 日本税関による事後確認	
(問 120) 米国側の原産地規則、手続について	
X III 日英協定	121
(問 121) 締約国の範囲	
(問 122) 原産地申告の様式について	
(問 123) 輸出者・生産者の自己申告	
(問 124) E U を経由して日本に輸送される場合における手続きについて	
(問 125) 英国側からの原産地確認（検証）について	
(問 126) 原産性を証明する書類の保管について	
X IV R C E P 協定	123
(問 127) 原産地申告の様式について	
(問 128) 原産性を証明する書類の保管について	
(問 129) 協定発効前に船積みされた貨物について	

I 各協定共通

1. 原産地基準

・完全生産品

(問1) マレーシアで伐採された木で木製割り箸（第44.19項）を生産した。当該製品は完全生産品と認められるか。

【回答】認めることが可能である。

【理由】本品は完全生産品と認められる。ただし、貨物のラベル、包装容器等（関税率表の解釈に関する通則（以下「HS通則」という。）5に規定される容器等）が完全生産品でない場合、マレーシア協定原産地証明書においては特恵基準は「B」又は「C」となる。

・原産材料のみから生産される产品

(問2) 完全生産品である木製割り箸（第44.19項）のマレーシア協定原産地証明書について、第5欄に「B」の記載がある。当該証明書は有効なものと認められるか。

【回答】認めることが可能である。

【理由】第5欄の記載は、製品のみならず、貨物のラベル及び包装容器等（HS通則5に規定される容器等）の原産性も考慮される。例えば包装用資材が非原産材料からマレーシア国内において加工されて生産されたもの（当該資材の品目別規則を満たし、原産品とされることが要件）であれば、当該証明書に「B」記載となるため、一概に無効とはせず、輸入者等を通じて第5欄の記載について再度確認をしたうえで判断することとする。

・累積

(問3) マレーシアにおいてプラスチック製手袋（第3926.20号）を生産する。材料はマレーシアの非原産材料であるポリ塩化ビニル（第3904.10号）（米国から輸入）及び日本産のプラスチック製の飾り（第3926.40号）である。マレーシア協定原産地証明書第5欄に「C(A C U)」と記載されているが、有効な原産地証明書と認められるか。なお、当該产品的原産資格割合は、第3926.20号の品目別規則が要求する40%以上とはならない。また、プラスチック製の飾りの価額が产品的価額に占める割合は、15%であることから、第30条（僅少の非原産材料）の規定も適用できない。

第3916.10号から第3926.90号までの品目別規則：「当該号の产品への当該号が属する項以外の項の材料からの変更又は原産資格割合が40%以上であること（当該号の产品への関税分類の変更を必要としない。）」

【回答】認めることが可能である。

【理由】マレーシアの非原産材料のひとつであるポリ塩化ビニル（第3904.10号）については、マレーシアにおける生産により項が変わるために品目別規則を満たすものであるが、もうひとつのマレーシアの非原産材料（本邦の原産品）であるプラスチック製の飾りについては、マレーシアにおける生産ではその項が変わらないことから、当該プラスチック製手袋はこのままではマレーシア協定上のマレーシア原産品とは認められない。しかしながら、マレーシア協定第29条1の累積の規定を用いることにより、本邦の原産品であるプラスチック製の飾りをマレーシアの原産材料とみなすことができるため、すべての非原産材料について項の変更が起こったこととなり品目別規則を満たすのでマレーシア協定上のマレーシア原産品と認められる。

なお、マレーシア協定原産地証明書第5欄には、累積の規定を適用して原産品と認められたことを示す「A C U」を原産地基準表示「C」に併記する必要がある。

2. 運送関係

・ COMBINED TRANSPORT B/L

(問4) 韓国（プサン）を経由して運送されてきた貨物について、複合一貫輸送契約の船荷証券「COMBINED TRANSPORT B/L」は運送要件証明書として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】関税法基本通達68-5-9の2のとおり、単一の船会社等が全経路について責任を負っている場合において、当該者が発行した積地又は荷受地と揚げ地の記載されたB/Lをもって積送が確認できる書類として取り扱う。

【参考】国際宅配業者から提出されたHAWB（社内帳票）についても、同様に取り扱ってよい。

・税関長が適当と認める書類

(問5) 運送要件証明書について、運送の契約上、通し船荷証券が発行されず、また、経由国の税関当局が非加工証明書を発行していない。第三国において積替え以外の取扱いは行われていないことは確認できるが、積送基準を満たすことを証明するために、具体的にどのような書類を提出すればよいか。

【回答】通し船荷証券の写しや非加工証明書が提出できない場合の提出書類としては、例えば、以下のア、イ及びウが一連の書類として考えられる。

ア 原産国から日本への貨物の流れや貨物の同一性を確認するための原産国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類（船荷証券等）

イ 第三国で積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類

ウ 税関の監督下にある保税地域への搬出入記録

必要となる書類は個別事案によることから、必要に応じて、各税関の原産地調査官部門に相談されたい。事前教示制度の利用も可能である。

なお、これらの書類の提出が困難であると認められるときは、原産国から日本への運送経路及び第三国において積替え及び一時蔵置（第三国での税関の監督下で行われるもの）以外の取扱いがなされていないことを確認したうえで、積替地等について記載された権限のある当局が発給した原産地証明書を提出することも可能である。ただし、第三国において積替え及び一時蔵置（第三国での税関の監督下で行われるもの）以外の取扱いがなされている事実が判明した場合は、特惠税率の適用が否認される可能性があるので留意されたい。

・全量が同一便で到着しない場合（納入の都合）

(問6) 顧客への納入が早まったため、輸入者の都合により、1枚の原産地証明書の20コンテナ分の貨物のうち、3コンテナ分をA船、残りの17コンテナ分をB船に分けて輸入することとなった。この場合、基本通達68-5-17（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い）により、取り扱っていいか。

【回答】積載する予定の船社による特段の事情（船舶の故障等）がない場合での複数回の船積みということであり、原産地証明書の分割使用はできない。可能であれば、原産地証明書の取り直しにより対応。

なお、1船分については、EPA税率は適用できる。

* CPTPP、日EU協定、日英協定においては、自己申告による原産品申告書は1回の輸送に限らず同一產品の複数回の輸送に使用可能であるため、それぞれの輸入申告についてEPA税率を適用できる。

・全量が同一便で到着しない場合（予約の都合）

（問7） コンテナ4本分のかばちゃについて、当初、1回ですべてを輸出する予定でインボイスを作成し、これに基づく原産地証明書の発給を受けた。その後、コンテナ3本分のみ船腹の予約ができたことから、当該予約のできた3本分のみ輸出し、残りの1本分は後日別便で輸出することとした。この場合、メキシコ税率の適用はコンテナ4本分の全てについて可能か。

【回答】本事例では分割船積みは船社の責によるもの（例えば、船腹の予約ができていたにもかかわらず、船積みの時点で不足が判明したというもの）とはいえないことから、2回の輸入ということになる。したがって、協定に規定されている「1回の輸入に使用するもの」という条件は充足できないため、当初発給を受けた原産地証明書をもって2船分の貨物についてメキシコ税率を適用することはできない。

【参考】全量が同一便にて本邦へ運送された後に分割輸入されるものについては関税法基本通達68-5-17（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い）による。

また、CPT TPP、日EU協定、日英協定においては、自己申告による原産品申告書は1回の輸送に限らず同一產品の複数回の輸送に使用可能であるため、それぞれの輸入申告についてEPA税率を適用できる。

・全量が同一便で到着しない場合（航空会社の都合）

（問8） 航空便（直送便）でメキシコ協定上の原産品である靴を輸入しようとしたが、メキシコ協定原産地証明書の発給を受けた後、航空会社の都合で一部積残しが出てしまった。2便に分かれて輸送されるが、両貨物ともメキシコ税率の適用が認められるか。

なお、Air waybill（AWB）には当初積み込まれる予定の数量が記載されている。

【回答】原則としては認められないが、以下の場合に限り認められる。

当該積残しの原因が航空会社の都合であり、AWB、インボイス、貨物情報及び貨物確認等で両方の貨物が同一のメキシコ協定原産地証明書で証明されていることが確認できれば、両方の貨物にメキシコ税率を認めてよい。同原産地証明書については、適宜、内取り、分割等を行うこととなる。

・第三国における一時蔵置

（問9）貨物を管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入する。原産国から第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていないが、EPA税率の適用は可能か。

【回答】EPAの積送基準においては、GSPと異なり「運送上の理由による」との要件がないため、貨物を第三国で一時蔵置し、商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の取扱いがされていないのであれば、積送基準を満たすこととなる。

ただし、EPAの利用に当たっては、原産地証明書等が必要となる。第三者証明制度に基づく原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得する必要があるため、質問のケースでは原産地証明書の取得は困難と考えられるが、自己申告制度に基づく原産品申告書については、輸出後に作成することも可能である。

3. 手続的規定

《原産地証明書の記載内容》

【様式】

・英語以外の言語で記入されている場合

(問10) 原産地証明書がマレー語で記入されているものは、有効なものと認められるか。

【回答】認められない。

【理由】締約国原産地証明書（EPAの原産地証明書）は英語で記入することになっている。

※メキシコ協定は和訳が添付されていれば認められる。

・1枚の原産地証明書に記載しきれない場合

(問11) 品目数が多く、1枚の原産地証明書に記載しきれない場合の取扱いはどうしたらよいか。

【回答】例えばマレーシア協定では原産地証明書（Form MJEPA）を必要枚数用いることが規定されている。その場合における原産地証明書の記載に関しては、複数枚にわたるものであったとしても1件の原産地証明書とわかるような記載になっており、発給機関の押印、署名がされていることが必要である。

※メキシコ協定原産地証明書については、追加用様式あり。各協定運用上の手続規則において、明文で締約国原産地証明書を複数枚使用することを定めているものが多数である。

【参考】日本が発給する締約国原産地証明書については、品名記載欄が不足している場合、原産地証明書を複数枚使用し、通し番号（例えば 1/2、2/2等）を記載する。

* 様式に通し番号を記入する欄がない場合は原産地証明書の余白部分に通し番号を記載する。

【輸出者の名称、住所、国名】

・住所に私書箱が記載されている場合

(問12) マレーシア協定原産地証明書の第1欄に記載されている輸出者名はインボイス及び船荷証券の輸出者名と同一であるが、住所は郵送上の住所（私書箱）が記載されており、インボイス及び船荷証券には所在地の住所が記載されている。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】当該私書箱等が当該輸出者のものであることを確認した上で、認められる。

【理由】原産地証明書の第1欄とインボイス等の他の書類の輸出者住所が異なることについて、合理的な理由があることが認められれば、当該原産地証明書は有効なものとして認められる。ただし、次回以降はインボイス及び船荷証券に記載されている住所を記載するよう依頼されたい。

・輸出者の住所が異なる場合

(問13) マレーシア協定原産地証明書の第1欄の輸出者とインボイス発行者の名称は同一だが、住所が異なっている。当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

なお、輸入者に理由を確認したところ、当該原産地証明書の申請は本社が行っていることから本社の住所が記載されており、インボイスの発行は工場で行うことから工場の住所が記載されている。このため住所が異なるとの説明であった。

【回答】認められる。

【理由】マレーシア協定原産地証明書の輸出者とインボイスの発行者が同一法人であることが確認できれば、当該原産地証明書は有効なものと認められる。

【輸入者又は荷受人の名称、住所、国名】

・輸入者の住所が異なる場合

(問14) マレーシア協定原産地証明書の第2欄に記載されている輸入者の名称とインボイス上の輸入者(荷受人)の名称は同一だが、住所が異なっている。当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

なお、輸入者に理由を確認したところ、第2欄に記載されている住所は配送先の住所であり、当該原産地証明書の作成時に誤って記載されたものとの説明であった。

【回答】認められる。

【理由】マレーシア協定第27条(g)では、輸入者は、輸入締約国の領域に產品を輸入する者と定義されている。

また、マレーシア協定附属書3では、輸入者の氏名又は名称、住所及び国名を記載することとされていることから、原産地証明書には、これらがすべて正確に記載されるべきところであるが、本事例のように第2欄記載の輸入者とインボイス上の輸入者が同一法人であることが確認できれば、当該原産地証明書は有効なものと認められる。

・第三国に所在する仲介者名が記載されている場合

(問15) マレーシア原産品がマレーシア所在のメーカーAから香港所在の仲介者B経由で本邦の輸入者に輸出される予定となっている。当該貨物に係るマレーシア協定原産地証明書の第2欄には、香港の仲介者Bの名称が記載されていた。当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

なお、原産地証明書の発給時点では、メーカーAから仲介者Bに宛てたインボイスは発行されているが、本邦での輸入者が確定していなかった。

【回答】認められる。なお、貨物が香港経由であるため積送基準についても確認すること。

【理由】マレーシア協定第27条(g)では、輸入者は、輸入締約国の領域に產品を輸入する者と定義されており、第2欄には本邦に貨物を輸入する者の名義が記載される必要があるが、本邦に居住していることは要件とされていない。(メキシコ協定、ペルー協定を除く。)

本事例は、原産地証明書発給時点において貨物が仲介者Bから本邦輸入者宛に送られることが決まっておらず、第2欄に本邦の輸入者の名称を記載することが不可能であったため、香港の仲介者Bの名称を記載し、原産地証明書の発給を受けたものである。

本来、本邦での輸入者の名称が記載されていることが望ましいが、原産地証明書発給時に不明であり、かつ、メーカーAから仲介者Bに宛てたインボイスと仲介者Bから本邦輸入者に宛てたインボイスとを確認し、関連性が確認できれば有効なものと認められる。

【輸送の詳細】

・船卸港が複数ある場合

(問16) 取扱貨物(パームオイル関連物資)は複数港揚貨物であり、原産地証明書も内取り通関することが通常であるが、マレーシア協定原産地証明書の第3欄への記載についてマレーシア発給当局から複数港の記載は認められないという指示を受けた。国内第1港の表示だけでよいか。

【回答】認められる。

【理由】マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-B (原産地証明書の記載要領) 第3欄には、船積港、積替港及び陸揚港並びに船名は分かる範囲で記載する旨が規定されており、また、取卸港については本邦到着後のことであり、国内第1港が明らかであれば積送基準上の問題もない。

・船卸港が相違する場合

(問17) 当初、神戸港での船卸の予定であったことから、マレーシア協定原産地証明書の第3欄に「Port of Discharge : KOBE JAPAN」と記載したが、本船の運航スケジュールの変更により名古屋港で船卸することとなつたため、第3欄記載の船卸港と実際の船卸港が相違するが、当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-B (原産地証明書の記載要領) 第3欄には、船積港、積替港及び陸揚港並びに船名は分かる範囲で記載する旨が規定されている。本事例においては、原産地証明書発給後の運航スケジュールの変更によるものであることから、寄港予定又は本船スケジュールの変更等を確認のうえ、有効な原産地証明書として認められる。

【品名等】

・非譲許品目と譲許品目が原産地証明書に記載されていた場合

(問18) 今般、ペルー協定原産地証明書に、ペルー協定上の譲許品目（冷凍アメリカおおあかいか）と非譲許品目（冷凍かじき）が記載されていた。どちらもペルー協定上の原産品であるが、当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】非譲許品目（冷凍かじき）がペルー協定上の原産品であれば、非譲許品目の記載のみをもって当該原产地証明書を無効と取り扱うことはしない。非譲許品目を除いた部分についてペルー協定上の原産品であることが正当に表記されていれば、当該譲許品目については、ペルー協定上の原産品として認め、ペルー税率を適用できる。

ただし、非原産品がペルー協定上の原産品であるとして記載されている場合には当該証明書自体の有効性に疑義が生じるので留意すること。

【参考】タイ協定における運用上の手続規則（OP）(Section 2 Rules of Origin, Part 1 Certificate of origin(COO), Rule 8)等、譲許品目と非譲許品目とが原産地証明書に記載されている場合には譲許品目に対してのみ有効である旨規定されている協定がある。

EPA税率が設定されていない品目（非譲許品目）にはEPA税率の適用はないが、以下の①②の場合には次のように取り扱う。

①EPAでは非譲許であるが、一般特恵税率が設定されている品目の場合

EPA原産地証明書をもって一般特恵税率を適用するための原産地証明書(Form A)と替えることはできないので一般特恵税率を適用するためには当該品目についてForm Aを取得しなければならない。

②EPA原産地証明書の記載税番として非譲許品目の税番が記載されているが、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であると判断できる場合

適用税番と記載税番の相違につき関税法基本通達68-5-12に基づき有効性を判断する（下記問25（記載税番と適用税番が異なる場合の締約国原産地証明書の取扱いについて）を参照）。

・アセアン第三国産材料が使用されているが、原産地証明書に当該第三国名が記載されていない場合

(問19) タイ産のマンゴー（第0804.50号）を材料としてマレーシア国内において製造されたジュース（第2009.80号（HS2002））に係るマレーシア協定原産地証明書の第4欄にマレーシア以外の東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国の原産材料及び国名の記載がないが、当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいてマレーシア原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

【理由】いわゆる、アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールと呼ばれるものであり、マレーシア特恵原産地規則上の品目別規則の中で最も特徴的なものである。関税分類変更基準において、アセアン加盟国である第三国の材料の場合に限りその使用を許諾したものが、第16類、第18類、第19類、第20類、第50類から第63類の各類のうちの一部の品目において定められている（第50類から第63類の品目の場合は他方の締約国の材料の使用も許諾）。

本事例においては、第三国であるタイで収穫されたマンゴーを材料として使用しており、マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-B（原産地証明書の記載要領）では、第4欄に「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料が產品の生産に使用された場合、当該東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国（の）国名を記載しなければならない」としているが、輸入者が当該貨物について原産品であることを明らかにできる場合は、マレーシア以外のアセアンの加盟国の原産材料及び国名の記載漏れは軽微な誤りとみなして、有効な原産地証明書と認められる。

・マーク表示の無い貨物に係る「記号・番号」の記載

(問20) マレーシア協定原産地証明書の第4欄には、「記号・番号」を記載することとなっているが、今回の輸入貨物にはマークの表示が無く、原産地証明書の第4欄に「記号・番号」についての記載が無い。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】本事例の場合、記載すべき「記号・番号」がない旨の表示（例えば、N/M等）がされていることが考えられるが、何の記載が無くとも事実と反しているものではない。他方、脱落の可能性もあることから、記載のない理由を確認するとともに、必要に応じて貨物の同一性の確認を行うこととする。

【HS番号等】

・HS番号の記載がない場合

(問21) マレーシア協定原産地証明書の第4欄に品目税番（HS番号）の記載がないが、当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいてマレーシア原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、有効と認められる。

【理由】マレーシア協定原産地証明書第4欄へのHS番号の記載は、原産地証明書の審査においては、対象となる产品がマレーシア協定の譲許品目であること及び非原産材料を使用している際にその原産性を確認する場合に必要であり、HS番号の記載漏れは軽微な誤りとは言えないが、輸入者が資料に基づき当該貨物について原産品であることを明らかにできる場合は、有効な原産地証明書と認められる。

（スイス協定では、品目税番（HS番号）の記載は必須ではない。）

・複数の箇所に不備がある場合（その1）

(問22) フィリピンから木製装飾品（第44.21項）、バスケット（第46.02項）、敷物（第46.01項）を輸入するが、フィリピン協定原産地証明書第4欄には品名「ASSORTED WOODEN HANDICRAFT」、HS番号「4421.90」（HS2002）と3品目のうち1品目のHS番号だけが記載されている。この原産地証明書は全品目について有効なものと認められるか。

【回答】首席原産地調査官等に相談。

【理由】第4欄には品目ごとにHS番号を記載し、原産地証明書に記載された貨物と輸入貨物とが一致しなければならない（フィリピン協定運用上の手続規則 Appendix 1-B Instructions for Certificate of Origin、関税法基本通達68-5-11（2）口）と規定されている。また、品名の記載はインボイス上の品名とHS上の品名とが十分関連付けられるよう記載することが望ましい。取引関係書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には有効となり得るが、品名及びHS番号と複数の箇所に不備が渡っているため首席原産地調査官等へ相談。

・複数の箇所に不備がある場合（その2）

(問23) インドネシアより水着（第62.11項）と帽子（第65.05項）のセットを輸入するが、日インドネシア協定原産地証明書第4欄には品名は「SWIMSUIT」と記載されており、第4欄及び第6欄の数量もセットとしての記載のみで、帽子についての品名及びHS番号の記載が脱落している。原産地証明書には水着と帽子のセットとは記載されていないが、仕様書及びインボイス記載のスタイル番号から帽子と水着のセットと判断できること、また、B/Lと原産地証明書の重量等も帽子も含めて一致していることから、有効なものと認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原产地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、帽子についても、インドネシア税率の適用が可能である。

・複数の箇所に不備がある場合（その3）

(問24) 帽子（CAPS）とサンプル生地（SAMPLE FABRIC）をカンボジアより輸入するが、 ASEAN包括協定原産地証明書上、帽子については、その品名、税番及び数量が記載されている一方、サンプル生地の品名、税番及び数量（第7欄及び第9欄）は脱落している。なお、サンプル生地自体の原産性は確認できており、インボイス番号・日付は一致、カートン数もサンプルを含んだものが記載されている。この原産地証明書はサンプル生地についても有効と認められるか。

【回答】認められない。

【理由】インボイスの品名は「CAPS AND FABRIC」となっており帽子とサンプル生地それぞれの数量が記載されているものの、原産地証明書上の品名は「CAPS」のみであり、税番についてもサンプル生地の分は脱落しており、さらに数量についてもサンプル生地の分は含まれていないことから、サンプル生地については、そもそも証明を受けていないものとしてASEAN包括税率の適用は認められない。

・6桁を超えたHSコードの記載

(問25) マレーシア協定原産地証明書の第4欄に記載されている記載税番（3921.19-010）と輸入申告時に適用される適用税番（3921.19-090）が、HS 6桁は同じであるが7～9桁が異なる。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】関税法基本通達68-5-11(2)イ(ハ)では、「…関税率表番号は、6桁で記載されるが、7桁以降の記載があつても不備とはしないものとする。…」としている。

【参考】第1類から第9類の品目であってHSコードの上1桁の「0」が省略されていたとしても（例えば第0804.40号が第804.40である場合）有効と認められる。

・2種類のHSコードが記載されている場合

(問26) マレーシア協定原産地証明書の第4欄に「HS CODE FOR EXPORTING COUNTRY:3923.29.000」と「HS CODE FOR IMPORTING COUNTRY:3923.21.000」と記載されている。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】関税法基本通達68-5-12に従って原産地証明書の有効性を判断する。

【理由】「HS CODE FOR EXPORTING COUNTRY : 3923.29.000」はマレーシア発給当局がマレーシア協定原産地証明書を発行する際に根拠としたHSコードである。「HS CODE FOR IMPORTING COUNTRY:3923.21.000」はあくまで本邦に輸入される際に適用されるであろう税番を記載したものであり、輸入貨物に実際に適用される税番が記載されているものではない。たとえ「HS CODE FOR IMPORTING COUNTRY」が併記されていたとしても、「HS CODE FOR EXPORTING COUNTRY」として記載された税番と輸入貨物に実際に適用される税番が異なる場合には、関税法基本通達68-5-12に従って有効性の判断を行う（下記問27を参照）。

・記載税番と適用税番が異なる場合の締約国原産地証明書の取扱いについて

(問27) 原産地証明書に記載された税番と実際に輸入申告の際に適用する税番が異なるときはどのように取扱うのか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効として取り扱う。ただし、原産地証明書に異なる税番が記載されたことについて理由を聴取のうえ、以下に該当する場合には当該原産地証明書は有効と認められる。

1. 相違がHSのバージョン違いに起因する場合

2.

- (i) 締約国原産地証明書の記載が、いわゆる「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される产品」であり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。
- (ii) 上記(i)以外の場合であって、記載税番と適用税番に対する協定に定める品目別規則が同一のものであり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。
- (iii) 上記(i)及び(ii)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が協定に定める締約国原産品と認められる場合。

また上記のいずれにも該当しない場合であっても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には、当該原産地証明書は有効なものと認められる。

【参考】

- 上記2. (i) 及び(ii) : 「同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合」には当たらない場合の例
 - ・ 「北極圏の国からの熱帯性果実」など、地理的・気候的条件に鑑みて、締約国原産品とすることに疑義がある場合。
 - ・ 原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物（インボイス記載貨物等）が一致せず、同一性の確認が困難な場合。
- 上記2. (ii) : 「品目別規則が同一のもの」には当たらない場合の例
 - ・ 品目別規則がともにCCである場合で、記載税番と適用税番の類が異なる場合（CTH、CTSHについても同様）。

以下、タイ協定において特恵基準欄がPSであったと仮定して、2. (ii) 「品目別規則が同一のもの」に該当する例、該当しない例をそれぞれ挙げる。

(例①) タイからアロマオイル(第3307.49号)を輸入するが、原産地証明書に記載された税番6桁が3307.90であった。原産地証明書の訂正や取直しを行うことなく、有効な原産地証明書としてタイ税率を適用してよいのか。

第33.07項の品目別規則は、CTH、QVC40（以下略）である。

この場合、記載税番に対して他の項に属する非原産材料は適用税番にとっても他の項に属する非原産材料と

[実務編－共通]

考えることができるので(例えば非原産の第13類の材料は記載税番、適用税番のどちらにとってみても他の項(=第33.07項以外の項)の材料である。)、2. (ii) 「品目別規則が同一のもの」に該当すると認められる。

2. (ii) 「品目別規則が同一のもの」の場合には、原産地証明書により記載税番の品目別規則を満たしていると証明されているのであるから、適用税番の品目別規則についても同様に満たしていると推定でき、有効なものと認められる。ただし、品目別規則を満たさず、原産品でないことが判明した場合には、当然、タイ税率の適用はできない。

(例②) タイからプラスチック製の台所用流し(第39.22項)を輸入するが、原産地証明書に記載された税番が3917.40であった。原産地証明書の訂正や取直しを行うことなく、有効な原産地証明書としてタイ税率を適用してよいか。

第39.16項から第39.26項までの品目別規則は、C T H (※他の項の材料からの変更)、Q V C 4 O (以下略)である。

一見すると上記例①と同じく同一の規則が設定されているように見えるが、実際には両者は異なる条件が付されている。

記載税番第39.17項にとって他の項の材料とは、当然ながら、第39.17項以外の材料であり、適用税番第39.22項にとっての他の項の材料とは第39.22項以外の材料である。

つまり、原産地証明書によって証明されている内容は、非原産材料の中に第39.17項の材料が含まれていなかつたということを証明しているだけであり、適用税番が原産品と認められるための条件である、非原産材料の中に第39.22項の材料が含まれていないという内容を証明したとはいえないこととなる。

記載税番 第39.17項 品目別規則：第39.17項以外の材料からの製造

→ 材料に第39.22項の非原産材料があっても原産品と認められる。

適用税番 第39.22項 品目別規則：第39.22項以外の材料からの製造

→ 材料に第39.22項の非原産材料があつたら原産品と認められない。

以上から例②は「品目別規則が同一のもの」に該当しないことから、「輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる」かについて検討することになる。(*)

*第30条(僅少の非原産材料)の規定を満たす場合、又は第39.22項の関税分類変更基準以外の品目別規則を満たす場合はこの限りではない。

➤ 上記2. (iii) :「相当の理由」の例

- ・ 輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で原産地証明書を取得するよう要求していたが、発給機関の事情で記載税番となつた場合

【参考】原産地証明書等に記載される税番は協定ごとにHSバージョンが異なる。記載されるHSバージョンは以下のとおり。

協定名	原産地証明書等に記載されるHSバージョン
シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定(～2021.12.31) インドネシア協定(～2024.2.4)、ブルネイ協定、アセアン包括協定(～2023.2.28)、フィリピン協定	HS2002
スイス協定、ベトナム協定、インド協定、ペルー協定	HS2007
オーストラリア協定、モンゴル協定、CPTPP、RCEP協定(～2022.12.31)	HS2012
タイ協定(2022.1.1～)、インドネシア協定(2024.2.5～)、アセアン包括協定(2023.3.1～)、日EU協定、日米貿易協定、日英協定	HS2017
RCEP協定(2023.1.1～)	HS2022

【数量又は総重量等】

・「net weight」が記載されている場合

(問28) マレーシア協定原産地証明書の第6欄には、数量又は総重量 (Quantity or gross weight) を記入することとなっているが、インボイスには純重量 (net weight) の記載しかなく、総重量 (gross weight) の記載がない。そのため、当該商品の原産地証明書第6欄には純重量 (net weight) を記載し原産地証明書を取得したが、当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】純重量 (net weight) は、数量 (Quantity) に含まれるものであり、輸入貨物との同一性が確認できることから、有効と認められる。

【参考】マレーシア協定原産地証明書の第6欄には貨物の同一性を書面上確認する必要から、数量又は総重量 (Quantity or gross weight) を記載することとされている。

本事例のように、インボイス等に純重量 (net weight) しか記載されていない貨物については、総重量 (gross weight) を記載することは不可能であることから、インボイス等に「net weight」が記載されている場合においては、純重量 (net weight) の記載をもって同一性の確認を行うことに何ら問題はない。なお、同一性の確認ができない場合であっても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

・インボイス数量と原産地証明書の記載数量が同一で、本邦到着数量が異なる場合

(問29) 冷凍エビ（第03.06項）について、注文するサイズ及び数量の範囲内であれば、サイズごとの数量に多少増減があっても実際に到着した数量をインボイス価格で購入するという契約に基づいた取引（100トン注文）で、インボイスにサイズごとの数量、単価が記載されている。インボイスの総重量及びカートン数は原産地証明書と一致しているが、輸入者による内容点検の結果、カートン数は一致しているものの、インボイスに記載されたサイズごとの数量と実際の数量に過不足があり、総重量がインボイス記載の総重量を超えていた。

この場合、実際の全数量についてマレーシア税率の適用が認められるか。

【回答】認められる。

【理由】今回の取引は、不定貫の商品の取引である（不定貫商品…同一の商品であっても、個々のパッケージごとに重量が異なるため、1カートン=0kgと決められない重量差のある商品）。サイズの異なる冷凍エビを計100トン注文する契約を締結しているものに対し、インボイス上では、種類ごとに単価が設定され、数量の記載もされているが、マレーシア協定原産地証明書の第6欄には、総量での重量(kg)とカートン数だけが記載されているものである。

この場合、実際の数量とインボイスに記載されたサイズごとの数量及び総重量に差があることは、商取引の形態から理解できるものであり、実際の全数量についてマレーシア税率の適用が認められる。

なお、数量が相違していたとしても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、有効と認められる。

・数量相違

(問30) かつお節を輸入する。インボイス記載のかつお節が1カートン (16kg) ショートしており、インボイスに記載のないグレードのかつお節が1カートン (20kg) 入っていた。全てのかつお節に対しEPA税率の適用が認められるか。

【回答】契約外の貨物であり、誤積みということなので、そもそも原産地証明書の申請を行っていない貨物と考えられるため、当該1カートンについてはEPA税率の適用はできない。

【インボイス番号等】

・プロフォーマーインボイスの番号及び日付が記載されている場合

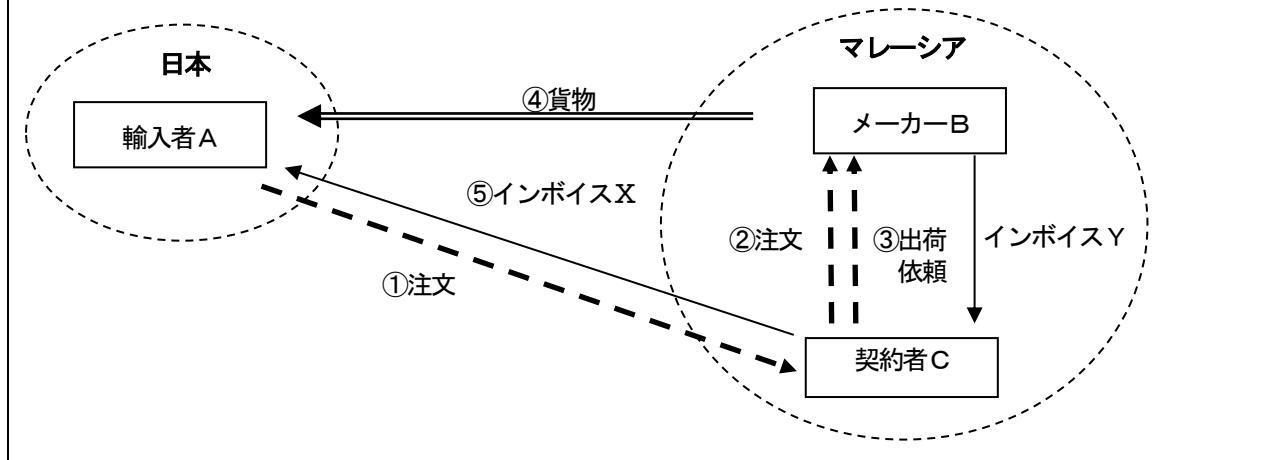
(問31) 遷及発給されたマレーシア協定原産地証明書の第7欄にプロフォーマーインボイスの番号及び日付が記載されている。当該原産地証明書は有効と認められるか。なお、輸入申告書にはコマーシャルインボイス及びプロフォーマーインボイスが添付されており、これらに記載されているオーダーNo.、品名等によって関連性は確認できる。

【回答】認められる。

【理由】第7欄にはインボイス番号と日付を記載することとなっているが、マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-Bに定める原産地証明書第7欄の記載要領には、第三国で発行されたインボイスについての定めはあるものの、コマーシャルインボイスの番号等でなければならないといった規定もないこと、コマーシャルインボイス及びプロフォーマーインボイスの添付によって貨物の同一性の確認ができるから、有効と認められる。

・マレーシア国内の第三者が取引に係わる場合

(問32) マレーシアのメーカーBが、船荷証券上の送り主として、本邦の輸入者Aに向け貨物を輸出するが、貿易取引は当該メーカーからマレーシア国内の別の第三者Cを経由している（本邦の輸入申告時の輸出者となる）。マレーシア協定原産地証明書の第1欄にはメーカーB及び第7欄にはメーカーBからCに宛てたインボイスYの番号等が記載されているが、当該原産地証明書は有効な原産地証明書と認められるか。



【回答】認められる。

【理由】

(1) 第1欄（輸出者）

第1欄は、輸出者の名称等を記載することとなっており、「輸出者」はマレーシア協定第27条(c)に「輸出締約国の領域に所在する者であって、当該輸出締約国の領域から產品を輸出するもの」と規定されている。本事例の場合、メーカーBが船荷証券上の送り主として実際に貨物を輸出していることから、メーカーBは協定上の「輸出者」とあると認められる。

(2) 第7欄（インボイスの番号及び日付）

第7欄には、本来我が国で輸入申告の際に使用するインボイスの番号及び日付を記載することが望ましい。本事例においては、輸入申告時に提出されるマレーシア国内の第三者Cから本邦の輸入者Aに宛てたインボイスXとなるが、マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-Bに定める原産地証明書第7欄の記載要領には、第三国で発行されたインボイスについての定めはあるものの、その他に明確な規定がないことから、輸入者A、メーカーB及び契約者Cの関連が明確に分かる書類（BからCに宛てたインボイスY）等が提出され、原産地証明書とインボイスXとが明確に結び付けられるものであれば、第7欄にメーカーBからマレーシア国内の第三者Cに宛てたインボイスの番号及び日付が記載されていても受理可能なものである。

・第三国発行インボイス番号が記載されているが、発行者等の記載がない場合

(問33) マレーシア協定原産地証明書第7欄に第三国発行インボイス番号が記載されている場合に第8欄には当該貨物のインボイスは第三国で発行される旨及び発行する者の名称、住所が記載されていなければならぬ。これらが記載されていない場合、当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】取引関係書類にて輸入貨物との同一性が確認できる場合、若しくは、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

【参考】マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1－B（原産地証明書の記載要領）第7欄には、第7欄に第三国発行インボイス番号が記載されている場合、第8欄には当該貨物のインボイスは第三国で発行される旨及び発行する者の名称、住所を記載することと定められている。

・本邦の第三者へ転売された貨物に係る原産地証明書

(問34) インドネシアのメーカーAと本邦所在のBとの間で売買契約を結んだが、船積みの日にBから本邦所在のCに転売された。貨物はAからCへと直接運送され、輸入申告はB発行のB C間のインボイスを使用する。

遡及発給された原産地証明書第1欄にはA、第2欄にはCが記載され、第7欄にはA B間のインボイス番号、第8欄には何ら記載がないが有効な原産地証明書として認められるか。なお、提出書類によりA、B、C間の関係は確認できる。

【回答】認められる。

【理由】第8欄に「備考」として記載するのは、輸入インボイスが「第三国」(non-Party)で発行された場合に限ると考えられる。

本事例の場合、輸入インボイスが発行される「日本」は、non-Partyには該当しない。したがって、第8欄には何ら記載は不要である。

【申請者】

・第1欄の輸出者と相違している場合

(問35) マレーシア協定原産地証明書第1欄に記載されている輸出者名と第9欄に記載されている申請者名が異なる。当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】輸出者から委任された者（代理人）により申請されていることが確認されれば、有効な原産地証明書と認められる。

【証明】

・証明印が欠落している場合

(問36) マレーシア協定原産地証明書の第10欄に証明印が押印されていない。当該原産地証明書は有効と認められるか。また、印影が薄く表示文字が認識できない場合はどうか。

【回答】認められない。

【理由】第10欄にはマレーシア政府から、あらかじめ通知のあった印影が押印されていなければならず、押印されていない場合は有効とは認められない。印影が薄く不鮮明な場合、必要に応じて首席原産地調査官等に相談してください。

・從来と異なる証明印が使用されている場合

(問37) 締約国原産地証明書に押印されている証明印が從来と異なる印影であるが、当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】ただちに有効なものとは認められない。

【理由】我が国に未通知の証明印である場合には、当該原産地証明書が真正なものなのか税関では確認できず、ただちに有効・無効の判断はできないため、輸入者からも（輸出者を介して）当該原産地証明書が原産地証明書発給機関から真正に発給をされたものであるかを確認の上、必要に応じて、首席原産地調査官等に相談してください。

・署名が脱落している場合

(問38) マレーシア協定原産地証明書の発給機関による証明欄(第10欄)に署名がされていない。当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】認められない。

【理由】第10欄にはマレーシア政府から、あらかじめ通知のあった署名がされていなければならず、これがない場合は有効な原産地証明書と認めることができない。

・国名欄に記載がない場合

(問39) マレーシア協定原産地証明書右上の国名欄に本来「MALAYSIA」と記載するところ、発給地名「KOTA KINABALU, SABAH」が記載されている。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】マレーシア協定に使用される原産地証明書のフォームはマレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-Aにおいて、本邦及びマレーシアのフォームをそれぞれ定められており、マレーシアの原産地証明書は国名を記載して使用するものとなっている。本事例のように国名ではなく発給地名が記載されている場合、又は、何の記載も無い場合であっても、定められた様式を使用しており、かつ、第10欄にマレーシア発給当局の正当な証明印及び署名がなされているものであれば、有効なものとして認められる。

《原産地証明書の提出》

【発給】

・原産地証明書が未取得である場合にマレーシア税率を適用する場合

(問40) 申告時にマレーシア協定原産地証明書を取得していないが、マレーシア税率を適用するにはどのような手続をすればよいか。

【回答】遡及発給による原産地証明書を入手する必要がある。なお、貨物の引取りを急ぐ場合は、輸入許可前引取り(BP)を条件として「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書(税関様式C第5295号)」を提出すること。

【参考】遡及発給された原産地証明書の備考欄には「ISSUED RETROACTIVELY」等と表示される。

なお、原則として船積日以降に発給されるものは遡及発給となるが、インドネシア協定、 ASEAN包括協定、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降、フィリピン協定においては船積日から3日目以降に発給された場合に遡及発給となる。

※シンガポール協定の場合は、遡及発給は認められないが、一般特恵における取扱いと同様に10日程度の遅れは認められる。

・10日程度の遅れについて

(問41) 一般特恵原産地証明書については、関税暫定措置法基本通達8の2-5により、船積み後10日程度の間に発給された原産地証明書であれば輸出の際に発給されたものとして取り扱っても差し支えないことになっているが、メキシコ協定原産地証明書の発給についても同様な取扱いがなされるのか。

【回答】メキシコ協定においては一般特恵と同様の取扱い(船積み後10日程度の間に発給された原産地証明書は輸出の際に発給されたものとする取扱い)は認められないものの、原産地証明書の遡及発給を認めている。

【理由】メキシコ協定第39条のA第5項において「产品が輸出された後であっても原産地証明書を発給する」と規定され、遡及発給を認めている。

※シンガポール協定の場合は、遡及発給は認められないが、一般特恵における取扱いと同様に10日程度の遅れは認められる。

【少額】

・1申告で20万円以下の譲許品目と20万円を超える非譲許品目がある場合

(問42) 1申告で次のような場合マレーシア協定原産地証明書の提出は必要か。
 (イ) 第19.02項 56,000円 (マレーシア及びアセアン包括協定非譲許品目)
 (ロ) 第19.05項 210,000円 ("")
 (ハ) 第20.08項 80,000円 (マレーシア協定譲許品目)

【回答】必要ではない。

【理由】本事例のすべての品目の課税価格の合計が346,000円であるが、マレーシア税率の適用を受けようとする物品の課税価格は80,000円であり、20万円以下であることから、マレーシア協定原産地証明書を提出することなくマレーシア税率を適用することができる。なお、マレーシア税率適用にあたっては、当該品目がマレーシア協定上のマレーシア原産品であり、積送基準を満たす必要があることに留意しなければならない。

・少額貨物

(問43) メキシコ税率を適用する少額申告について教示願いたい。

【回答】メキシコ協定上の原産品であり、原産地証明書に関する義務回避を目的としたものでないと認められることを条件に、当該原産地証明書の所持又は提出が要求されない例外的取扱いの一つが課税価格の総額が20万円以下の貨物に対する少額申告であり、その場合には、メキシコ協定原産地証明書の提出は関税法施行令第61条第1項第2号イにより免除される。

なお、少額貨物については、第三国経由であっても積送基準を確認する書類を提出する必要はない(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)が、積送基準を満たしていないことが明らかとなった場合にはメキシコ税率の適用が認められないので留意する。

あわせて関税法基本通達68-5-7を参照のこと。

・フィリピン税率と一般特恵税率

(問44) フィリピン協定原産地証明書に全部で7品目が記載されているが、そのうち1品目についてはフィリピン協定上、譲許されていない品目であった。当該1品目について、アセアン包括協定上も譲許されておらず一般特恵税率が適用可能な品目であり、課税価格が18万円であった場合、一般特恵の少額の取扱いにより、一般特恵用原産地証明書(FORM A)の提出なく一般特恵税率の適用は認められるか。

【回答】少額の取扱いを認めて一般特恵税率の適用できる。ただし、当該品目について原産性があり、積送基準等他に要求される規則を満たしていかなければならない。

フィリピン協定非譲許の一品目のみが一般特恵税率の対象となる貨物であるため、一般特恵税率を適用する貨物の課税価格の総額が20万円未満となり、少額特恵の対象となる。

【EPA税率とGSP税率】

・協定譲許品目に対する一般特惠税率の適用

(問45) ベトナム協定の即時関税撤廃品目である第85.44項の巻線について、輸出者の不手際によりベトナム協定原産地証明書ではなくForm Aが届いた。一般特惠税率を適用して通関できないか。

【回答】一般特惠税率は適用できない。

【理由】ベトナム協定の施行に伴い、暫定令第25条第4項の表の3の項により、ベトナムを原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が（中略）暫定法第8条の2第1項の規定による税率を超えるものを除く。）については一般特惠関税の便益を与えない物品として指定している。

第85類の產品はベトナム税率が無税であり、一般特恵の便益は与えられない扱いとなっているため、仮に、当該品目につき、Form Aが取得できたとしても、一般特恵税率の適用はない。

なお、ベトナム協定原産地証明書は遡及発給が可能であるので、適宜提出猶予の申出を行うなどし、ベトナム協定原産地証明書を入手すればベトナム税率の適用が可能である。

・1申告中に一般特惠税率適用品目とEPA税率適用品目とが混在する場合

(問46) 一般特惠税率を適用する物品とEPA税率を適用する物品とが1インボイスの中に含まれる場合、いずれか一方の原産地証明書に全量を記載して提出すれば全量について特惠税率が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】一般特恵とEPA等とでは根拠となる法令が異なり、適用を受けるのであればそれぞれの原産地証明書が必要である。

一般特惠税率・・・関税暫定措置法第8条の2等

各EPA税率・・・各協定の直接適用（関税法第3条 条約中に関税について特別の規定があるものは当該規定による。）

・アセアン3カ国※累積の適用について

(問47) EPAの発効に伴い、暫定令第26条第3項に規定するアセアン3カ国累積の適用について、取扱いはどうなるのか。

【回答】EPA税率を適用する場合には、暫定令第26条第3項に規定するアセアン3カ国累積の適用はない。EPA発効後も引き続き一般特惠税率が適用可能な品目については引き続き同項の適用ができる。

※アセアン3カ国：暫定令第26条第3項に規定するインドネシア、フィリピン、ベトナム

（平成31年4月1日付暫定令の改正により対象国は3カ国となった。）

* EPA発効後も引き続き一般特惠税率が適用可能な品目については、

「総論編 第1部 IX EPA対象品目について」及び税関ホームページを参照のこと。

4. その他

・関税割当証明書の提出猶予

(問48) タイ協定の関税割当を取得のうえ、でん粉誘導体を継続的に輸入している。次年度の割当を取得するまでの間は、関税割当証明書の提出猶予により、輸入許可前引取り（B/P）を行いたいが、認められるか。

【回答】認められない。

【理由】EPAに基づき物資所管官庁が発給する関税割当証明書（以下、「EPA関割」という。）は、その有効期間について一般の関税割当制度と相違があることに注意する必要がある。適用を受ける貨物のEPA関割が、輸入申告日までに発給されていることが必要であり、EPA税率を適用して、輸入許可前引取り申請を申し出る場合には、取得済みのEPA関割の写しを添付するなど、既に発給済みであることを確認した上で申請するよう留意する。

・複数インボイス・複数B/Lで1原産地証明書の場合

(問49) 2B/Lで2インボイス分の貨物が1つの原産地証明書にまとめて記載されている。どちらの貨物も同じ日に船積し、同一本船で日本に持ってきたものだが、輸入申告はインボイス毎の2件になる。チリ協定第44条には原産地証明書は1回の輸入につき適用されるとなっているが、これはどちらか1件の申告にしか使用できないということになるのか。

【回答】全量分認められる。

【理由】チリ協定運用上の手続規則では原産地証明書は船積の際に発給するとの規定のみであることから、1つの原産地証明書に複数契約（B/L）分がまとめられていても問題ない。また、チリ協定第44条の1回の輸入とは、原則として同一本船により1回で輸送された貨物に対してと解釈され、分割して輸送されたものは認められないということである。よって、一度に輸送してきた貨物に対する原産地証明書の分割使用は問題ない。

・分割通関

(問50) 1通のマレーシア協定原産地証明書に複数インボイス分の証明がされていた。それぞれ異なる通関官署での扱いが必要な場合、分割して通関することは可能か。

【回答】可能である。

【理由】締約国原産地証明書の分割使用については、関税法基本通達68-5-17(分割して輸入する場合の締約国原産地証明書及び締約国品目証明書の取扱い)により、内取り通関又はオーソライズドコピーの発行による通關のいずれかの対応ができることとなっている（1回の船積で貨物が到着していることが条件）。オーソライズドコピーを作成するか、内取り通關によるかは個々に判断されるが、関税法基本通達68-3-9(4)及び(5)に準じて扱うこととなっている。

・EPA発効後の蔵入承認（IS）申請

(問51) EPA発効後にIS申請を行う貨物について、ISW時に遡及発給された原産地証明書を提出すればEPA税率の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】IS申請の際に書面の審査を行っていることから、申請の際に原産性の確認を行う必要があり、関税法施行令第36条の3第3項の規定のとおり、IS申請の際に原産地証明書を提出しなければならない。

・原産地証明書を紛失した場合

(問52) まだ有効期間が残っているEPAの原産地証明書を紛失してしまった場合、EPA税率の適用を受けるにはどうすればよいか。

【回答】各EPAの原産地規則の実施に際して、盗難、亡失又は著しく損傷した場合は、証明書の再発給を受けることが可能であることが、各協定又は運用上の手続規則等その実施に関する取決めのなかで規定されている。

なお、当該再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日となる。

【関係法規】

メキシコ協定第39条のA第6項、統一規則第3節第1部原産地証明書(4)

マレーシア協定運用上の手続規則第3規則(e)

チリ協定運用上の手続規則第2節第3規則(e)

タイ協定運用上の手続規則第2節第3規則5

インドネシア協定運用上の手続規則第2部第3規則(e)

ブルネイ協定運用上の手続規則第3規則(f)

アセアン包括協定運用上の規則第5規則

フィリピン協定運用上の手続規則第2節第4規則4

スイス協定附属書2第18条、運用上の手続規則第1節第2規則(d)

ベトナム協定運用上の規則第2部第5規則

インド協定運用上の手続第3規則(f)

ペルー協定第56条

オーストラリア協定実施取極第2・1条5

モンゴル協定運用上の手続規則第1節第3規則5

RCEP協定第3・17条9

関税法基本通達68-5-11（2）へ

・HS番号及び数量の脱落した原産地証明書

(問53) 手許に届いた申告前のEPAの原産地証明書を確認したところ、貨物のHS番号及び数量が脱落していた。原産品であることを明らかにする資料はなく、EPA税率の適用を希望する場合は適正な記載のものを提出するよう税関の窓口で指導を受けたが、どうすればよいか。

【回答】修正による対応が必要となり、当該証明書を輸出者に戻し、必要な処理を指示されたい。なお、インドネシア協定では修正という対応はとらず、原産地証明書の新規の発給によることとなっている。他の協定でも同様に新規発給として対応される場合があるので、輸出者への返送前に当該書類のコピーを保管し事後税関窓口での説明等に備えてほしい。

【関係法規】

マレーシア協定運用上の手続規則第4規則(a)及び(b)※
 チリ協定運用上の手続規則第2節第4規則(a)及び(b)※
 タイ協定運用上の手続規則第2節第4規則1及び2※
 インドネシア協定運用上の手続規則第2部第4規則(a)＊
 ブルネイ協定運用上の手続規則第4規則(a)及び(b)※
 アセアン包括協定運用上の規則第4規則(b)※
 フィリピン協定運用上の手続規則第2節第4規則1及び2※
 スイス協定運用上の手続規則第1節第7規則(a)及び(b)※
 ベトナム協定運用上の規則第2部第4規則(b)※
 インド協定運用上の手続第4規則(a)及び(b)※
 ペルー協定運用上の手続規則第1節第1規則1及び2
 オーストラリア協定実施取締第2・2条
 モンゴル協定運用上の手続規則第1節第4規則2
 RCEP協定第3・17条5
 関税法基本通達68-5-11(2)木
 ※修正の一環として、「再発給とともに当初の原産地証明書を無効化する」ことを規定
 *修正ではなく、新規発給として規定

・原産地証明書の訂正

(問54) タイ協定原産地証明書の第4欄の公用欄に遡及発給の記載があるが、その一部が訂正しており、その訂正箇所に署名及び訂正印がある。
 なお、第12欄の証明欄には有効な印影及び署名がされており、訂正箇所の署名は、第12欄の署名と同一であり、訂正印は、有効な印影の約2/3程度の大きさである。
 この原産地証明書は有効なものとして取り扱っていいか。

【回答】 有効なものとして認められる。

【理由】 訂正箇所には、第12欄の有効な署名と同一の署名がしてあり、訂正印の登録は特にされていないことから、有効である。

・白塗り訂正したフィリピン協定原産地証明書

(問55) フィリピン協定の原産地証明書第6欄に記載されている「数量」が白塗りで訂正されており、訂正印等はない。この原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 フィリピン協定に基づく原産地証明書は、記載内容を訂正する場合には、誤記部分に線を引いて必要な追記を行い、輸出締約国の権限のある政府当局又はその委託された者の署名及び押印によって証明されることが求められている。ぬぐい消すこと、重ね合わせること、そして、上記線引き以外の修正方法は、発給された原産地証明書への修正方法として認められていない。(フィリピン協定運用上の手続規則 SECTION 2. RULES OF ORIGIN、Rule 4 Modification 及び関税法基本通達68-5-11(2)木)。

・EPA税率適用時のNACCSコード

(問56) EPA税率適用の場合のNACCSコードについて確認したい。

【回答】下記の表（原産地証明書識別コードの表）を参照されたい。

原産地証明書識別コード（4桁）=原産地（申告）種別（2桁）+原産地証明書区分（1桁）+貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明書等区分		貨物の種類			
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	G R S N	協定用原産地証明書の提出がある貨物 【CO等（原産地証明書又は原産品申告書（以下同じ））を提出】	G R S N	G R S N
GS	一般特恵		認定輸出者による自己証明（原産地申告）		貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物 【CO等提出なし】		
SG	シンガポール協定		製造者による原産品申告書		輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書がある貨物 【CO等を提出】		
MX	メキシコ協定		製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		原産地が確認できない貨物 【CO等提出なし】		
MY	マレーシア協定		輸出者による原産品申告書		自国関与品（暫定令第26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令第26条第3項）適用 【CO等、自国関与品の原産地証明書及び累積加工・製造加工証明書を提出】		A J B P
PH	フィリピン協定		輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		自国関与品（暫定令第26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令第26条第3項）非適用 【CO等及び自国関与品の原産地証明書を提出】		
CL	チリ協定		輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		自国関与品（暫定令第26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令第26条第3項）適用 【CO等及び累積加工製造加工証明書を提出】		
TH	タイ協定		輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		自国関与品（暫定令第26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令第26条第3項）非適用 【CO等を提出】		
BN	ブルネイ協定	E	輸出者による原産品申告書	C T M	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物 【CO等提出なし】	C T M	C T M
ID	インドネシア協定		輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		少額扱い貨物 【CO等提出なし】		
VN	ベトナム協定	F	輸入者による原産品申告書	I	特惠用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物	I	I
CH	スイス協定		輸入者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの 【EPA関割証明書及びCO等を提出】		
IN	インド協定	I	輸入者による原産品申告書	P	※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する	P	P
PE	ペルー協定		輸入者による原産品申告書		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
AU	オーストラリア協定	O	原産地証明書の提出が不要な場合	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの 【EPA関割証明書及びCO等を提出】	1	1
MN	モンゴル協定		原産地証明書の提出が不要な場合		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
AS	アセアン包括協定	C T M I 1	※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する	1	※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する	1	1
TP	CPTPP		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
1A	CPTPP 税率差（メキシコ）		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
1B	CPTPP 税率差（ニュージーランド）		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
1C	CPTPP 税率差（カナダ）		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		
1D	CPTPP 税率差（オーストラリア）		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		※0「オー」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む。 ※CPTPP附属書3-Aの通報国（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原产地証明書を用いて輸入申告をする場合は、「E」を選択する		

[実務編－共通]

1E	CPTPP 税率差 (ベトナム)			
1F	CPTPP 税率差 (ペルー)			
1G	CPTPP 税率差 (マレーシア)			
1H	CPTPP 税率差 (チリ)			
1S	CPTPP 品目別セーフガード (シンガポール)			
1U	CPTPP 品目別セーフガード (英国)			
EU	日 EU 経済連携協定			
2A	日 EU 経済連携協定 (アンドラ)	※「2A」はHS 第25~97類に分類される品目に限る	2	EPA 関税割当品目で、EPA 関割証明書があり、少額扱い貨物 【EPA 関割証明書提出、CO 等提出なし】
US	日米貿易協定		3	EPA 関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物 【EPA 関割証明書提出、CO 等提出なし】
GB	日英協定		4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物 【CO 等を提出】
RC	RCEP 協定 (中国)		5	少額扱い貨物 【CO 等提出なし】
RK	RCEP 協定 (韓国)		6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物 【CO 等提出なし】
RA	RCEP 協定 (オーストラリア)		7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
RN	RCEP 協定 (ニュージーランド)			
R1	RCEP 協定 (シンガポール)			
R2	RCEP 協定 (ブルネイ)			
R3	RCEP 協定 (カンボジア)			
R4	RCEP 協定 (ラオス)			
R5	RCEP 協定 (タイ)			
R6	RCEP 協定 (ベトナム)			
R7	RCEP 協定 (マレーシア)			
R8	RCEP 協定 (インドネシア)			
R9	RCEP 協定 (フィリピン)			

・事後確認

(問57) 税関の首席原産地調査官から「原産品であることの確認に係る質問書」が送付されてきたが、これは何か。

【回答】原産地担当部門において、EPA又は一般特恵関税制度に基づき特恵税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後に申告貨物の原産性に係る確認（「事後確認」）を実施している。当該質問書は、事後確認のため、税関から輸入者に送付したものであり、質問書とともにお送りする関係書類をよくお読みいただき、回答書等所定のものを郵送等にて返送願いたい。

また、上記事後確認とは別に、各税關輸入事後調査担当部門においては、特恵税率の適用を含めた輸入貨物に係る納税申告全般に係る事後的な確認（実地調査）を実施している。

・事後確認の根拠法令

(問58) 事後確認はどのような根拠法令により行われているのか。

【回答】EPA税率を適用した貨物と一般特恵税率を適用した貨物とでは、事後確認の根拠となる法令は異なる。

一般特恵税率を適用した貨物に対する事後確認の根拠法令は、関税暫定措置法第8条の4であり、EPA税率を適用した貨物に対する事後確認は、関税暫定措置法第12条の4が根拠法令となる。

II シンガポール協定

・原産地証明書の様式

(問59) シンガポール協定原産地証明書の様式にピンク色の彩紋があるが、有効な原産地証明書と認められるか。

【回答】首席原産地調査官等に協議。

【理由】シンガポール協定上、原産地証明書の様式及び彩紋等について規定されていない。様式については、関税法基本通達68-5-11において規定されているが、彩紋については規定がない。通常、シンガポール協定原産地証明書については、白色(彩紋なし)の様式である。なお、協定上は証明書様式に関する規定はなく、必要的記載事項のみが定められていることから、必要に応じ相手国に照会することとなる。

III メキシコ協定

・完全生産品（第22条1(a)）

(問60) 日本で生まれ、飼育された動物をメキシコへ輸出し、メキシコで屠畜の上、加工肉を生産した。当該加工肉を本邦に輸入する際、当該加工肉は完全生産品と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】メキシコ協定においては「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される产品」が完全生産品とされるため、本品は完全生産品と認められる。

・非原産材料について関税分類の変更が行われないものに関する規定（第22条）

(問61) メキシコ協定第22条1(d)本文に域内原産割合50%以上あるが、関税分類変更基準を充足していない場合であっても、域内原産割合50%以上を満たしていればメキシコ協定上の原産品と認められるか。

【回答】特定の条件のもと認められる。

【理由】同条1(d)本文の規定は、同条1(d)(i)又は(ii)の理由により非原産材料について関連する関税分類の変更が行われない場合に限って適用される。

・第22条1(d)(i)

(問62) 非原産材料である卑金属製の鎖及びバックル（すべて第73類）並びにプラスチックのストリップ（第39.21項のもの）をメキシコにおいて組み立てて生産したベルト（プラスチック製のベルトとして第39.26項に分類される。）について、メキシコ協定上の原産品として認められるか。

本品は、個々の部分である非原産材料は、それぞれ上記の類又は項に分類されるが、メキシコにおいて、当該非原産材料を輸入する際、一括して未組立ての完成品として申告したため、HS通則2(a)の規定により、完成品のプラスチック製のベルトとして、第3926.10号に分類されている。なお、域内原産割合はメキシコ協定上の原産品である飾りを加えていることもあり55%であり、メキシコから直接に本邦に送られてきている。

【回答】認められる。

【理由】メキシコ協定附属書4における本品（第3926.10号）の品目別規則は、「他の項の材料からの変更及び域内原産割合が50%以上であること」であり、メキシコに輸入された非原産材料は、輸入時に未組立ての完成品としてHS通則2(a)の規定により、組み立てられた本品と同じ項に分類されているため、本邦への輸出に際して当該原産地規則のうち「他の項の材料からの変更」を満たすことができない。

しかしながら、メキシコ協定第22条1(d)の規定（非原産材料について関連する関税分類の変更が行われないものに関する規定）により、本品のような場合（未組立てや分解されたもの）は、第22条1(d)(i)の規定により、附属書4に別段の定めがある場合を除くほか（*）、域内原産割合が50%以上であり、かつ、当該產品が同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たしている生産が行われていればメキシコ協定上の原産品として認められることとなっている。

本品について見てみると、本品の域内原産割合は55%であり、第22条1(d)に定められている要件を満たしていることから、積送基準を始め第4章で定められた他の要件を満たしていることを条件にメキシコ税率の適用が認められることとなる。

なお、メキシコ協定原産地証明書の第8欄の記載は「D」であることが必要。

*詳細については「総論編—第2部 II メキシコ協定 2. 非原産材料について関税分類の変更が行われないものに関する規定」を参照のこと。

・**第22条 1 (d) (ii)**

(問63) メキシコにおいて魔法瓶(第96. 17項)を製造する際に非原産品である魔法瓶の取っ手部分(第96. 17項)等が組み込まれていることが判明した。また、非原産材料の最終製品に占める価格割合は21%であった。本品はメキシコ協定上の原産品として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】本品の属する第96. 17項の品目別規則は「他の類の材料からの変更」であり、本品はこれに従うと非原産材料(第96. 17項)の生産に伴う類の変更がないことからメキシコ協定上の原産品とは認められないことになる。

しかしながら、本品の分類される第96. 17項は、当該商品自体と部分品の双方について明示的に規定しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていない項であることからメキシコ協定第22条 1 (d) (ii)の規定に該当する。更に、本品の域内原産割合が79%と、50%以上であることから第22条 1 (d) 本文の規定を用いることができ、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件として、本品はメキシコ協定上の原産品と認められる。

なお、原産地証明書の第8欄の記載は「D」であることが必要。

・**中間材料(第26条)①**

(問64) 中間材料として指定される中間財は品目別規則を満たし、メキシコ協定上の原産品となることが必要か(中間財が非原産品になるとしても中間材料の規定は使えるのか。)。

【回答】必要である。

【理由】中間材料として指定される中間財はメキシコ協定第24条 4 (b)「…中間材料として指定する自己生産の原産材料…」との規定からメキシコ協定上の原産品であることが必要である。非原産品であれば規定を適用することができない。中間財が原産品ではない場合、中間財を生産するために含まれる非原産材料は、域内原産割合の非原産材料の価額に算入される。

なお、中間材料の域内原産割合を求める際には、第26条 2に「同附属書に定める域内原産割合から5%を減じた割合以上でなければならない」ことに留意。例えば、中間材料が第39. 26項に分類されるときに、同項に要求される域内原産割合が50%以上であるので、中間材料として認められるためには5%を減じた45%以上の域内原産割合が要求される。

・**中間材料(第26条)②**

(問65) カリフラワー(第0704. 10号)についてメキシコ税率を適用すべく、メキシコ協定原产地証明書を入手したところ、他の記載内容には問題なかったが、第9欄(Other instances)に「IM」の記載があった。当該原产地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原产地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効と認められる。

【参考】第9欄の「IM」の記載は、当該商品が品目別規則を補足する規則であるメキシコ協定第26条(中間材料)の規定を用いてメキシコ協定上の原産品として認められたということを表している。これは、最終製品の生産者が自分で生産した中間財(本マニュアルでは、購入材料から加工されて最終製品へと変わっていく途中段階の产品(材料)を指す。)を他者から購入した原材料と同等なものとして指定する(ここにおいて指定されたものが「中間材料」である。)ことにより、第23条(域内原産割合)に規定される域内原産割合を算出することができる規定である。

メキシコ協定附属書4におけるカリフラワーの品目別規則は、「他の類の材料からの変更」であり、域内原産割合を原产地認定の要件としておらず、中間材料の規定は適用されない。

なお、第22条 1 (a)に該当する完全生産品(第8欄の記載「A」)の場合や、僅少の非原産材料、中間材料、代替性のある产品及び累積のいずれの規定も適用しない場合は、第9欄の記載は「N/A」となる。

・N/Aの脱落

(問66) 原産地証明書第9欄に記載されることとなっているN/Aが脱落している。当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】認められる。

【理由】僅少の非原産材料、中間材料、代替性のある產品、及び累積のいずれの規定も適用しない場合は、第9欄にN/Aの記載が必要とされているが、当該N/Aの脱落については軽微な誤りとして取り扱う。

・運送要件証明書

(問67) メキシコより米国を経由して本邦に到着した冷凍豚肉（メキシコ協定上の原産品）について、通し船荷証券がなく、メキシコ協定原産地証明書第4欄（輸送の詳細：任意記入）にもメキシコから米国への輸送手段の記載がない。

しかしながら、コンテナ番号、シール番号が記載されたメキシコ政府機関が発給した豚肉屠畜証明書及び同証明書記載のものと同一のコンテナ番号、シール番号が船荷証券により確認でき、コンテナを開披していないことが明らかである。この場合にメキシコ税率適用が認められるか。

【回答】認められる。

【理由】第三国を経由して日本へ輸入する場合で、特恵税率の適用を受けようとするときは、メキシコ協定第35条及び関税法施行令第61条第1項第2号口の規定により、①メキシコから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、②積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた第三国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書（①又は②が提出できないことにつき相当の理由がある場合には、）第三国において積替え及び一時蔵置（当該第三国の税關の監督下で行われるもの）以外の取扱いがされなかつたことを証する書類を輸入申告の際に税關に提出する必要がある。

本事例においては、①又は②の提出ができないものの、メキシコ政府機関が発給した屠畜証明書、船荷証券その他税關に提出された書面から、同一のコンテナ番号及びコンテナシール番号が確認できることから、コンテナを開披していないと考えられ、冷凍豚肉について米国において積替え、一時蔵置以外の取扱いがなされていないと認められる。

・原産地証明書様式

(問68) メキシコ協定改正議定書の発効（2012年4月）に伴い原産地証明書の様式が変更されたが、旧様式の原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】有効と認められる。旧様式の使用のみをもって無効とはしない。

【参考】旧様式とは、2005年4月メキシコ協定発効時のものと2006年6月に修正時のものの2種類ある。

・記載内容全般

(問69) スペイン語で記載された原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】日本語の翻訳文を添付することを条件に認められる。

【理由】メキシコ協定第39条のA第7項において、「原産地証明書は英語で記入する。英語で記入されていない場合は、輸入締約国の公用語（この場合、日本語）の翻訳を原産地証明書に添付する」旨規定されている。

【参考】メキシコ協定においてはスペイン語による原産地証明書の様式も採用されており、当該スペイン語の原産地証明書に英語で内容が記載されている場合には和訳は不要である。

・第3欄(輸入者)

(問70) メキシコ協定原産地証明書の第3欄(輸入者欄)に英國所在のB社が記載されているが、本原産地証明書は有効なものと認められるか。貨物は直送されており、メーカーインボイス、本インボイス等で貨物の同一性は確認できる。

・取引形態

輸出者A(メキシコ)、仲介者B(イギリス)、輸入者C(日本)

メーカーインボイスはAからB、本インボイスはBからCへそれぞれ発行されている。

AからBのメーカーインボイスのみに基づき、メキシコ協定原産地証明書が発給された。

仲介者Bによれば、メキシコの輸出者がメキシコ協定原産地証明書を取得する際には、具体的な日本の輸入者が決まっていない場合があり、第3欄が明記できないが、自分が本邦の輸入者に貨物を売るための交渉をする際に、メキシコ協定原産地証明書をあらかじめ取得していた方が契約を取りやすいと判断したため、あらかじめ原産地証明書の取得を輸出者Aに指示したこと。

【回答】認められる。

【理由】メキシコ協定第49条1(h)に、「『輸入者』とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。」とあることから、第3欄には日本の輸入者Cが記載される。ただし、第3欄(輸入者欄)に仲介者Bが記載されている場合であっても、メーカーインボイス、本インボイス等により輸出者、仲介者及び輸入者のそれぞれの関係が明らかとなり、貨物の同一性が確認できる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効と認められる。なお、同一性が確認できない場合は、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできれば有効なものとして認められる(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)。

・第6欄(統一規則附属書2-Bに規定する產品の品名)

(問71) テキーラ(第2208.90号)について、メキシコ協定統一規則附属書2-Bで求められている記載内容の他に、余分な表現が記載されている(例(二重下線部が余分): TEQUILA, MEZCAL AND SOTOL(GENUINE BOTTLED IN TRANSPARENT GLASS))。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】有効なものと認められるが、2-Bの記載と貨物についての記載は分けるよう懇意する。

【理由】メキシコ協定統一規則附属書2-Bによると、第2208.90号のテキーラ(メスカル、ソトールについても同じ)については、

「Tequila (genuine); Mezcal (genuine); Sotol (genuine); Tequila and Mezcal (genuine); Tequila and sotol (genuine); Mezcal and sotol (genuine); Tequila, Mezcal and sotol (genuine) (The exporter or producer should select one of the descriptions above in providing the description of goods in the Field 6 of the certificate of origin.)」

と規定されており、当該テキーラについては、該当する「Tequila (genuine)」、「Tequila and Mezcal (genuine)」、「Tequila and sotol (genuine)」又は「Tequila, Mezcal and sotol (genuine)」のいずれかを附属書2-Bの記述のとおり記載しなければならない(大文字であるか、小文字であるかは問わない。)。

なお、本事例のように統一規則附属書2-Bどおりの記載がある場合、その後に追加的な記載があったとしても、原産地証明書の有効性を否認するに足る重大な瑕疵とはいえないが、次回以降、貨物についてのその他の情報は2-Bの記載につながらないよう分けて記載するように懇意する。

・第8欄、第9欄(特恵基準等)①

(問72) ミートソース（第2103.20号）について、第8欄に「C」表示があるため、加工工程を確認したところ、材料のうち米国原産の醤油とオイスターソース（いずれも第21類、価額構成比の合計は2.334%）が、いずれも当該ソースを作る際に直接の材料として使用されていることが判明した。なお、第9欄は空欄であり記載漏れとなっている。このような場合、メキシコ税率の適用が認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は認められる。

【理由】本事例ではミートソースを製造する直接の材料として米国原産の醤油及びオイスターソースが使用されており、当該ミートソース（第2103.20号）の品目別規則である「他の類（第7類、第20類は除く）からの変更」を満たしていない。

しかしながら、本品に含まれる非原産品の醤油とオイスターソースの本品に占める価額割合は、合計で10%以下であることから、当該醤油及びオイスターソースについて、メキシコ協定第25条の僅少の非原産材料の規定を適用することができ、その結果、メキシコ協定上の原産品と認められることとなる。

当該規定を適用する場合、原産地証明書の第9欄に「DM I」が記載されることとなるが、当該記載が脱落していたとしても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は有効と認められる。

・第8欄、第9欄(特恵基準等)②

(問73) 豚肉の輸入において、メキシコ協定原産地証明書の第8欄及び第9欄が空欄となっている。関税割当証明書は取得しているが、当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

【参考】資料に基づいて原産品であることを明らかにできない場合、本品について、当該原産地証明書をメキシコへ送り返し、以下のいずれかの方法により不備のない原産地証明書を取得することも可能。

①第8欄及び第9欄への必要事項の追記（当該原産地証明書のそれぞれの該当部分が修正されたことを示す、署名、当該発給機関の修正印の押印等が必要。関税法基本通達68-5-11(2)木）、

又は、

②新しく発給を受けなおす（再発給であれば再発給の、新規遡及発給であれば遡及発給の注記が第11欄に必要。関税法基本通達68-5-11(2)ヘ及びト）、

のいずれかの措置が必要となる。

なお、引取りを急ぐ場合には、メキシコ協定原産地証明書の提出猶予申請の上、輸入許可前引取り（B/P）により通関することとなる。

・第10欄(インボイス番号)①

(問74) 米国でインボイスが発行されるため、メキシコ協定原産地証明書の発給申請の際には当該インボイス番号が不明であることを理由に第10欄にインボイス番号の記載がない。

第11欄にはインボイスが第三国で発行される旨の記載がされ、当該原産地証明書及び輸入申告時に添付されてきた米国発出のインボイスに記載されている発出者の名称・住所並びに貨物の品名・数量は合致している。

また、メーカーズインボイス及び関係書類等により、輸出者、仲介者及び輸入者のそれぞれの関係及び貨物の同一性の確認ができる。当該原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】第10欄のインボイス番号は、輸入申告の際に提出されるインボイスの番号であり、統一規則附属書2-A（様式裏面）に基づき、仲介貿易等でメキシコ協定原産地証明書申請の際、輸入申告時に提出されるべきインボイスの番号が不明の際は空欄となる場合が生じる。この場合には、メーカーズインボイス、コマーシャルインボイス、B/L等取引関係書類にて輸出者、仲介者及び輸入者のそれぞれの関係が明らかとなり、輸入貨物との同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

なお、誤ってインボイス番号を他欄に記載してしまった場合には、適宜有効なものと認められる。

【参考】メキシコ協定統一規則第3節及び附属書2-Aの原産地証明書記載要領では、第三国で発行される仕入書番号が不明の場合、第10欄は空欄のままで、輸入者は税関に誓約書を提出することとなっている。

・第10欄(インボイス番号)②

(問75) メキシコ協定原産地証明書の第10欄にパッキングリストの番号のみが記載された場合、当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】記載された番号のパッキングリストにより、貨物との同一性が確認できる場合は認められる。

【参考】取引関係書類にて貨物との同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は軽微な誤りと取り扱い、原産地証明書は有効なものと認められる。

・原産地証明書の残数量の使用について

(問76) メキシコ協定上の原産品である豚の部分肉の輸入に際し、メキシコ協定原産地証明書の数量は100kgで発給されているが、実際に送られてきた数量が80kgであり、20kgショートしている。後に輸出される豚肉20kgにメキシコ協定原産地証明書の残数量20kgを使用できるか。

【回答】使用はできない。

【理由】船積みが分かれることから、メキシコ協定原産地証明書の分割使用はできない。よって、後に輸出される豚肉20kgについて、改めてメキシコ政府の発給するメキシコ協定原産地証明書を取得する必要がある。

【参考】豚肉の場合、輸出ごとにメキシコ政府が発給する関税割当証明書に基づき、日本の物資所管官庁である農林水産省が輸入手続きに必要とされる関税割当証明書の発給を行うこととなっている。関税割当の取得方法等については、農林水産省ホームページに掲載されているので確認すること。

IV マレーシア協定

・アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールを満たしている場合

(問77) マレーシアにおいてココアペースト(第1803.10号)を生産する。材料は乾燥カカオ豆(インドネシア産カカオ豆52%、西アフリカ産カカオ豆48%)で、焙煎した後、磨碎、ペースト状に加工されてチョコレート用材料として使用される。製造過程で添加されるものではなく、インドネシア産カカオ豆(26,500kg)及び西アフリカ産カカオ豆を使用して、ココアペースト(20,010kg)を製造する。本品について、マレーシア協定上のマレーシア原産品として認められるか。

第1803.10号の品目別規則:「当該号の产品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、产品の重量の50%以上である場合に限る。」

【回答】認めることが可能である。

【理由】第1803.10号の品目別規則の括弧書きは、マレーシアを除くアセアン第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料の重量と产品の重量との比較であり、非原産材料である第18.01項のカカオ豆が生産に使用された場合は、その产品であるココアペーストの重量の50%以上がマレーシアを除く東南アジア諸国連合において収穫等されたカカオ豆の重量であることを必要としている。

したがって、本品は非原産材料であるインドネシア産カカオ豆の重量が产品(ココアペースト)の重量の50%以上であることから、マレーシア協定第28条1(c)にいうところの原産品であると認められる。

なお、本事例の場合、マレーシア協定原産地証明書の第4欄に、インドネシア原産のカカオ豆を使用している旨記載しなくてはならない。

・材料及び国名等の記載

(問78) 第61.16項の手袋の輸入に係る原産地証明書が届けられてきた。内容を確認したところ、第5欄には「C(A C U)」と累積である旨の記号が付されていた。

原産地証明書記載要領では第4欄の記載について、「第50類から第63類までの各類の产品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(の)の材料、当該他方の締約国又は当該第三国(の)領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国(の)の国名を記載(当該材料が产品の生産に使用された場合)」とされているが、この記載は必要か。

なお、本邦から送られた材料(日本原産)について、確認したところ、第5402.32号(Textured yarn)、第5403.42号(Acetate yarn)、第5604.90号(Rubber thread)であった。

【回答】記載は必要でない。

【理由】マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-B(原産地証明書の記入要領)による第4欄に記入する必要のある材料等は、附属書2(品目別規則)において認められた、当該产品のいずれかの締約国又はアセアン第三国(の)特定の材料を指すものである。

本事例の場合、品目別規則では、

第61.01—61.17項の品目別規則

第61.01項から第61.17項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(の)領域においてメリヤス編みし、又はクロセ編みされた場合に限る。)

とされており、括弧内の「第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(の)領域においてメリヤス編みし、又はクロセ編みされた場合に限る。」に該当した場合に記載することとなるが、照会の本邦から輸出された材料(第5402.32号(Textured yarn)、第5403.42号(Acetate yarn)、第5604.90号(Rubber thread))は該当しないことから、原産地証明書の第4欄への記載は不要である。

[実務編－マレーシア]

なお、本事例の場合、原産地証明書第5欄(特恵基準欄)に「C(A C U)」と記載されているが、累積規定の適用は任意であることから、輸出者が累積規定を適用して原産性を証明しているのであれば「C(A C U)」となり、累積規定を用いないで原産性を証明していれば「C」のみの記載となる。

原産地証明書の有効性については、上記以外の原産地規則の充足等他の要件が満たされていることが必要である。

・マレーシア発給当局が「A C U」の記載を認めない場合

(問79) 本来、マレーシア協定原産地証明書の第5欄には「C(A C U)」と記載すべきところ、マレーシア発給当局に当該「A C U」の記載の削除を求められ、結果として「C」のみの表示となっている。当該原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて貨物が原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、認められる。

【理由】マレーシア協定第29条には、「产品が一方の締約国（例えば、マレーシア）の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国（＝マレーシア）の領域において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国（＝本邦）の原産品は、当該一方の締約国（＝マレーシア）の原産材料とみなすことができる。」と累積について規定している。これは、日本原産の材料であれば、マレーシアの原産材料とみなすことができ、例えば、マレーシア産の原産材料だけでは原産資格割合を満たすことができない場合であっても、本邦からの原産材料を加えればマレーシア原産品と認めることができるものである。この「累積」の規定を適用する場合にマレーシア原産地証明書第5欄に「A C U」を記載する。この記載がない原産地証明書は、資料に基づいて貨物が原産品であることを明らかにできる場合は有効と認められる。

・本邦原産材料を使用してない产品に「A C U」と表記されている場合

(問80) マレーシア協定原産地証明書の第5欄に「C(A C U)」と記載されているが、メーカーの製造確認書で確認したところ材料はマレーシア、米国及び中国産であり、「A C U」は間違った表記であることが判明した。当該原産地証明書は有効と認められるか。

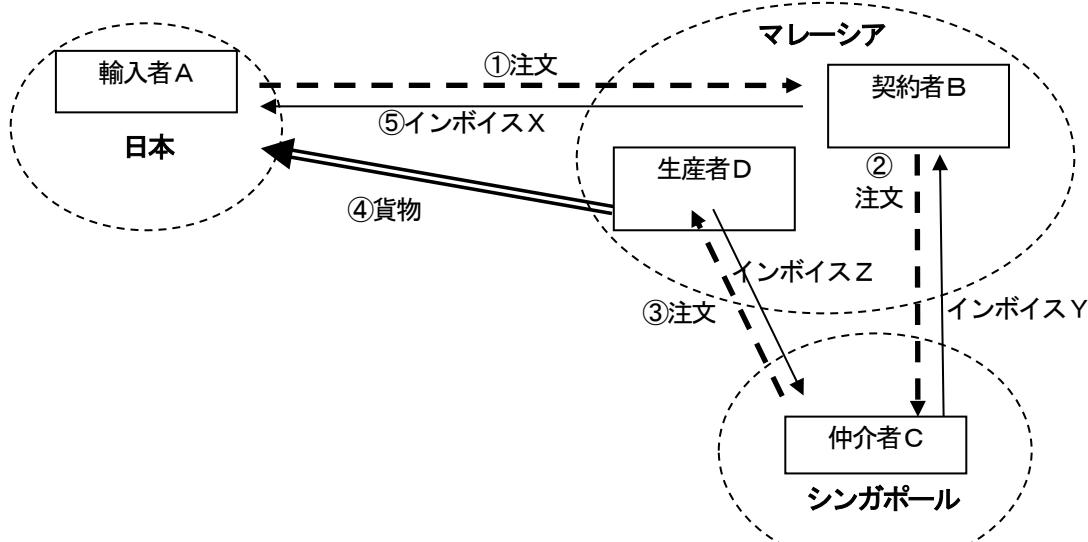
【回答】原則無効。輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は、認められる。

【理由】マレーシア協定第29条の累積の規定により、マレーシア国内において产品を生産するための材料として使用される本邦の原産材料はマレーシアの原産材料とみなすことができ、その場合には原産地証明書第5欄に「A C U」と記載することとされている。本事例の場合、本邦原産材料をまったく使用しておらず、累積は適用できないが、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、有効と認められる。

・第三国発行インボイスは存在するが輸入申告には提出されない場合

(問81) マレーシア国内の生産者及び仕出しとシンガポールに所在する仲介者が関わる次の取引におけるマレーシア協定原産地証明書の第1欄、第7欄の記載はどのようにすればよいのか。

- ① 本邦の輸入者Aからマレーシアの契約者Bに発注。なお、契約者Bは輸入者Aの30%出資現地法人である。
- ② 契約者Bはシンガポール所在の仲介者Cに発注する。
- ③ 仲介者Cはマレーシアの生産者Dに発注する。
- ④ 生産者Dは輸入者AへFOB渡しし、船積みまでのリスクをすべて負担する。
- ⑤ 本邦における輸入申告に係るインボイスは契約者Bが発行するインボイスXである。



【回答】

- (1) 第1欄(輸出者)：契約者B又は生産者D
- (2) 第7欄(インボイスの番号及び日付)：インボイスX（ただし、インボイスZ又はインボイスYの記載があっても、直ちに排除するものではない。）

【理由】

本事例は、手続的に第三国に所在する者（仲介者C）が介入するものの、第三国の仲介者が発行するインボイスYは本邦における輸入申告に使用されるものではなく、また、貨物はマレーシアから直接本邦に向けて送り出されるものである。

(1) 第1欄（輸出者）

第1欄は、輸出者の名称等を記載することとなっており、「輸出者」はマレーシア協定第27条(c)に「輸出締約国の領域に所在する者であって、当該輸出締約国の領域から產品を輸出するもの」と規定されていることから、マレーシア国内に所在するものであり、產品を輸出することに責任を有するものであると考えられ、船荷証券上の送り主のほか、本邦での輸入申告に用いられるインボイスに記載されている仕出し、更には実際に貨物を輸出した者も含まれる。本事例の場合、インボイスの仕出しである契約者B及び実際に貨物を輸出した生産者Dが、協定上の輸出者であると認められる。

(2) 第7欄（インボイスの番号及び日付）

【インボイスXについて】

第7欄には、我が国で輸入申告の際に使用するインボイスの番号及び日付を記載することが望ましいものであり、本事例においては、契約者Bが発行したインボイスXの番号及び日付が記載されることとなる。

【インボイスZについて】

生産者Dも第1欄の輸出者に当たるものであり、また、マレーシア協定運用上の手続規則 Appendix 1-B (原産地証明書の記載要領) に定める原産地証明書第7欄の記入要領には、第三国で発行されたインボイスについての定めはあるものの、その他に明確な規定がないことを考慮すると、インボイスZを排除するべくではなく、輸入者A、契約者B、仲介者C及び生産者Dの関連が明確に分かれるインボイス等の書類が提出され、原産地証明書とインボイスXとが明確に結び付けられるものであれば、受理可能なものと考えられる。

[実務編－マレーシア]

なお、第7欄には我が国で輸入申告の際に使用するインボイス（本事例においては、契約者Bが発行したインボイスX）の番号及び日付を記載することが望ましいところ、次回以降はインボイスXの番号及び日付を記載するよう依頼されたい。

【インボイスYについて】

仲介者Cの発行したインボイスYは第三国で発行されたものであるが、本邦への輸入に際して使用されていないことから、本来であれば第7欄に記載すべき性格のものではないと考えられる。ただし、インボイスYを直ちに排除すべきものではなく、インボイスZの場合と同様の取扱いとなる。

V チリ協定

・鮭のHS番号の違い

(問82) チリから焼きサーモンハラスを輸入したい。

チリ原産のサーモンハラスの表面に焼き目を入れたのみの加工で、輸入申告のHSコードは第0304. 90号であるが、チリ協定原産地証明書第4欄には「HS : 1604. 11」と記載されている。当該原産地証明書は有効なものと認められるか。

【回答】非譲許税番の記載があることのみを理由に無効とはしない。

【参考】記載税番の第1604. 11号はチリ協定の非譲許品目であるが、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であると判断できる場合には、適用税番と記載税番の相違につき関税法基本通達68-5-12に基づき有効性を判断する（上記問27を参照）。

・ワインの品名の相違

(問83) チリからバルクワインを輸入する。

インボイスには WINE IN TANK CONTAINER と記載されており、チリ協定原産地証明書第4欄の品名が「WINE IN BULK」とるべきところを「WINE OF FRESH GRAPES CASES12×750ML」となっているが、同じワインであり有効なチリ協定原産地証明書と認められるか。

【回答】首席原産地調査官等に相談。

【理由】取引関係書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には有効となり得るが、品名、数量、HS番号と複数の箇所に不備が渡っている可能性があるため首席原産地調査官等へ相談。

・スペイン語の日付

(問84) 原産地証明書の申請日及び発給日が“O 7. A b r . 2 0 0 8”と記載されていた。協定の規定上、使用言語は英語のみのはずであるが、この原産地証明書は有効か。

【回答】インボイス日付、申請日、発給日等の、日付のみがスペイン語の記載である場合（例：「07. Apr. 2008」（英語）が「07. Abr. 2008」（スペイン語）と表記）、当該不備だけをもって無効とはしないが、英語で記入されるよう協定上規定されているものであり、次回以降すべて英語で記入されるよう依頼されたい。

(参考) 月を表すスペイン語

1月	enero	7月	julio
2月	febrero	8月	agosto
3月	marzo	9月	septiembre
4月	abril	10月	octubre
5月	mayo	11月	noviembre
6月	junio	12月	diciembre

※略語等これら以外の記載の場合がある。

・日本から提供された資材の取扱い

(問85) チリ協定において、日本から提供された資材はどのように取り扱うか。

【回答】日本から提供された資材が（チリ協定上の）日本の原産材料であって、チリ協定第33条の累積の規定を適用する場合にのみ、チリの原産材料としてみなされる。

累積の規定を適用しない場合には、日本から送られた原産材料であってもチリにとっては自国以外の材料であるため、非原産材料として取り扱う。累積の規定を適用した場合には原産地証明書第5欄にACUと記載される。

なお、累積の規定は、累積の規定を適用しなければ品目別規則を満たさない場合にのみ適用すれば足り、日本から日本原産材料の資材を提供した場合に必ず適用しなければならない規定ではない。

【参考】一般特恵における自国関与の規定（暫定令第26条第2項）では、日本から送られた材料であれば足り、日本の原産材料であることは要件ではない。自国関与の規定を適用しない場合には非原産材料と取り扱うことと同じである。

VI タイ協定

・冷凍殻なしシュリンプ（第0306. 17号）

(問86) タイから冷凍殻なしシュリンプ（第0306. 17号）を輸入する。製品の製造に当たっては、マレーシアの領海内において得られたシュリンプ（第3類）をタイに輸入し、タイにおいて殻をむいたものであるが、タイ原産品と認められるか。

【回答】第3類の品目別規則はCCと規定されており、マレーシアの領海内において得られたシュリンプ（第3類）の使用は当該規則を満たしていないため、タイ原産品とは認められない。

・シュリンプの調製品（第1605. 21号）

(問87) タイからシュリンプの調製品（第1605. 21号）を輸入する。製品の製造に当たっては、マレーシアの領海内において得られたシュリンプ（第3類）を使用しているが、タイ原産品と認められるか。

【回答】第1605. 21号の品目別規則はCC（第3類の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、（中略）場合に限る。）と規定されている。

マレーシア領海内において得られたシュリンプ（第3類）の使用は当該規則を満たしており、品目別規則第16類注釈2に規定するマレーシアからタイへの運送条件についても満たしていれば、タイ原産品と認められる。なお、この場合、原産地証明書第7欄にアセアン第三国産の材料名“Shrimp”及び国名“Malaysia”を記載しなければならない。

* 「総論編第1部 VI 品目別規則における特徴的ルール 1. アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」を参照のこと。また、原産地証明書の記載についてはタイ協定運用上の手続規則 Appendix 1-B を参照のこと。

【参考】第1605. 21号の品目別規則

CC（第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

品目別規則第16類注釈2

第1604. 13号、第1604. 15号、第1604. 20号、第1605. 21号及び第1605. 29号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

・トマトピューレ（第2002. 90号）

(問88) タイからトマトピューレ（第2002. 90号）を輸入する。製品の製造に当たっては、米国産のレモンジュース（第20. 09項）を使用しているが、タイ原産品と認められるか。米国産のレモンジュースの価額は製品価額の5%である。

【回答】第2002. 90号の品目別規則はCC（第7類の非原産材料を使用する場合には当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に

[実務編－タイ]

限る。)と規定されており、米国産のレモンジュース(第20.09項)の使用は当該規則を満たさないため、タイ原産品とは認められない。

しかし、タイ協定第30条の僅少の非原産材料の規定を適用することにより、関税分類変更が生じない非原産材料の価額が製品価額の7%を超えない場合は品目別規則を考慮しないこととなることから、レモンジュースの価額が5%であるのであれば、製品はタイ原産品と認められる。なお、僅少の非原産材料の規定を用いてタイ原産品と認められた場合には、原産地証明書第7欄に「DMI」と記載されなければならない。

【参考】第2002.90号の品目別規則

CC(第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

・マンゴー缶(第2008.99号)

(問89) タイからマンゴー缶(第2008.99号)を輸入する。製品の製造に当たっては、フィリピン産のマンゴー(第8類)を使用しているが、タイ原産品と認められるか。

【回答】第2008.99号の品目別規則はCCと規定されている。フィリピン産のマンゴー(第8類)の使用は当該規則を満たすことから、タイ原産品と認められる。

・ポリエチレン製の袋(第3923.21号)

(問90) タイからポリエチレン製の袋(第3923.21号)を輸入する。製品の製造に使用している非原産材料は、台湾産のレジン(第39.01項)のみであるが、タイ原産品と認められるか。

【回答】第3923.21号の品目別規則はCTH、QVC40又は特定の工程を経ることと規定されており、いかを満たせばタイ原産品と認められる。

本事例の場合、台湾産のレジン(第39.01項)の使用は当該規則(CTH)を満たすことから、タイ原産品と認められる。

【参考】第3923.21号の品目別規則

CTH、
QVC40又は、
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

・衣類(第61類)

(問91) タイから衣類(第61類)を輸入する。製品の製造に当たっては、中国産の生地を使用しているが、タイ原産品と認められるか。

【回答】中国産の生地が当該衣類の「関税分類を決定する構成部分」に該当しない場合には、タイ原産品と認められる。また、「関税分類を決定する構成部分」に該当する場合であっても、タイ協定第30条(僅少の非原産材料)の規定が適用可能であればタイ原産品と認められる。

【参考】第61類の品目別規則

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた場合に限る。)

・充填用の空き缶(第7310. 21号)

(問92) タイから充填用の空き缶（第7310. 21号）を輸入する。製品の製造に当たっては、輸入者から生産者へ提供された日本の原産品の第73類の材料を使用しているが、タイ原産品と認められるか。

【回答】第7310. 21号の品目別規則はCC又はQVC40と規定されており、どちらかを満たせばタイ原産品と認められる。

本事例の場合、日本産の第73類の材料の使用は類変更がないが、タイで付加された価値が40%以上であればタイの原産品と認められることとなる。

なお、產品の生産に使用された第73類の非原産材料が、日本の原産品のみであれば、タイ協定第29条の累積の規定を適用することにより、タイ原産品と認められることとなる。この場合、原産地証明書第7欄に「ACU」と記載されることとなる。

【参考】第7310. 21号の品目別規則

CC又はQVC40

・第10欄(インボイスの番号及び日付欄)が空欄

(問93) 輸入申告時に使用されるインボイスは、第三国に所在する者により発行されたものであるが、原产地証明書第10欄(インボイス番号及び日付欄)が空欄となっており、また、第1欄に第三国インボイス発行者の名称等の記載もない。これは原产地証明書申請時に第三国で発行されるインボイスの番号及び日付が不明であった為であるが、有効な原产地証明書と認められるか。

【回答】取引関係書類により輸入貨物との同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効と認められる。

【参考】輸入申告に使用されるインボイスが第三国に所在する者により発行される場合には、原产地証明書の第10欄に当該インボイス番号及び日付を、また、第1欄に“第三国でインボイスが発行される旨”及び当該インボイスを発行する者の“名称”、“住所”を記載する必要がある。

また、原产地証明書申請時に第三国で発行されるインボイスが不明な場合、タイ協定においては第10欄にタイで発行されたインボイス（メーカーインボイス）の番号及び日付を記載し、第1欄に“第三国でインボイスが発行される旨”及び当該インボイスを発行する者の“名称”、“住所”を記載する必要がある。

VII アセアン包括（A J C E P）協定

・分割申告により異なるEPA税率をそれぞれ適用する場合

(問94) マレーシアから第21類の調製食料品（同一品目）を輸入する。数量は50C/T、インボイス価額の合計は38万円である。

引取の都合上貨物を2回に分けて輸入申告する。2回に輸入申告が分かれてしまったので課税価額が20万円以下となるが、いずれもアセアン包括協定を適用し、少額扱いとして認められるか。

又は、1回目はアセアン包括協定少額、2回目はマレーシア協定少額として申告することも可能か。

なお、本件調製食料品はアセアン包括協定及びマレーシア協定のいずれにおいても協定上のマレーシア原産品と認められる貨物である。

【回答】いずれも認められない。

【理由】1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、EPA税率と関税暫定措置法第8条の2に規定する一般特恵税率）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行つた場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして）処理する（関税法基本通達68-5-7）。

・アセアン包括協定における締約国以外の第三国産材料を使用した衣類

(問95) ベトナムからニット製の女性用のジャケット（第61.04項）を輸入する。材料となるすべての縫地（第60類）は非締約国から輸入したものを使用し、ベトナムでは製品に縫製する工程のみを行つた。日本へ輸入する時アセアン包括税率は適用できるか。

【回答】適用できない。

【理由】非締約国で生産された縫地を材料として縫製したジャケットはアセアン包括協定の第61.04項の品目別規則を満たさず、アセアン包括協定上の原産品とは認められない。

【参考】第61.04項の品目別規則

CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが一又は二以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）

・第13欄のチェック漏れ

(問96) 原産地証明書は船積の4日後に発給されている。第3欄に船積日の記載はあるが、第13欄のIssued Retroactivelyの□のレチェックが脱落している。有効な原産地証明書として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】原産地証明書裏面の記載要領の9には、遡及発給の場合、第13欄のIssued Retroactivelyの□にレチェックがなされることとなっているが、真正性が明らかな場合に限り、有効と取り扱う。

・連続する原産地証明書と積送基準の関係

(問97) カートンに梱包されたアセアン包括協定上のタイ原産品のサンダルをコンテナに入れてベトナムへ輸送し、ベトナムの倉庫へ一旦搬入後、日本からのオーダーを受けカートン単位でベトナムから輸入する。ベトナムにおいて連続する原産地証明書(Back-to-Back C/O)を取得した場合には、アセアン包括税率の適用は認められるか。なお、ベトナムから日本までは直送されている。

【回答】認められる。

【理由】アセアン包括協定附属書4第3規則4(b)に定める連続する原産地証明書(Back-to-Back C/O)がベトナムにおいて発給される場合には、アセアン包括協定上のタイ原産品とみなし、アセアン包括税率の適用は認められる。なお、連続する原産地証明書(Back-to-Back C/O)の発給がなくとも、ベトナムの倉庫において新たな加工等(製品の組立て、協定締約国の材料を元にした新たな製品等であって貨物の積卸しや保存に必要な作業等を超えるもの)がなされていない場合には、積送基準を満たすこととなる。よって、原産地証明書が遡及発給され、積送基準を満たしていることの証明ができれば、アセアン包括税率の適用が可能な場合があることから首席原産地調査官等に相談。

VIII スイス協定

・原産地申告(認定輸出者による自己証明)の申告文①

(問98) インボイスに印刷された原産地申告文の記載が、“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss origin.” となっており、originの前のpreferentialの文言が抜けている。有効な原産地証明として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】原産地申告は、認定輸出者が、当該原産地申告を行うことによって、貨物がスイス協定の原産地規則に従った原産品である、ということを自己の責任において証明するものである。

本事例のような規定申告文との些細な相違は、原産地申告であることが明らかな場合として有効と認められる。

・原産地申告(認定輸出者による自己証明)の申告文②

(問99) インボイスに印刷された原産地申告文の記載が、“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss/EC preferential origin.” となっている。有効な原産地証明として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】原産地申告は、認定輸出者が、当該原産地申告を行うことによって、貨物がスイス協定の原産地規則に従った原産品である、ということを自己の責任において証明するものである。

本事例については、原産地申告の本文の中に「/EC」の文言が入っているが、当該相違が些細な誤りであり、原産地申告であることが明らかな場合として有効と認められる。

・原産地申告(認定輸出者による自己証明)の申告文とインボイスの関係

(問100) インボイスに印刷された原産地申告文の記載は規定通りであるが、インボイスには多数の品目(item)が羅列されており、品目ごとにその原産地(origin)が記載されている。スイスが原産地の品目が多いが、他の国が原産地であると記載されている品目もある。有効な原産地証明として認められる

【回答】(原産地がスイスの品目について)認められる。

【理由】原産地申告は、認定輸出者が、当該原産地申告を行うことによって、貨物がスイス協定の原産地規則に従った原産品である、ということを自己の責任において証明するものである。

本事例については、認定輸出者は、スイス協定原産地申告がなされたインボイスにおいて、原産地がスイスの品目とそうでない品目を明確に区別している。これは、スイス協定原産地申告の申告文の中の、except where otherwise clearly indicated(「別段の明示をする場合を除くほか」)の部分に該当する。

・インボイス以外の商業文書に記載された原産地申告

(問101) 輸入申告の際に税関に提出されるインボイスとは異なる商業文書(例えばデリバリーノート※)に原産地申告文が印刷され、当該商業文書が原産地証明書として税関に提出された場合、スイス税率の適用を認めて良いか。※納品書

【回答】デリバリーノート等にコンテナ番号、シールナンバーが記載されているなどして貨物が特定できれば、スイス税率の適用は可能である。

【理由】原産地申告は、関係する貨物が特定できればインボイス以外の商業文書に印刷されていても構わない(スイス協定附属書2(原産地規則)第4節第19条7)。例えば、デリバリーノート等に原産地申告が印刷されていても、貨物が特定でき、他の要件を満たしていればスイス税率の適用は可能である。

IX オーストラリア協定

・自己申告制度の具体的な利用方法

(問102) 自己申告制度を輸出入手続において具体的にどのように利用したらよいか。

【回答】具体的な利用については、「自己申告制度」利用の手引き（税関ホームページ（原産地規則ポータル）に掲載）を参照願いたい。

[自己申告制度利用の手引き（日豪）](#)

X CPTPP

・事後確認

(問103) CPTPPにおける具体的な事後確認の手続について教えてほしい。

【回答】輸入された產品の原産性に疑義がある場合、税関は、產品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証（書面検証：產品について、質問票等により情報を求める）
 - ② 輸出者・生産者に対する書面検証
 - ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証（事務所や工場等を訪問し、產品の原産性を確認すること）
- （※）輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はCPTPP税率の適用を否認。

なお、我が国税関による検証（事後確認）については、原則として、まずは①により輸入申告者へ事後確認を実施し、疑義の解明に至らない場合に②・③による手法へ移行する。

外国の税関から日本の輸出者への検証については事案により①～③いずれかの方法により行われる。

・自己申告の方法、具体例について

(問104) 自己申告について提出書類や具体例が知りたい。

【回答】税関ホームページ（原産地規則ポータル）に掲載の「自己申告制度利用の手引き」をご確認ください。

自己申告制度利用の手引き（CPTPP）

[様式見本 原產品申告書（和文）](#) [原產品申告書（英文）](#)

[様式見本 原產品申告明細書（和文）](#) [原產品申告明細書（英文）](#)

・自己証明制度 附属書3-A 5について

(問105) CPTPP締約国において、一部の国ではこれまでどおり原産地証明書を当局が発給すると聞いたが、その概要について教えてほしい。また、どのように輸入申告すればよいか。

【回答】附属書3-A 5の規定を適用する旨を通報した国においては、それぞれの締約国におけるCPTPP発効日から最長10年間、自国から輸出される產品に係る原産地証明は、自国の権限のある当局（原産地証明書発給機関）又は自国の政府が認定した輸出者（認定輸出者）のいずれかであることを要求できることとされている。

当該規定に基づき、ベトナム（2019年1月14日発効）、マレーシア（2022年11月29日発効）及びブルネイ（2023年7月12日発効）については、これらの国から輸出される貨物についてCPTPPのEPA税率を受けようとする場合には、我が国への輸入申告の際、それぞれの国の権限ある当局が発給する原産地証明書又は輸入者が作成する原產品申告書のいずれかを税関に提出いただくこととなる。

なお、それぞれの国の権限ある当局が発給する原産地証明書を提出いただく場合でも、同附属書及び国内法令に基づき、我が国への輸入申告の際には原產品申告書と同様の扱いとなるため、当該原産地証明書の他、別途原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書及び関係書類）を提出する必要があるため、ご留意いただきたい。

【附属書3－A 5適用通報国から我が国へ輸入する場合の原産地証明方法】

- ① 輸出締約国発給機関（又は認定輸出者）からの原産地証明書
 - + 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）
- ② 我が国の輸入者作成の原産品申告書
 - + 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）
 - * 原産地証明書及び原産品申告書は課税価格の総額が20万円以下の場合は提出省略可能
 - ** 原産品申告明細書は、課税価格の総額が20万円以下の場合、完全生産品（インボイス等の関係書類で確認できる場合）及び事前教示取得貨物については提出省略可能

【参考】自己申告制度利用の手引き（CPTPP）

附属書3－Aの適用に伴い、それぞれの国から輸出される貨物について関税上の特恵待遇の要求が行われる場合には、これらの国内に所在する輸出者及び生産者による自己申告（原産品申告書）に代えて、それぞれの国の権限ある当局が発給する原産地証明書が提出されることとなる（ただし、日本側への輸入申告においては、輸入者自己申告は可能である。）。

なお、それぞれの国の権限ある当局が発給する原産地証明書は、例えばFormAJ、FormVJ、FormMJEPAでの代用はできないことに注意。

・輸入者自己証明制度の実施を保留している国への輸出手続きについて

（問106）CPTPP締約国において、一部の国では輸入者による自己申告ができないと聞いたが、その概要について教えてほしい。

【回答】ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムの5カ国は、第3・20条第1項・注2に基づき、それぞれの締約国におけるCPTPP発効日から最長5年間、輸入者による自己申告制度は実施されない。

このため我が国からこれらのCPTPP締約国へ輸出する場合、我が国所在の輸出者又は生産者がCPTPP原産であることを示す必要がある。

【参考】自己申告制度利用の手引き（CPTPP）**・原産地証明書の様式について**

（問107）CPTPP自己申告に用いる定型様式はあるか。

【回答】CPTPPでは協定上決まった様式の原産地証明書はなく、附属書3－Bに定める必要的記載事項を含めたものであれば任意様式を用いてよい。

【補足】自己申告において、税関ホームページ（原産地規則ポータル）へ掲載している様式見本等が利用可能。

輸出の場合、英語以外の言語で作成すると相手国の自国言語への翻訳を求められることがある。

我が国への輸入については、英語又は日本語以外で作成されたものであれば訳文を用意願いたい。

輸入申告時の添付書類については上記問105を参照。

[様式見本 原産品申告書（和文）](#) [原産品申告書（英文）](#)

[様式見本 原産品申告明細書（和文）](#) [原産品申告明細書（英文）](#)

附属書3－B 必要的記載事項**自己申告制度利用の手引き（CPTPP）**

・原産性を証明する書類の保管について

(問108) 輸出入者・生産者に対する書類の保存義務はあるか。

【回答】協定第3・26条、関税法第94条、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条に基づき、輸出入者・生産者は以下の書類を保存する義務がある。

輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該輸入に関する文書。（特恵待遇の要求の根拠となった原産品申告書を含む） ◆ 特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産品申告書に基づく場合には、当該产品が原产品であり、かつ、関税上の特恵待遇を受ける資格を有することを示すために必要なすべての記録。
輸出者・生産者	<p>輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から5年間以下の書類を保管。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該輸出者又は生産者が提供した原産品申告書に記載した产品が原产品であることを示すために必要な全ての記録。

・新たな加盟国についてCPTPPが効力を生ずる日前に日本へ到着した貨物等について

(問109) 新たな加盟国についてCPTPPが効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物についてCPTPP税率の適用は可能か。

【回答】新たな加盟国についてCPTPPが効力を生ずる日後に輸入申告等する場合、必要なEPA税率適用要求手続が行われることを条件としてCPTPP税率の適用可能。

X I　日EU協定

・締約国の範囲

(問110) 本協定における欧洲連合（以下EU）の範囲はどこになるのか。

【回答】協定第1・3条1(a)においてEUの範囲は欧洲連合に関する条約及び欧洲連合運営条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域をいう。

また、関税率についてはEU関税法が適用される地域にも適用される。

ただし、自治領・離島・飛び地が多数存在しているため取扱いが異なる場合がある。

また、2021年2月1日より日EU協定の地理的適用範囲が変更となっているので留意されたい。

【参考】日EU・EPA_EPA税率の地理的適用範囲表

・原産地申告の様式について

(問111) 日EU協定の自己申告に用いる定型様式はあるか。

【回答】以下のとおり。

輸出者（生産者）が作成するもの … 附属書3－Dの定型文

輸入者が作成するもの … 任意様式（税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本が利用可能）

【日EU協定：我が国へ輸入する場合の原産地証明方法】

① 附属書3－Dに定める原産地申告（※）

　+ 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）（※※）

② 輸入者が作成する原産品申告書（※）

　+ 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）（※※）

（※）課税価格の総額が20万円以下の場合は提出省略可能

（※※）課税価格の総額が20万円以下の場合、完全生産品（インボイス等の関係書類で確認できる場合）及び事前教示取得貨物は提出省略可能。

自己申告制度利用の手引き（日EU）

日EU・EPAにおける貨物の原産性にかかる説明（資料）の提出について（[和文](#)／[英文](#)）

[様式見本　原産品申告書](#)

[様式見本　原産品申告明細書（和文）](#)　[原産品申告明細書（英文）](#)

[原産地に関する申告文（附属書3－D　日本語による申告文）](#)

・輸出者・生産者の自己申告

(問112) 輸出者・生産者による原産地に関する申告は、第三国インボイスによる輸入申告の場合、同インボイスを発行した者が作成することも可能か。

【回答】協定第3.1条(c)の規定により、「輸出者」とは、「締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)をいう。」と定義されている。第三国インボイスの発行者は、協定上の「輸出者」の定義に該当しないことから、当該第三国インボイスの発行者が原産地に関する申告を作成することは認められない。

なお、第三国インボイスが発行される場合には、協定上の「輸出者」の定義に該当する締約国所在の者が、締約国で発行されるメーカーズインボイス等、第三国インボイス以外のその他の商業上の書類に原産地に関する申告文を記載することにより、原産品申告書を作成することが推奨されるが、このような方法により難い場合は、必要に応じて各税関の首席原産地調査官等に相談いただきたい。

(問113) 日本の輸出者又は生産者が作成する「原産地に関する申告文」における「法人番号」とは何を記載すればよいか。

【回答】「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法) 第2条第15項に規定する法人番号(13桁)が該当。我が国の輸出入申告等の輸出入者符号欄に記載されているもの(末尾4桁の枝番部分を除く)と同じ番号を記載する。

・EU側からの原産性確認(検証)について

(問114) 日本から輸出した貨物についてEU側から原産性を確認することがあるとのことだが、EU加盟国の税関から直接問い合わせがあるのか。

【回答】本協定においては直接輸出締約国の輸出者・生産者へ質問するのではなく、輸出国の税関当局を通じて問い合わせる規定となっており、日本税関より日本の輸出者・生産者に対し、EU側から原産性確認の依頼を受けている旨をご連絡する。

* P55 総論編II EU協定 10. 検証制度について を参照

・原産性を証明する書類の保管について

(問115) 輸出入者に対する書類の保存義務はあるか。

【回答】協定第3・19条、関税法第94条、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条に基づき、輸出入者・生産者は以下の書類を保存する義務がある。

輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸入者自己申告の場合は、产品が原産品としての資格を得るために要件を満たすことを示すすべての記録。 ◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面。
輸出者・生産者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から4年間以下の書類を保管。 ✓ 申告書面の写し、 ✓ 产品が原産品としての資格を得るために要件を満たすことを示すすべての記録。

X II　日米貿易協定

・自己申告の方法、具体例について

(問116)　自己申告について提出書類や具体例が知りたい。

【回答】税関HPに掲載の「自己申告制度利用の手引き」を参照いただきたい。

日米貿易協定にかかる原産品申告書等の作成の手引き

・原産品申告書の様式について

(問117)　日米貿易協定の自己申告に用いる定型様式はあるか。

【回答】協定上決まった様式の原産品申告書はなく、日本への輸入の場合、通達に定める必要的記載事項を含めたものであれば任意様式を用いてよい。

【補足】日本への輸入の場合、税関HPへ掲載している様式が利用できる。

原産品申告書（和文）

原産品申告明細書（和文）

・原産性を証明する書類の保管について

(問118)　原産性を証明する書類の保存義務はあるか。

【回答】関税法第94条に基づき、輸入者は以下の書類を保存する義務がある。

輸入者	輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。
	◆ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示すすべての記録。

・日本税関による事後確認

(問119)　日米協定における、具体的な事後確認手続きについて教えてほしい。

【回答】日本へ輸入された産品の原産性に疑義がある場合、日本税関は、輸入者に産品についての情報を求めることができる。具体的には、輸入者に対する書面による検証（書面検証：産品について、質問書等により情報を求めること）を実施。

なお、検証を受けた輸入者が輸出者・生産者に情報の提供を求める場合、輸入者の手配により、輸出者・生産者から日本税関に対し、直接情報を送付することも可能。

(※) 輸入者が十分な情報を提供しない場合等は日米協定税率の適用を否認。

・米国側の原産地規則、手続について

(問120) 米国に輸出する場合に適用する原産地規則、原産地手続について知りたい。

【回答】米国に輸出する場合の原産地規則は、協定附属書Ⅱに規定されている。
具体的な原産地手続については、米国税関のホームページを参照されたい。

[米国税関ホームページ（日米貿易協定について）](#)

X II 日英協定

・締約国の範囲について

(問121) 本協定における英国の領域の範囲はどこになるのか。

【回答】 [日英EPA EPA税率の地理的適用範囲表](#) 参照

・原産地申告の様式について

(問122) 日英協定の自己申告に用いる定型様式はあるか。

【回答】 以下のとおり。

輸出者（生産者）が作成するもの … 附属書3－Eの定型文

輸入者が作成するもの … 任意様式（税関ホームページ（原産地規則ポータル）掲載の様式見本が利用可能）

【日英協定：我が国へ輸入する場合の原産地証明方法】

① 附属書3－Eに定める原産地申告（※）

+ 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）（※※）

② 輸入者が作成する原産品申告書（※）

+ 原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）（※※）

（※）課税価格の総額が20万円以下の場合は提出省略可能

（※※）課税価格の総額が20万円以下の場合、完全生産品（インボイス等の関係書類で確認できる場合）及び事前教示取得貨物は提出省略可能。

[自己申告制度の手引き（日英）](#)

[様式見本 原産品申告書](#)

[様式見本 原産品申告明細書（日本語） 原産品申告明細書（英語）](#)

[原産地に関する申告文（附属書3－E日本語による申告文）](#)

・輸出者・生産者の自己申告

(問123) 輸出者・生産者による原産地に関する申告は、第三国インボイスによる輸入申告の場合、同一インボイスを発行した者が作成することも可能か。

【回答】 協定第3.1条(c)の規定により、「輸出者」とは、「締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。」と定義されている。第三国インボイスの発行者は、協定上の「輸出者」の定義に該当しないことから、当該第三国インボイスの発行者が原産地に関する申告を作成することは認められない。

なお、第三国インボイスが発行される場合には、協定上の「輸出者」の定義に該当する締約国所在の者が、締約国で発行されるメーカーズインボイス等、第三国インボイス以外のその他の商業上の書類に原産地に関する申告文を記載することにより、原産品申告書を作成することが推奨されるが、このような方法により難い場合は、必要に応じて各税関の首席原産地調査官等に相談いただきたい。

・EUを経由して日本に輸送される場合における手続きについて

(問124) 英国で生産された產品をEU域内で貯蔵後、日本へ輸出する場合の手続きを教えてほしい。

【回答】英国で生産された產品を第三国であるEU域内で貯蔵し、その後に日本へ輸出する場合は、協定第3・10条2の規定のとおり、当該產品がEU域内において税関の監視の下に置かれている必要がある。また、日本での輸入申告時には、当該貨物が積送基準を満たしていることを確認するための資料（通しB/Lや税関管理下の保税地域への搬出入記録等）の提出が必要となる。

なお、前問123のとおり、原産地に関する申告文を作成できるのは締約国に所在する者であることから、EUにおける輸出者が作成することは認められない。

・英國側からの原産地確認（検証）について

(問125) 日英協定における事後確認の手続きについて教えてほしい。

【回答】本協定においては直接輸出締約国の輸出者・生産者へ質問するのではなく、輸出国の税関当局を通じて問い合わせる規定となっており、日本税関より日本の輸出者・生産者に対し、英国側から原産性確認の依頼を受けている旨をご連絡する。

※P59 総論編II 日英協定 11. 検証制度について を参照

・原産性を証明する書類の保管について

(問126) 輸出入者に対する書類の保存義務はあるか。

【回答】協定第3・19条、関税法第94条、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条に基づき、輸出入者・生産者は、日本において、以下の書類を保存する義務があります。

輸入者	輸入の許可の日の翌日から 5年間 、以下の書類を保存。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸入者自己申告の場合は、產品が原産品としての資格を得るために要件を満たすことを示す全ての記録。 ◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書。
輸出者 生産者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から4年間以下の書類を保管。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申告書面の写し、 ✓ 產品が原産品としての資格を得るために要件を満たすことを示す全ての記録。

XIII RCEP協定

・原産地申告の様式について

(問127) RCEP協定の自己申告に用いる定型様式はあるか。

【回答】協定上特定の様式は定められておらず、協定附属書3Bに定められた必要的記載事項が網羅され、英語により作成されており、インボイス等との関連性が明記されていれば、日本税関においては任意の様式で作成されたものを受理します。税関ホームページ（原産地規則ポータル）に掲載している様式をご利用いただくことも可能です。

[様式見本 原產品申告書](#)

[様式見本 原產品申告明細書（日本語）](#) [原產品申告明細書（英語）](#)

[自己申告制度利用の手引き（RCEP協定）](#)

・原産性を証明する書類の保管について

(問128) 輸出入者に対する書類の保管義務はあるか。

【回答】協定第3・27条及び国内法令に基づき、輸出入者・生産者は、日本において、以下の書類を保管する義務がある。

輸入者の 保管義務	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保管。 保管すべき書類は、選択した申告制度によって異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者証明制度、認定輸出者制度 原産地証明書、認定輸出者による原産地申告 ■ 輸出者又は生産者による自己申告制度 原產品申告書及び申告書作成者等から提供を受けている產品が原產品であることを証明するために必要な追加的な資料 (「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む) ■ 輸入者による自己申告制度 原產品申告書を含め、產品が原產品であることを証明するために必要な全ての記録 (「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む) <p>※輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保管義務の対象外。</p>
輸出者・ 生産者の 保管義務	<p>輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から3年間、 第三者証明制度及び認定輸出者制度を利用した輸出者・生産者は、発給・作成日の翌日から3年間、以下の書類を保管。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 原産地証明書・認定輸出者による原産地申告・原產品申告書の写し ■ 產品が原產品であることを証明するために必要な全ての記録 (「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む)

・協定発効前に船積みされた貨物について

(問129) RCEP協定発効前に船積みされた貨物であっても、協定の規定を満たす产品には、RCEP協定税率の適用は可能か。

【回答】協定の規定を満たす产品であって、同協定発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中の貨物又は輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物について、協定発効日から180日以内に輸入申告する場合、必要な特惠要求手続が行われることを条件として、RCEP協定税率の適用が可能。なお、原産品申告書、原产地証明書はRCEP協定発効日以降に作成されたものである必要がある。